

同(山原健二郎君紹介)(第四七二二二号)

同(吉井英勝君紹介)(第四七二二四号)

P K O 法案の廃案と憲法を生かす国際協力の実現に関する請願(斎藤一雄君紹介)(第四五二四号)

同(斎藤一雄君紹介)(第四七二二七号)

自衛隊の海外派遣反対、国連平和維持活動協力法案の廃案に関する請願外一件(伊東秀子君紹介)(第四七二五五号)

同外二件(長谷百合子君紹介)(第四七二二六号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会閣法第五号)(参議院送付)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会閣法第六号)(参議院送付)

○林委員長 これより会議を開きます。

第百二十一回国会、内閣提出、参議院送付、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対し、檜崎弥之助君から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。檜崎弥之助君。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○檜崎委員 私は、進歩民主連合を代表いたしまして、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案の趣旨を申し上げますと、

第一に、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務及び輸送の委託に関する規定を削除すること、

第二に、国際平和協力本部に、国際平和協力業務の実施、協力隊員の教育訓練、国際平和協力業務の使用する船舶、航空機等の管理等を行う協力隊を常設するとともに、個々の国際平和協力業務は実施計画の定めるところにより、当該業務を行うために編成される協力隊の部隊である派遣隊により実施されること、

この第一と第二は、言うならば自衛隊とは別組織、つまり自衛隊法の適用を受けない協力隊という意味であります。

第三に、内閣総理大臣は、実施計画の決定があったときは、速やかに、国際平和協力業務を行うことにつき国会の承認を得なければならぬ。

国会の閉会中は、速やかに臨時会を召集する。衆議院の解散の場合は、参議院の緊急集会を求めて承認を得ること、

第四に、内閣総理大臣は、国際平和協力業務を国会承認を得た日から一年を超えて引き続き行おうとするときは、その三十日以内に、業務の継続につき国会の承認を求めなければならないことと、不承認の議決があったときは、遅滞なく、当該業務を終了させなければならないこと、

第五に、協力隊に派遣される自衛隊員は、派遣の期間中、自衛隊員の身分を保有するが、自衛隊員の職務に従事しないものとすること、

第六に、国際平和協力本部が、派遣員の構成員たる協力隊員の安全のため保有し、隊員の貸与する

る装備はけん銃に限るものとする

であり、

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。内閣官房長官加藤紘一君。

○加藤内閣官房長官 衆議院議員檜崎弥之助君、進民連提出に係る国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案については、政府としては反対でございます。

○林委員長 ただいま議題となっております両法律案及び修正案について議事を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。衛藤晟一君。

○衛藤晟一委員 平成元年十二月から翌平成二年初頭にかけて、マルタにおいて、米ソ首脳会談を初めとして軍縮及び環境というまさに世界の直面する二大テーマにつき、米ソ両大国の間で実りある議論が行われたことは記憶に新しいところであります。マルタにアメリカのブッシュ大統領そしてソビエトのゴルバチョフ大統領の両巨頭が集まり、冷戦構造が崩壊した後の世界のあるべき姿、そして新しい世界秩序について話し合ったのであります。ここからまさにポスト冷戦の偉大な第一歩が始まったと言つて間違いないというぐあいに思います。

このやりとりの中で、軍縮なくして環境問題の解決あり得ず、そして冷戦構造の崩壊に伴い多発し激化するであろう地域紛争に対する有効な対応なくして軍縮あり得ずという関係が明らかにされました。この意味で、マルタ・サミットによって形づくられたと言われまい、いわゆるマルタ体制は、単にポスト冷戦時代の幕をあけるといふものにとどまらず、まさに国際社会の直面する今日の課題を先取りするものであったと言えるのではな

いでしょうか。

現在、世界は、年間一兆ドル、百三十兆円の軍事費を支出しています。これが半減されれば、年間五千億ドルの資金が社会基盤整備に使われるのであります。今、ブラジル・リオデジャネイロで行われております地球サミット、国連環境開発会議で、年間千二百五十億ドル、十六兆円の必要資金が議論をされています。まさに、平和と軍縮の実現なしにはこれらの資金は創出できないことは明白であります。日本の国際協力、貢献の基本は、もつと云えば日本の世界に対する存在理由は、まさにこの一点に集約されるべきであらうというぐあいに思います。世界の平和と戦略と地球環境保全こそが日本が世界に向かって果たすべき役割であります。

総理は本年一月の施政方針演説において、冷戦後の時代は新しい世界の秩序を構築する時代の始まりであるとの認識を示しておられますが、来るべき新しい世界秩序に対する総理のお考えを伺いしておきたいと思つております。

○宮澤内閣総理大臣 過般の施政方針の演説でも申し上げたことですが、ただいま衛藤委員の言われましたような、マルタ会談によりまして象徴されますようなその後の世界の動きというもの、明らかに冷戦というものは終結をした。それによりまして、大きな流れとしては、御指摘のように長い間軍備のために大国も小国も非常に大きな負担をしていた、その負担から解放された大きなエネルギーをいわゆる平和の配当として南北問題あるいはいわゆる地球規模の問題、ただいま仰せになりましたような問題であります。そういうことに人類が初めてそのようなエネルギーを集中して注ぐことができるようになる、そのような可能性というものが非常に大きくなってきたと考えるわけでございます。我が国は、戦後軍事大国にならないことを標榜してそういう道をみずから歩んできた国でございますから、このような大きな流れがさらに推進されるように、その先頭に立つてこのような世界の動きを推進すべきであ

る、そのように考えております。

○衛藤(展)委員 ありがとうございます。まさに戦後最も平和の恩恵を受けたのは我が国であります。その平和の実現のためにこれから日本が世界に向かつてリーダーシップの役割を果たしていく、そして地球環境保全に大きな役割を果たしていくということがこれからの日本の使命であらうかというふうに思います。世界に向かつて、顔がないと言われる日本がこれから初めて大きな役割を果たすことができるというふうに思っています。大きな期待をいたしておりますので、総理、頑張ってくださいというふうに思います。

さて、軍縮にせよ、環境にせよ、その目的は、人類に対する脅威を取り除き、平和と繁栄を享受し得る状況をつくり出していくことにほかならないのではないのでしょうか。ポスト冷戦時代にあつて、国際的な安全保障体制すなわち国連を中心とするところの集団的安全保障体制の意義はますます高まるばかりであろうかと思われまふ。国連が新秩序構築の担い手として中心的な役割を果たしていることについては異論がないものと思われまふ。

今年一月に総理みずから御出席されました安保理サミットにおいても、国連の果たす役割と国連を中心とする集団的安全保障体制の重要性につき共通の認識が得られたと承知をいたしておりますが、総理御自身のお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○宮澤内閣総理大臣 このような時代になりました、国連に期待される役割は非常に大きいわけがございますが、その一つは、米ソの対立というものがなくなりました結果、従来長いこと国連が米ソの対立に関する限り有効に機能し得なかつたという点がございまして、それが、そのような制約から逃れて国連がより自由に行動できるようになったというところは、例えば湾岸戦争の場合に我々はそれを見たわけでございます。また、しかし同時に、米ソの冷戦が終わりました結果、かえって各

地域に地域的な紛争が起こりやすい状況になった。民族であるとか宗教であるとかいろいろな問題がございまして、その例を我々は今日たくさん見るようになりまして、そういう場合に、この紛争を処理するに当たって、殊に紛争を何とか解決して後平和維持をしたいという場合の国連の役割というものが、これはたゞいま御審議を願っております法案そのものに關係するのでございまして、非常に増大を遂げた。この二つの変化が国連の果たすべき役割について起こってきたということを申し上げることができると思っています。

しかしながら、そこで、衛藤委員の言われまふたように、そのような局地的な紛争に対して、紛争が起こらないようにする方法はないのか、紛争があつた後平和維持も大事でございまして、事前にこれを起こらないようにするために国連としてはもっと有効な機能を果たすべきではないかというところは当然だれもが考えることでありまして、それがことしの一月の国連の安保理事会サミットの議論の一つの中心になった。そのことは、つまり紛争が起こりそうな状況を事務総長が的確に把握をして、そしてそれによって紛争が起こる前にその紛争の原因を話し合ひなり調停なりによって除去する、そのような国連の機能が大事ではないか、こういう問題意識は私はまさにそのとおりであらう。ただ、国連がにわかに大きな役割を担うに至りましたので、国連そのものの仕組み、あるいはその他の機能がこれだけの大きな仕事をにわかに担うのに十分であるかどうかということとは問題でございまして、そのために国連の機能をいろいろに強化しなければならぬではないかということが、ことしの一月の会議におけるいは出席者が多く発言した点であつたわけでございます。

○衛藤(展)委員 その安保理サミットにおいて、国連を中心とした新しい世界秩序の構築において、平和維持活動とともに今総理からありましたように平和創出活動、すなわち国連の事務総長を

中心としたところの調停、仲介あるいは事実調査を通じての紛争の平和的解決あるいは紛争の未然防止を図るといったことの重要性も総理みずから指摘をされたというふうに伺いたしております。

平和維持活動、PKOとピースメーキング、PMOともいふべきものであると思ひますけれども、この両者、あたかも車の両輪のごとく世界の平和と安全をつくり出し、そして維持していくということがこれから考えられるのだらうと思ひます。まさにこの安保理サミットにおいて世界の平和実現のための車の両輪としての位置づけが明確になされたということは、我々、世界平和を実現するためには大変好ましいことであるというふうに考へております。いわゆるPKOなくしてやはりPMOはあり得ない、PMOなくしてPKOはあり得ないという事実がある以上、その両者を大切にはぐくんでいくこそ国際社会全体の責任であるというふうに思ひます。また、平和と安全な世界を次の世代へと引き継いでいくべき我々一人一人の責務ではなからうかというふうに思ひます。

改めて総理から、このPKOとPMOの役割について御見解を賜りたいというふうに思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 御指摘のように、PKOとこのは現実には紛争が起きました後、当事者が紛争を中止するという合意をした場合に国連にその後の平和の確保を要請するという、そういう国連の機能を考へておるわけでございますけれども、むしろそのような紛争が起る前に国連が有効に機能いたしますならばもっとよいではないかということなどはだれもが考へることでございます。そのためにはいろいろ大事な条件がございまして、けれども、紛争当事国が、あるいは当事者、当事国と申し上げておきますが、国連のメンバーであつた場合に、いろいろな状況というものを国連の事務総長にかねて十分に報告をすることが大事である。各国ともなかなか紛争の種になりますような

ことを公にしたがらないということから、国連の事務総長が世界の紛争の危険性について十分に知らされていらないというのが実は現状でございまして、ですから、そういう意味での国連の事務総長が持つべき情報あるいは情報収集の機能というものが第一に非常に問題であらうと思はれるのであります。

それから、仮にそのような危険が察知されましたときに、国連として危険を未然に除きますために有効に行動しなければならぬわけでございますけれども、そのための国連の一般的な機能というのはいまだ十分でない。それは、従来余りそういう場というものが国連に与えられておりませんでしたのでやむを得ない点もございまして、けれども、これを充実しなければならぬ。また、財政的な基盤も国連自身まだまだ十分ではない。いろいろ国連を強化しなければ、ただいまおっしゃつていらつしやいますピースメーキングに十分な能力を発揮し得ないという問題がございまして、それがせんだつての安保理サミットでもいろいろに議論されたところであり、これからこれは緊急にやはり考へていかなければならぬ問題であると存じております。

○衛藤(展)委員 ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。そして、今、後ろからあつたように、そういう国連の強化に向かつて、ぜひ宮澤総理、先頭になつてやつていただきたいというふうに心から期待をいたしたいと思います。

さて、世界の平和と安全を確保するために国連憲章が予定していた集団安全保障体制は、国連憲章の第七章にあるとおり、場合によつては、国連の旗のもとに組織された国連軍をまさに中核的なアイデアとするものであります。しかしながら、戦後、国際政治の冷戦構造の中でそのような国連軍はいまだ実現するに至つていません。これにかわつて、国連の長年にわたる慣行を通じて編み出されてきたのがPKOというものでないか、たのでしようか。国連の権威によつて、力でなく

説得によって平和を維持していくPKOこそ現在の世界の平和を支える最大の現実的手段であり、新しい世界における平和のシンボルであるというぐあいに思います。

そこで、総理に、今日の世界の平和維持におけるPKOの位置づけについてお尋ねを申し上げます。

○宮澤内閣総理大臣 先ほどから申し上げておりますように、PKOというのは、いわば国連憲章そのものと申しますよりは、むしろ自然発生的に長いこと、歴史の中から誕生してまいりました。これまで二十七日が設立されておりますけれども、最近だけでも八件というようなPKOの設立がございました。世界の八十カ国以上の国々から五十万人以上の人々が参加をしたと言われております。そしてノーベル平和賞も受けた。それは、国連の、中立・非強制といういわば国連の権威において、説得によって平和の維持回復を図るという活動であったわけでございます。それだけの大きな実績を残してまいりました。

確かに、御指摘のように国連軍という独自の、国連のいわば国際公務員としてのそのような部隊を持つことができません。それによってピースキーピングも可能であるのみならず、先ほどからお話のピースキーピングの方も場合によってはできるかもしれないというところは考え得る点でございますけれども、御案内のように、この国連軍といふものは具体的に考えられたことがございせん。憲章でもその点については触れておりますものの、その場合には各国と特別協定を結ぶというようにも書かれておりまして、それがどのようなものであるかについてもかつて例がございせんので、国連軍といふものは今の段階ではいまだに具体的な案としてとらえ得ない。したがって、可能なのが国連の平和維持活動ということになるわけでございます。それによって国連は各国からこれの参加を得て平和維持の機能を果たす、それ以外に現在の国連としては行く道がないというところでございます。

しかし、このピースキーピングというのは非常に大事な先ほどから申しましたような活動でございまして、殊に近年、そのピースキーピングを要請する紛争があつちこちに多い。我が国としても、これは憲法がむしろ希求いたしますところの平和の維持、増進のための国連の活動でございまして、これに貢献することが我々としてなすべき道である、このように考えまして法案の御審議を願つておるわけでございます。

○衛藤(慶)委員 つい先日、ある雑誌に「PKOとは何か」ということを簡単に書いたものがありまして、これは西村さんの私の論文であるということを出ていまして、どうもPKO議論の中で、PKO、PKOという言葉が先行して、具体的な中身が我々に伝わりにくい、国民の皆さんに伝わっていないのではないかと感じいたしますので、若干それを説き明かしたいと思つております。

そもそも、国連の平和維持活動、いわゆるPKO活動とは何か。それは武力紛争をやめることにした者に、公平な措置がとられるという安心感と時間を与え、やまと生まれた平和への希望を根づかせる活動である。停戦の合意を監視すると書いています。

「このほかにも、合意に反して武器が運び込まれないかを監視する。また、放棄された武器を処分したり、緩衝地帯に駐留したりする。こうすることによって、停戦に合意した当事者は、敵がこちらを出し抜いたり、密かに軍備を強化したりすることはないと安心できる。なぜなら、敵がそうしたらPKO、すなわち世界全部が監視しているからだ。」まさに非常にわかりやすい文章でありますけれども、PKO議論の中でどうも、PKOとは何なのか、ただピースキーピング・オペレーションということだけを言つてもわかりづらいような感じがいたしますので、ぜひ政府としても、これを国民の皆さんにわかりやすいように今後アピールしていただきたいというぐあいに思つていところでございます。

さて、次の質問に移りたいと思つております。

私どもはPKOについて議論をする場合、觀念的な問題に終始することは許されたいというぐあいに思つております。平和は天から与えられるものではなく、それぞれの国、それぞれの国民が絶えざる努力を払い続けてこそ手にできるものだというぐあいに思つております。PKOを通じての平和の維持とて同様であります。安保理がPKOの設立を決議すれば自動的に目的がかなうというわけではございません。そこでPKOの要員として活躍するさまざまな人々、それら一人一人の献身的努力と地道な働きがあつてこそ輝かしい成果が保証されるというぐあいに思つております。

今回の法案に関する議論を通じて、PKOの実態についてさまざまな角度から説明があらまし。そのような実態を正しく把握してこそ地に足のついた議論が初めて可能になるといふ観点から、ここで改めて幾つかの点を確認しておきたいと思つております。

まず第一に、冷戦終結後の国際情勢の流動化、それを受けての地域紛争の勃発に伴い、世界の多くの地域においてPKOのニーズが高まつています。一九四八年に創設されたPKOも今では二十七八カ国に及んでいます。マルタ会談前後より一気にPKOへの国際的ニーズは高まつたと言われているが、わかりやすい説明を求めたいと思つております。

また、UNTACの明石代表からも種々のお話をお伺いいたしましたが、その中で、PKOに対する国際的ニーズは高まつているけれども、資金と要員の不足が今後の大きな問題であるとの認識もお聞きをいたしました。実態はどのようなものか、御説明をいただきたいと思つております。

○丹波政府委員 先生おっしゃるとおり、これまでの四十三、四年間を通じて世界で二十七のPKOが設立されております。地域的には、中東、それからアジア、アフリカ、中米、ヨーロッパというところで、全世界的な展開地域ということ

でございます。この二十七のうち、現在も活動しているPKO活動は十一になりまして、その十一のうち、いわゆるPKFと呼ばれるものは六つでございます。

それで、世界各地におきまして近年このPKOのニーズが高まつていふことは、例えば一九八八年から設立されたPKOを数えますと十三あるということでございますので、その四十三、四年間の歴史のうち二十七つくられた、しかし、過去四年間でその半分がつくられていふことは、いかに最近になつてこのPKOの重要性が非常に増しているかということも明らかにする数字だらうと思つております。それからもう一つは、昨年からここに八つできていふことも、同じようにそういうニーズが急激に高まつていふことを示しているのだからと思つております。

なぜ、最近そういうニーズが非常に急に高まつたかという点につきましては、先ほどの総理の御説明にもございましたけれども、大きく分けて二つの理由、根源的には一つの理由なんです。冷戦というものが終わった、かつて冷戦なりイデオロギーなりが背後にあつて紛争が起ころし、しかし、そういうものが冷戦が終わつたということ、その紛争の処理のためにPKOが出ていふてゐる。これがカンボジア型と言つていいのかもしれない。

もう一つは、そういう冷戦中にはイデオロギーで抑えつけられていた民族、領土、宗教等をめぐる対立が潜在化していたものが、冷戦が終わつたために噴出してきて、それがもとで紛争が起きて、その処理のために出ていふてゐる。これはユーゴ型と言つていいのかもしれない。そういう理由が背後にあつてこのニーズが非常に高まつてきているということ、現在、PKO活動といふのは、国連の中における非常に大きな主要な任務になつております。

先生、財政のことをおっしゃいましたけれども、国連は通常予算の問題でも非常に今財政難で

ございますが、このPKOの財政についても非常に大きな困難を抱えておりまして、現在の数字では九億ドルぐらいの赤字を抱えておるといふふうに承知いたしております。

○衛藤(展)委員 ありがとうございます。

この四年間に何と二十七のPKOのうちの半分の十三が設立されたという事実と照らしとときに、まさにポスト冷戦の中で一つの世界平和戦略の行く筋が見えたような感じがいたします。

それでは、これまでのPKOについて、例えばこの場での議論でも、カンボジアにおけるUNTACの活動状況を初め、その具体的なイメージが明らかになるような説明もありましたけれども、そこで、一体どれだけの数の人たちがこの名譽ある活動に参加しておられるのか、例えば現在展開中のPKOの幾つかにつき、何カ国から合計何人程度が参加しておられるのか、概数で結構でございます。紹介していただきたいと思ひます。

○丹波政府委員 先ほど申し上げましたように、現在の活動中のPKOは十一ございましてけれども、概数を各PKOについて挙げさせていただきますと、一番古いゴラン高原に展開しておりますUNTSSOと呼ばれる国連休戦監視機構、パレスチナ、スエズ運河とかゴラン高原に展開しておりますが、約三百名ぐらいの要員を抱えております。

それから、インド・パキスタン軍事監視団というのがございますけれども、これは規模が小さい監視団でございます。約四十名ぐらい。

それから三番目に、UNDOPと呼ばれるゴラン高原に展開しております、国連兵力引き離し監視隊と呼ばれておりますけれども、PKFですが、これは約千三百名ぐらいになります。

それから、サイプラスに展開しております平和維持隊につきましては、約二千二百名ぐらいになるかと思ひます。

それから、UNIFILと呼ばれるおります、南レバノンに展開しております国連レバノン暫定

隊と呼ばれるものにつきましては約五千八百名ぐらい。

それから、昨年の春設立されましたイラク、クウェート間のUNIKOMと呼ばれるおります国連イラク・クウェート監視団は約五百名ぐらい。

それから、国連西サハラ住民投票監視団、MINURSOと呼ばれるおりますけれども、約三百五十名ぐらいでございます。

それから、エルサルバドルの監視団というものがございまして、これは約六百名ぐらい。

それから、アンゴラに国連の監視団がおりますが、約三百四十名ぐらいになるかと思ひます。

それから、御承知のとおり、ユーゴに現在国連保安隊と呼ばれるものが、クロアチア共和国の南地帯に約一万名ぐらいの軍事要員が展開されております。

それから最後に、国連カンボジア暫定機構というものが約九千名ぐらい、UNTACですが、九千名ぐらいに現在なっていると思ひます。

トータルで申し上げまして、恐らく五十カ国ぐらいになるかなと思ひますが、トータルで約三万人ぐらいの要員ということになるかと思ひます。

○衛藤(展)委員 ありがとうございます。

そうしますと、過去におきましては二十七回設立をされ、そして八十数カ国五十万人の方々が協力をし、現在においても五十カ国三万人の方々がこれに協力をされているということであるわけでございますが、まさにこのようなPKOに対して我々も早急に協力ができるようにというぐあいに考えているところであります。このような今日の国際社会における平和と安全確保のために最も重要な手段たるPKOに対して、今お話がありましたように、実に多くの国々からの、また実に多くの人々が参加をしていることが明らかになったわけでありまして、そのようなPKOに対して、しかもPKOへの世界的なニーズが高まる中にあつ

て、効果的な協力を行うことこそ我が国の使命であらうかというぐあいに考えます。

憲法との関係は後ほど伺いたしますけれども、まず総理より、我が国の姿勢の問題として、国際協力、国際貢献を唱える以上、PKOに対し、あとう限りの協力を行うことはむしろ当然だろうというぐあいに思ひますけれども、総理の見解を、考え方を伺いたしたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 我が国は、憲法のもとに軍事大国にならないという決心をいたしまして、今日までその道を歩んでまいりました。また、今後ともそうでなければならぬと思ひます。そのような我が国の歩みの中で、これは戦後しばらくの間はやむを得なかつたことではございますけれども、世界の平和というもののいわば一面的な受益者であつた。これは、援助も受けておつた国でございまして、長いこと受益者である立場を続けてまいりまして、世界の平和に積極的に関与するということとは大変に少なかつた。軍事的に貢献できないことは当然でございますけれども、これだけの経済大国になった場合にもつと貢献をすべきではないかということは、自然に我が国が成長するとも世論の中に起こつてまいりました。

ODAはその一つの道でございます。これは確かに我が国として、今や世界一、二のODAの供与国になつたということは、我々の協力の一つの道でございますけれども、それでもなお、日本は繁榮するに従つて世界の平和にただ乗りをしてい

るのではないか、必要な保険料を払わずに保険だけを受けておるのではないかという批判は、我々がしばしば長いこと受けてまいつたところでござい

ます。しかし、それでも軍事的に協力をすることはできない、このことは今日まで明白にしてまいりました。

しかるところ、米ソの間の冷戦が終つてしまつた。その段階であのようないわゆるガルフ戦争が起つてしまつた。ガルフ戦争というものが、お互ひに記憶いたしておりますようにサダム・フセインと

いう人の侵略が非常に明白でありましたために、国連が安保理事会においてこれに対応するということが現実起こつてまいりました。これは米ソの間の協力関係が生れたからでもございまして、けれども、余りに侵略が明らかでございましたので、国連安保理事会は十幾つの決議を重ねてこの侵略を排除したわけでありまして、その状況を日本国民は見つておつたわけではございますけれども、したがって、その国連に対して財政的な援助をしなくてはならないというコンセンサスは比較的国の中で早く生まれておつたと思ひます。

が、しかし他方で、たまたまあの地域が我が国に對する石油の大きな供給源であつたということもございまして、金だけで済むのだからということ

ことは、国外からも批判がございまして、けれども、国内でも国民の間で大きな議論になつたわけでございます。その場合、初めてと言つていいほど、我々国民が平和の一方的な受益者であつただけでよろしいのか、こういう場合にさらに積極的に貢献する道はないのか、殊さら、この紛争の処理の中心にありましたのが国連安保理事会でございます。ですので、これに対して我々は何もできないの

だらうか、しなくてはいいのだからかという議論は非常に国内に高まつたわけでございます。

そのようなことから、我々が金だけでなくさらに人的な貢献をいかにしたらできるのか、またそのことが適當であるかないかといったような国内の議論の中から、当初政府が御提案いたしましたような人的寄与の考え方が生まれてまいりました。それにつきましては、国会でいろいろ御議論があり、また各党でいろいろ御検討がございました。その結果といたしまして、ただいま御審議を

いたしておりますような国としての人的な貢献といったようなものをすべきではないかという、そのような問題意識を持ちましてこの法案を御審議いただいておりますわけでございます。

つまり、四十何年の国の繁榮の歴史の中から、我々が憲法で許される範囲で世界の平和に国連を中心としてどのように寄与すべきかという問題に

ついでいろいろな議論が行われました。憲法で許されておられないことは、これはやっとならないうことであります。しかし、そうであるならば、憲法で許される精いっぱいのことには我々としてしているということによって、何ゆえにそれより先のことはできないかということをしるはつきり世界に申すべきである、また、それを申すためには許されることはきちんとやっておるということが、我々が世界の平和に誠実に貢献をしているということを示すゆえんであるというふうな考えでおります。

○衛藤(慶)委員 総理の、日本のこれからのあり方、また世界に対する協力、貢献についてかたい決意のほどをお聞きいたしまして、頼もしい限りでございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

我が国がその使命をまさに全うするためには、何よりも我々自身の確固たる決意と重い責任感とが重要であるというところは言うまでもありません。それと同時に、世界の平和と安全というまさに国際公益の根本にかかわるものである以上、国際社会の友人たちの意見にも十分耳を傾けるべきであろうかと思いますが、かかる観点から、我が国の隣人、アジア諸国の本法案に対する反応を伺いたいと思います。

○谷野政府委員 お答え申し上げます。

国連の行いますPKOへの参加に關します日本政府的考え方につきましては、総理御自身あるいは外務大臣等からいろいろな機会にアジア諸国に説明をなさっております。そういうこともありまして、ASEAN諸国、アジアの中でのASEAN諸国につきましては、ほぼ日本政府の考え方については理解が得られておるというのが私どもの理解でございます。

カンボジアからは、本委員会でも御答弁いたしておりますように、シアヌーク殿下みずから、自衛隊の参加につきまして強い期待が表明されておるといふことも事実でございます。

他方、韓国等からは、総理が一月に韓国にお越

しになりましたときに盧泰愚大統領から、日本のこの面での貢献は非軍事的な、経済を中心にしたものであつてほしいというふうなお話もございました。

中国のことがよく話題になりますが、中国の反応は、要するに一口で申し上げれば我が国の、いわゆる海外派兵と言つていただいておりますけれども、海外派兵についてはいろいろ心配な点があるということをお聞かせ願います。しかしながら、申すまでもなく、この今御審議の法案のもとで進めようとしておりますのは自衛隊のPKOへの参加というところでございまして、海外派兵という文脈でとらえるものではございません。そのようなことを中国には引き続き説明してまいりたいと存じます。

○衛藤(慶)委員 よくわかりました。

じゃ、念のため伺ひたいいたしますけれども、ASEAN諸国、中国、南北朝鮮等、PKOへの彼ら自身の参加実績はあるのでしょうか、それをお尋ねいたします。

○丹波政府委員 先生、先ほどPKO分担金の未払い額、私九億ドルと申し上げましたけれども、四月現在で八億ドルでございますので、ちよつと訂正させていただきますと思います。

それから今の先生の御質問は、アジア諸国のうちASEANについてはアルネイを除くインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの五カ国がこれまで次のとおりPKOに参加いたしてきております。

インドネシアにつきましては、UNIKOMそれからカンボジアのUNTACにつきまして軍事監視員を派遣いたしております。それに加えまして歩兵部隊を第一次、これは過去のことでございますけれども、国連緊急隊UNEFIそれからUNEFIIというものに派遣し、かつ現在UNTACに派遣中である。

それからマレーシアにつきましては、軍事監視員をUNIKOM、それから先ほどのMINURSO、それから第二次国連アンゴラ監視団に派

遣し、現在UNTACに派遣しておる。歩兵部隊もマレーシアは派遣いたしております。一昨々年のナミビアにおける国連の活動に派遣し、現在UNTACに派遣しておるということです。

フィリピンでございますけれども、UNTACに軍事監視員を派遣し、それからUNTACに海上部隊を派遣いたしております。それから、随分昔になりますが、コンゴの国連活動、国連軍に對しまして航空要員を派遣いたしております。

シンガポールでございますけれども、軍事監視員をUNIKOMとそれから先ほどのアンゴラ監視団に派遣いたしております。

タイにつきましては、UNIKOMに軍事監視員を派遣し、UNTACに工兵隊を派遣しております。

中国につきましては、既に次のとおりのPKOへの参加を行つてきております。一つは先ほど申し上げました国連休戦監視機構に對し軍事監視員を派遣し、次も軍事監視員の派遣先ですが、イラク・クウェートの監視団UNIKOM、それから西サハラ住民投票監視団MINURSOに對して、それからUNTACに對して軍事監視要員を派遣いたしております。そのほか、御承知のとおりUNTACに中国は工兵隊を派遣いたしております。

南北朝鮮につきましては、国連の加盟国になったのが極めて最近のことです。御承知のとおりでございます。これまでPKO活動には参加してきておりません。しかし、国連加盟国になったわけですから、今後はいずれは参加していくんではないかというふうな考えております。

以上です。

○衛藤(慶)委員 アジアの諸国もまたその大半がPKOへの積極的参加を果たしているとのことでありますけれども、しかしとすれば、世界の各地において、我が国の国民がそれらアジアの人々とともに手を携えて世界平和のために汗を流し、共通の目標達成に向けてPKOを支えていくこと、それによつてまさに一層の理解と信頼とが培われ

ていくことになるのではないかと非常に思っています。

私は、我が国の国際平和協力隊の人々が、まさに各地での行動を通じて、ともに働く他国のPKO要員との友情を育て、そして相互信頼に最大限の意を用いられるよう心から期待をし、また要望する次第であります。

きょうまでの間、PKO法案について、国会の内外で活発な議論が行われてまいりました。その中の大きなテーマのいま一つは、我が国の憲法との関係が取り上げられてきたことは言うまでもありません。しかし、憲法の言わんとするところを正しく把握するには、その歴史的背景をいま一度見詰め直す必要があるのではないかと非常に私には思います。

憲法にはこう書かれています。「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」「日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」第九条「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」というのがあります。一、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「二、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」というぐあいにあります。

さて、そしてまた、パリ不戦条約には、こういうことが書かれています。パリ不戦条約は、第一次世界大戦が終わった後、何とかして世界の平和ができないものだろうかというところで、ブリアン・ケロッグ規約とも呼ばれ、アメリカ、フランスが中心になってこの提案がで上がり、そして世界の各国が条約批准をいたしました。これは

「国際紛争解決のために戦争に訴えることを非とし、国策の具とする戦争を放棄することを各自の人民の名において厳粛に宣言する」と規定しています。二条では、「締約国は一切の紛争または衝突はその性質または起因のいかんを問わず、平和的手段によるのほかにこれが処理または解決を求めないことを約束する」と宣言しています。すなわち、締約国は、戦争を放棄し、紛争を平和的に解決することを約束したのであります。しかし、連盟の制裁として行われる戦争及び自衛のための戦争はこの限りではないという了解は、あらかじめ当事者国の間で存在していたと言われています。これがパリ不戦条約の実体であります。そしてその限界の中から第二次大戦が起こったという反省にかんがみ、国連憲章ができ上がったことは御承知のとおりでございます。そしてその中から先ほど申し上げました日本国憲法ができ上がったことも御承知のとおりでございます。

このパリ不戦条約並びに国際連合憲章そして日本国憲法というものを透かしして見ると、我々の行くべき道ははっきりするといふぐあいに思うのであります。これらの規定から明らかなとおり、退けられるべきは国際紛争解決の手段としての武力の行使及び国権の発動たる戦争であります。しかしかりとすれば、国連PKOへの参加をも憲法九条が禁止しているという主張は歴史的に根拠を持ち得ないといふぐあいに思われます。

念のために、この法案のもとでPKOに協力することは憲法九条の禁ずる国際紛争解決の手段なのかどうか、そして国権の発動たる戦争に当たることなのかどうか、総理より簡潔な答弁をいただきたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 大事な問題でございますので、お答えを申し上げます。

この法案の御審議に当たりまして、この法案が憲法違反ではないかというお尋ねはしばしばございました。で、お答えをしてみたいと思ひましたけれども、何ゆえに憲法違反なのかというこの御指摘は、私は今日まで明確に承ったことがございませ

ん。まず第一に、そんなことをいたしますと、この法案は自衛隊を海外に派遣するのであるから、送るのであるから、自衛隊は……（発言する者あり）

○林委員長 静粛に願ひます。

○宮澤内閣総理大臣 自衛隊は違憲である、自衛隊は違憲であるから自衛隊が云々と。海外に行くということは、これはもちろん違憲である、こういうお話でございますれば、それは自衛隊が違憲であるかどうかという御議論でございます。

私も、自衛隊というものを違憲だと考えておりません。国民の多くもそう考えておられます。私は賛成をするわけにいかない。

次に、次の問題は、自衛隊が参りましたときに平和維持活動に当たる、そのときに平和維持活動が、紛争が一応終わったにもかかわらず紛争が再発するような場合には平和維持活動が妨害をされるおそれがある、そのときには武力を使ってそれを排除するということになれば、我が国は、その維持活動の一部でございますから、それは武力行使にならないかというお尋ねでございます。

これは、法案にございしますように、また、かねて国連の平和維持活動というものは、発砲するようになつてはもうそれは交戦当事者に墮してしまふので、そうしなければもう失敗だと言われております。そのようなことは平和維持活動として最も避けるべきことでございますけれども、それでも観念的にはそういうことがあり得るわけですね。そのときには我が国は、国連のいわゆるスタンダードコードにもかかわらず我が国は行動を中断をする、あるいは平和維持活動から撤退をするということを我が国独自の判断で行い得るということがこの法律案の中に明記してございます。この点は、武力行使に当たってはならないという憲法の精神を忠実に、万が一にも抵触することがないようにという考え方でございします。

その次に、武器の使用の問題がございします。これは、平和維持活動に従事している者が先方から攻撃を受けましたときにどの程度に武器を使用し得るかということでございますけれども、本来、国連の考え方は排除し得るという考え方がございしますけれども、我が国の場合には、しかしそれが一歩を誤りますと武力行使と疑われる心配がある。したがって、武器の使用というものは自分の正当防衛以外になされてはならないということ。この法案の中に明記してございます。

以上三点を総合いたしますと、まず、自衛隊が違憲であるという御議論ならばこれは別でございます。私も、私もそう思っていないと申し上げておきます。

第二に、武力行使に当たるということを、万々一の危険を避けますために、そのような場合には中断し得る、撤退し得る。それから、仮に先方から攻撃を受けましたも、それは自衛の場合にしか武器を使うことができないというのを厳しくこの法律で……（発言する者あり）そういうことができるかとおっしゃるほど、自衛隊の諸君に対して実は苦勞なことをこの法律は強いておるわけでありまして。しかし、そこまでして憲法の規定はやっぱり守らなければならない、そう考えておるわけでございます。

町に出ますと、時々、この法案が何か、我が子を再び戦場に送るなという声を聞きますが、第一、この法案は自衛隊を戦場に送るものではありません。戦場であつたものを平和な土地にしたいための平和維持活動をするのであります。

次に、我が子を云々というものは、これは国民を戦前の時代に、いわば意識的に誤らせようという考え方だと思ひます。今の憲法で何人も我が子をどこへも送らせる義務はありません。このことは新憲法で明らかである。

○衛藤屋委員 ありがとうございます。

まさに総理の簡潔にして明快な答弁をお聞きしまして、安心をいたしました。まさに憲法に害かれておりますように、このPKOは国際紛争解決の手段でもなければ、またそして、国権の発動たる戦争でもなければ武力の行使でもないということ

とは明々白々であります。

現在、自民党の小沢調査会においてもさまざまな議論を聞かせておられます。そこで、PKOというよりもむしろ国連軍、まさに国連憲章の起草者が念頭に置いていた国連軍への参加につき意見が交わされているところでもありますが、今私が申し述べました歴史的経緯に照らしましても、国連軍への参加は憲法の禁ずるところではないとの見方があつてもしかるべきではなからうかと思ひますが、国連軍への参加問題は将来いつか必ず真剣に論議されるテーマであると私は認識いたしておりますので、それだけ述べまして、次に入りたいと思ひます。

さて、このような国連軍は、いわばハードな国連を代表する顔であるとするならば、PKO、そして先ほど申し上げましたところのPMOは、国連憲章第七章の措置とは一味違ふところのソフトな国連を象徴するものではないかというように思ひます。

そもそもPKOというのは、力ではなく、国連の權威と説得により平和を維持するといふものと伺つております。この法案に示されておりますいわゆる五原則という歯どめに照らしても、この法案のもと我が国がPKOに協力していくことに憲法上の問題は生ずるはずはないといふぐあいに思つていますが、この点は従来何度も説明のあつたところであると思ひますが、この機会に改めて修正案の発議者各位、そして総理より確認をいただきたいと思ひます。

○岡野参議院議員 衛藤先生、時間が何分あるのでありましようか。——ないと思ひます。

要するに、世に言うところのPKO、PKF、先生がおっしゃいましたPMOあるいはPBOであります。我が国が本法に基づいて参画しようというPKOは、この本法の中に、第二条、武力の行使あるいは武力による威嚇、こういうことはあつてはならないとか、あるいは五つの原則というものがそれぞれ明記をされているとか、あるいは計画に

ついで国会に報告をするとか、同時に、一部についてはその承認をするとかというような条件を全部満たしたものであるという参加をするということではありません。

そういうことでありますならば、我々が参画をしますところのPKOは、立派に、憲法に違背するところではない、先生がお話しになりました前文等の意向をそのまま生かす行動であるというように確信をされている次第であります。

○釜山参議院議員 回答いたします。

PKOの問題につきましては、先ほどから大分御議論ございました。先ほどその後段の部分につきましては、多少いろいろな問題がありますのであれですが、いずれにいたしましても、このPKO、いわゆる国連の平和維持活動に参加するという問題につきましては、もう既に八十カ国、五十万人以上というお話しもございましたし、またノーベル平和賞の話もたびたび出てまいりました。

重要なことは、総理も今おっしゃいましたが、このPKOというのは、少なくとも戦争が目的ではないということ、したがって武力行使なんということとは、もうそういうことは考えてはいけないうことであるということ、そしてあくまでも平和が目的であって武力の不行使が大前提であるということ、これが私には一番重要な点である、こういうふうに思っております。

したがって、私どもも、先ほどお話しございました九〇年代、九〇年、九一年、九二年とこの三年間、非常に百年に一遍という激動の時代を迎えました。私どももこの問題について真剣に議論をいたしました。その結論といたしまして、このPKOに参加することは我が国の憲法前文あるいは平和主義に合致するものである、そして憲法違反を言う人々はそのPKOの本質に対する理解がまだ十分なものではないか、こういうふうには私は思っております。

この法案では、こうした不安や不信や、日本では初めてPKOに参加をするということでありまして、念には念を入れまして五原則を法案に盛り

込んだような次第でございます。

○田淵哲参議院議員 回答いたします。

先ほど先生が触れられたパリの不戦条約、それから国連憲章、我が国の憲法、これに対する先生のお考え方は、私もそのとおりだと思っております。

平和の理念というものは、私は普遍性のあるものでなければならぬと思っております。日本の平和に対する考え方は、これは国際社会の平和に対する考え方、これは普遍性がなければ、平和というものは一国だけの関係ではなくて、一国と他の国との関係あるいは広く国際社会との関係を言うわけでありまして、普遍的でなくてはならない。その意味で、我が国憲法に盛り込まれた平和の理念は、パリの不戦条約の理念、それから国連憲章の理念と基本的には同一のものである、このように私は考えております。

そして、具体的にPKOの参加について申し上げますと、憲法第九条に言うのは、国際紛争を解決する手段としての戦争と、武力による威嚇または武力の行使を禁止しておるのであります。つまり侵略戦争を禁止しておるのであります。自衛のための武力行使を禁止したものではありませんし、また国連の平和維持のための活動を禁止しておることでもありません。これは、憲法制定当時の立法の意図とか立法の経緯から見て明らかだと思っております。特に、PKOの活動は中立・非強制の立場で国連の権威と説得によって平和を回復しようというもので、我が国がこれに参加する場合、武器の使用も要員の生命または身体防護のため必要最小限のものに限られており、憲法に反するものではございません。

○衛藤(豊)委員 さて、六月の下旬に我が国においてカンボジア復興会議が開催されます。このような会議をホストすることは、まことに名譽なことであるというぐあいに私は考えています。我が国としても、UNTAACに十分な協力を行える体制を一日も早く整えるべきであるというぐあいに思っています。このことは、国際社会に対する我が国の責務であるというぐあいに思っています。一日も

早い法案成立への総理の決意をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○宮澤内閣総理大臣 カンボジアの復興のための会議をいたしたいと各国に御連絡をしておるところでございますが、その趣旨は、この法案を成立させていたしまして、UNTAACの活動に全面的に協力をいたしたいと考えておりますこと、ほかに、その外におきましても、カンボジアの今後の復興については大変に多くのことがなされなければならないと思っております。

それは、我が国ばかりではございませんけれども、我が国としてはやはりアジアの近い国として、そのためにはできるだけのことをいたさなければならぬと思っておりますし、また実はこれによってインドシナ半島に平和が来るということでございますので、周辺の国々がみんなこれを機としてお互いにさらに友好関係を深めよう、カンボジアを援助することは何も我々だけの務めでございまして、周辺の国々がみんなそういう意識で、ひとつカンボジア援助のために力を合わせようではないか、それは将来のアジアの繁栄にもつながることでございますので、そのような意味合いを持つ各国間の協力をつくっていききたい、その御相談をこの会議ですることができれば幸いだ、こう思っておりますのでございます。

○衛藤(豊)委員 ありがとうございます。

○林委員 次、伊藤忠君。

○伊藤(忠)委員 委員長に、まずはっきりしていただきたいことがございます。

それは、一昨日の強行採決があつてみたり、強行突破があつてみたり、非常に異常な状態ですね。それで、私が今から質問をいたしますが、私のこの質問、その途中に審議打ち切り、強行採決、よもやこういうことは委員長はやられないと思うのですが、私の質問権、審議権を保証していただけるのかどうか、この点をまず第一点、はっきりいたしたいと思っております。

○林委員長 私の顔をこちらになればおのずからおわかりだと思っております。

○伊藤(忠)委員 委員長はそういう発言をされるのですが、にっこり笑って人を切るということもございませうかね。これは言葉ではっきりしてきれなきや私は保証を受けたということになりませんか。はっきりしてください。

○林委員長 先ほど申し上げたとおりでございます。

伊藤君、どうぞ御発言をお続けください。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、そういうことがやられるということであれば、私は審議権を守るためにそれこそあらん限りの努力をいたしますから、そのことをはっきり申し上げたいと思います。

次に総理に伺います。

田邊委員長から党首会談を申し入れたわけでありましたが、聞くところによりますとお断りになった、このように私は聞き及んでおります。どうしてでしょうか。非常に重要な段階に来ておりますだけに、言うならば野党第一党の党首である田邊委員長が総理に会談をいたしたいということに申し入れておられるわけですが、これは絶対お受けになりませんか。まずそのことをお聞きしたいと思っております。

○宮澤内閣総理大臣 野党の公党の第一党であられます党首とは、いつでもお話を申し上げたい、承りたいという気持ちでおります。

ただ、ただいま御案内のように、この法案がこの委員会において御審議中であり、また国会の会期もそうたくさん残っておりませんので、まずこの法案の御審議に対して政府として誠意を持って全力を挙げてお答えを申し上げなければなりませんので、そのことを優先させていただきたいと思っております。

○伊藤(忠)委員 審議の合間を見れば、お会いなさる時間というのはとれると思えますね。党首会談が二時間も三時間もやられるということは聞いたことがございせんが、そういう点から考えますと、きょうのこの委員会の審議が例えば終わつた段階で、時間があればお会いなさる、そういう

気持ちはお持ちなんですか。明らかにしてくださいます。

○宮澤内閣総理大臣 この法案の御審議は、社会党のみならず、各党がおやりになつておられまして、それに対して政府はお答えをいたしておるわけでございますので、各党のこの法案についての御意見というものがございまして、思います。したがって、この法案につきましての御審議を、私としては優先をさせていただきたい、かように思っております。

○伊藤(忠)委員 この問題、はつきりしておきたいと思ふのです。事が事だけに。ですから、絶対会わないという事は言わないけれども、時間がなから会えない、こういうことなんですか。

○宮澤内閣総理大臣 時間の問題もございすけれども、この法案については各党、皆さんが御審議をなさつておられるのでございすから、それを承つたりお答えをするというのが私としてのまず優先した仕事であると思つておるところでございます。

○伊藤(忠)委員 法案審議をやつてゐるのじゃないのですよ、党首会談ですかね。総理にお会いをしていろいろ会談をいたしたいという、そういう意向を総理に申し上げてゐるわけですから、それははつきり断られると、はつきりしてくれればいいのですよ。イエスカノーかはつきりなさればいいのですから。国民は注目していますからね。総理は、とにかく社会党の委員長が党首会談を申し入れた、全然理由なくこれをけつたと、国民は注目していますよ。はつきりしてください。その点はどちらでもいいんです。はつきりしてください。

○宮澤内閣総理大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、野党第一の党首とはいつでもお話を申し上げ、承りたい、そういう心構へでございます。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、それは逃げとしか映らぬですね。一國の総理が社会党の委員長

に党首会談を申し込まれて、全然理由も示さずにあつたやうなことは、これはどういふふうに見えるのでしょうか。これは総理がやはり逃げられた、こういうこととしか映りませんよ。いづれにしても、次に移りますが、そういう姿勢というのは改めていただきたい、我々としては絶対納得できないということを明らかにしたいと思ひます。

次に、修正案について伺ひをしたいと思ひます。修正案の中の見直しの中で、このような条文になつております。凍結解除は、この法案に賛成した各党の合意を踏まえて行ふ、三年後に見直す、このため二年後に協議機関を設置する、昨日の議論でもあつたと思ひます。

私が一点聞きたいのは、ということになれば、賛成した各党ですから、反対した党はこれはお呼びじゃない、こういうふうな常識的には考えますが、実はこういう、つまり修正案の中身というのは私は極めて問題であると思つてゐるわけです。それはつまり、本来法案というのは議員の発議権、議員立法というものが基本だと思つてゐます。そうして、それが法案として実つていく。アメリカの議會を見てもヨーロッパの議會を見ても、いわゆる先進國といふのはそのように議會そのものが成熟しているわけですが、我が國においては、こういうことが白昼堂々とまかり通るというやうなやり方、これは個人が持つべき発議権といふものを、党という言ひならば政次元でもつて縛つていこうということじゃないですか。そういう意味で、私は極めてこれは問題だと思つております。多数派形成の仕組みなんです。それを固定化していくということにつなげていく、このやうに私は考へてゐるわけでありまして、その点からい

は参加ができるが、反対をしたやうな、あるいはしてゐるやうな党はそれに加えないということについて、明確にひとつ答弁をしていただきたいと思ひます。

○岡野参議院議員 先生今見直しについてのお話だ、こういうお言葉でございまして。見直しにつきましては、私も附則の中で、第三条でございまして、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の実施状況に照らして、この法律の実施の在り方について見直しを行うものとする。」という修正提案をいたしました。これは無論、三党合意といふものを踏んまえての修正であることは事実であります。その三党合意、私が手元にありますものをそのまま読み上げますと、六番目であります。「三年後に法律の実施のあり方につき見直すことについて、意見の一致をみた。このため二年後に協議機関を設置することについて意見の一致をみた。」これが三党合意、見直しのくだりでございまして、協議機関にはどの会派が入るといふやうなことは一言半句も触れておりません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○伊藤(忠)委員 そうすると、私が手にしてゐますこの合意事項といふのは、これはどういふことなんです。そういうふうな議論がなされて、つまり修正案として実つたんじゃないんですか、どうですか。

○岡野参議院議員 先生、申しわけございませぬ。私ののは、三党合意の見直しのくだりでございまして。先生のは、見直しではなくて、凍結解除でございまして。伊藤(忠)委員「そうなんです。だから、それを言つてゐるんです」と呼ぶのは見直しでございましてねとだめ押しをいたしました。(伊藤(忠)委員「違いますよ。私は解除のことを言つてゐるんです。解除を言つてゐるんですよ」と呼ぶ)そうでございましてということでございます。

解除につきましては別のくだりでございまして、これは今お話をしました三条ではございませぬ、これは附則の二条の方であります。これは最終のところでは「別に法律で定める日まで間は、これを実施しない。」これがいうところ

の凍結に値しますところの我々の修正提案文でございます。これにつきましては三党合意といふものは、これは三番目でございまして。「PKF本体については、当分これを法律で凍結し、その解除は別に法律で行ふこと及びその発議はこの法案に賛成した各党の合意を踏まえて行ふことと意見が一致した。」凍結のくだりはそういうふうになつております。(伊藤(忠)委員「聞いてゐるんじゃない。ごまかすんじゃない、あなた」と呼ぶ)いやいや、先生の御質問にそのままお答えをいたしました。見直しのくだりについて答弁をいたしました。凍結のくだりでありますれば、別であります。

○伊藤(忠)委員 これは一体だから言つてゐるんです。私、詭弁を弄したら困りますよ。つまり、一番問題なのはPKFの凍結なんですよ。それがポイントなんです。これは公明党さんの意向を踏まえてそれが入つたんですよ。だから、これが一番ポイントなんです。だから、その解除をするときには、この法案に賛成をした党は入れるけれども、反対した党はこの協議の中に入れない、これが前段にあつて見直しにつながつてゐるわけじゃないですか。あなた、それを切つて、全く別個の問題で処理をするといふのはおかしいじゃないですか。そのことを聞いてゐるんです。

いづれにしても、答弁は要りませんから。私たちが言つてゐるのは、とにかくにもこういうふうなことを三党が合意をされて、そうしてこれに反対をする、あるいは問題を提起してゐる、こういう政党は排除をするといふことなんです。これは言つてゐるわけでありまして、そのことははつきりこれからも問題点として追及をしていきたいと思つております。

こういうことに絡むんですが、今の政治が、特に憲法、国是にかかわる基本的な問題でしょう。そのことについて國論が二分してゐるんです。だから、我々としても極めてこれは慎重審議をやら

なきやいけないし、もちろん法案を提案をされておる、修正案の三案の皆さんだつてそういう国論というものをきっちり踏まえて、政府もまさしく総理を先頭にそういう立場に立つて問題解決に当たっていただきたいということを私たちは訴えてきているわけです。

実は、民社党の米沢書記長は、七日、長崎市で開かれた同党県連大会のあいさつの中で、国連平和維持活動協力法案に抵抗する他の公党に向かつて、それは「日本人じゃない」という発言をしているんですね。ある論議ではこのようにも言っていますよ。この発言をとらえて、「戦前・戦中の「非国民」を思わせるような言葉が、書記長という要職にある人の口から」と出るといふのは、まさにこれは驚きだ、こういうことを論評していますよ。

こういう公党の、一党の書記長が、反対する人を、これは日本人じゃないという言ひ方、これはあな、渡辺外務大臣が時々見せしめだとか何とか言われますが、次元が違いますよ。もつと重要な問題を含んでいますよ。国民はどう思いますか、国民は。日本人じゃないんですか。非国民なんですか。こういうばかんなことがまかり通るというのは、これはまさに戦前を思わせる、そういう発言をやつても通つていく、こういうふうな考え方というのは極めて危険である。そういう発言については私たちは改めて別の場所でも問題にしたいと思いますが、このことだけははっきり訴えておきたいと思ひます。

次に行きますけれども、カンボジアの問題について、これはPKO法案が今審議をされているわけですが、アジアの中ではホットスポットが二つある、そう私は考えています。一つは朝鮮半島の問題だと思ひます。もう一つはやはりカンボジアだと思ひます。とりわけカンボジアが、これからは本当に平和になつてほしいし、そのためにみんなが頑張ろう、アジアの平和を築く上で極めてこれは重要な私たち直面してPKOの問題なんじゃないでしょうか、そのように位置づけております。

で、この法案が、言うならば、成立を前提に政府は考えられていると思うのですが、当面はカンボジアになる。ですからこれまでの議論もそこに集中してきただけなんです。防衛庁としては、もしカンボジアにいち早く、当面はカンボジアです。それから、そういう考え方に立つて準備をされていると思うんですが、現地調査は行われているのか。二点目、派遣の訓練は行われているのか。三、四、部隊編成はどのように考えられているのか。この点について、まずお伺いしたいと思ひます。

○宮下 国務大臣 お尋ねは三つございましたが、まず、調査をやっているかということでございます。した、第一問は。この点は、調査といつてもいろいろな段階がございます。私も、当国会におきましてこの重要法案が審議されている最中でもございまして、直接我々の防衛庁の職員をカンボジアに派遣してまだ調査はいたしていません。しかし、この法案がこういう段階になりまして、成立させていただけるという状況になれば直ちにこれは、公布、施行が三月以内となつておりますけれども、重要な任務が与えられるわけでございますので、調査団を派遣したいということとは本院でもたびたび申し上げております。そういうことで、この調査の目的その他は、具体的にカンボジアへの派遣が国連から要請されるという前提でございますし、現にそういう国会で議論がなされているわけでありまして、最も可能性の高い地域の一つとして私は考えております。

それから二番目の派遣訓練でございますけれども、もちろん、この法案が成立いたしましたら、国連からの要請があり、そして我が国の主権的な意思判断で国際平和協力本部から私の方に御下命があれば、これは行くという建前になつております。しかしながら、政府としてこのような重要な法案を出しているわけでございますから、出している以上は、部隊を変えたいいろいろなそういう

組織編成上の問題はいたしておりますけれども、既にキプロスへの、あるいはほかの地域への自衛官の数人の派遣をいたして、その調査等もいたしておりますし、それからまた訓練といつても、これは非常に広範ないろいろな要素を含みます。例えば英語でありますとか、いろいろなPKOの本質でありますとか、そういうことは可能な限り隊員が周知することは必要であると存じておりますから、こういった点は一般論としてやっておりますことは否定できません。ただ、組織をそういうものとして変えたいとか、そういう建前でやっておりますものではございません。

それから、第三番目についても今お答えしたわけですね。部隊編成ややっているかどうかということでございますが、このための特別な部隊編成等はやっておりませんが、しかるべき要員がグループで研究調査をし、これを準備万端におささ怠りなしというのをやっていることは、これはもうはっきり申し上げておきます。

○伊藤 委員 今のようないふ状況なんですね。現状を言われると、言われることなんです。そういう現状だと、例えば法案がいつ結論が出るかわかりませんが、これが成立すると思ひますか、仮に話が。そうすると、カンボジアはすぐ行くわけでしょう。行かなきゃいかぬわけでしょう。これまでの議論で、私も議事録読みました。そうすると、一年ぐらいかかるのかな、本格的な部隊派遣には一年ぐらいかかるのかなというふうな、長官御承知のように、UNTAACというのは来年度の四月から五月にかけて総選挙がやられますね。それから、シアヌーク殿下とかUNTAACの明石代表も言われておりますように、選挙が終わつて、さよならと言つて帰るわけにいかぬでしょう。そうしますと、残留期間というのを考えなきゃいかぬかな。それは二月か三月かというふうなことだつて言われているわけですね。すると、準備に一年もかかったら、これはもうUNTAACの行動には間に合わない、こういうこと

になりますか、どうですか、その辺。○宮下 国務大臣 私が、半年ないし一年間通常の場合要するであろうという趣旨の答弁をしたことがございます。これはもちろん、この法案が昨年からやっておられまして、三月にUNTAACができる以前の私は答弁したと存じますけれども、一般的に、新しい任務でございますから、やはり少なからず見積もつても半年か一年は通常の場合必要でしょう、場合によれば北欧のPKOセンター等に教官となる人たちの派遣も考えてみたいという趣旨のことを申し上げております。

他方、UNTAACは三月中旬にできまして、今委員の御指摘のように、十一月ごろまでには六月十三日からの兵力引き離しその他を終了を一応めどにしたい、それで選挙を来年の五月ごろにしたいということでございます。

私も申し上げた一般論としての期限、これをカンボジアに直ちにそのようになるということをお願いすることは一度もございません。実はカンボジアにやる場合にも、今度PKFのいわゆる凍結というふうな修正が加えられますので、これからを勘案いたしまして至急調査団を出したいと思つておりますが、その結果いかによつては直ちに、まあ直ちにと言つてもある程度の短い期間で対応し得る面もございましょう。それからまた、どうしてもそんなに急がれても、ある一定の期間訓練その他をやつて、隊員の安全確保その他を考えたかなければなりません。そういう場合もございましょう。

したがって、一義的に半年、一年とカンボジアの場合には私は言えないと思ひます。UNTAACの方からの具体的な要請、後方支援の具体的な要請ですね、こういうものがどのようなものであるか、それらをよく判断をして、できるものから早期にやりたい、このように思つておられるわけでございますから、もう具体的な今度隊員の派遣でございますから、しかも具体的な地域ということになりますと、まず調査をして、そしてそれにしかる

べく、段階的であつても私は仕方ないと思ひますけれども、可及的にこの要請にこたえていくという体制をとつていかなければならない、このように思つておるところでございます。

○伊藤(忠)委員 具体的には後方支援ということになるんですね、本体凍結ですから。上限二千名、ローテーションで組んで行かれるんでしょ、きつと。そうすると後方支援の場合には、本格派遣だと八百名。現地に八百名行くと、待機が八百名要る。それからあとは何かを見なければいかぬということになると、マックス二千名の中であらうとが自衛隊のメンバーが占めるということにならざるを得ないと思ふのです。

それで、問題は、この上限二千名が派遣をされることになるわけですが、そうした場合には、自衛隊の本体組織がありますね。本体組織のどこを削つてこの後方支援の部隊編成をなさるのか。そのことについて、簡単に結構ですからお答えいただきたいと思ふのです。

○宮下国務大臣 ちよつと今委員の御質問の中で不明確な点がござりますが、上限二千人は、これは自衛官だけで占めるものではございせん。これは選挙監視あるいは警察活動の補助、行政指導等の要員等も含めての二千名でございます。それが第一点。

それから第二点は、今委員が八百名という仮定の数字を言われましたが、八百名出した場合に、八百名また交代要員が要るではないか。これは二千人には入りません。現実に派遣される上限が二千名であるということでございます。

それから、本体組織をつくる場合にどういうような方法でやるのかという御下問でございますけれども、これはUNTAACの要請に応じまして編成をするわけでござります。それで特に、このたびPKFがいゆる凍結になつて、それ以外の後方支援業務というところでござりますが、これらは、例えば施設その他の機能を果たすということであらば大体既存の施設大隊その他が中心になるうかと思ひますが、その隊そのものが出るわけ

はございせん。そして私どもは、この派遣する人たちの資質、能力、あるいは、やはりこゝでも議論されております忍耐力とかいろいろの面が必要でございますし、英語のある程度の能力も必要でございましょう。そういうものを広範に、これを募集いたしますか、選択いたしましたか、本人の意向等も私は考えるべきだと思ひますが、そして編成をしていくということでございますから、今固定的に申し上げるわけにはまいりません。

これはUNTAACの要請に応じて、どのような業務、どのような規模、どのような期間というようないろいろの具体的なものが提起された場合に初めて我々として、部隊としてどのような編成で行くかということが決まってくるわけで、そして決まった場合には実施計画と実施要領に従つて、これは本部長のもとできつとした閣議決定をして、そして出動をする、こういうことになるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 抽象的に説明をされているわけですが、具体的に私はお聞きをいたしますが、そういう構想が、つまりこの会期を仮定ししように、二十一日から準備にかかつたらいつごろにはその構想が固まつて、閣議はいつごろをめぐりに、派遣の部隊というものはもちろん明らかになつて、派遣の部隊というものは、これは本隊でありまして、本体のどこからそれははぎ取つて後方支援の部隊なりあるいはそのほかの部隊を編成するのかということ、これは国会に明らかになるのですか。

○宮下国務大臣 今の委員の御質問の中に、いつごろ閣議決定するかというの、これは全般に関するところでございまして、自衛隊だけが出動するわけではありせんから、実施計画、実施要領を策定する時期について私が具体的に答弁する限りではございせん。しかし、二十一日に国会が終つて、準備をして、いつごろ可能かということも、抽象的といつておしかりを受けるかもしれま

せんが、これは現実でございまして、いかなる要請があるかによつて違つてまいります。そしてまた、例えば医療でありますとか、あるいは輸送、通信等々ありましよう、あるいはまたインフラ整備等もございましよう。それらが、いずれが我が国にどの程度の規模でやつてほしいということが具体的に出て、そういうニーズがはつきりいたしませんと我々としてもその編成はしようがございせん。

そこで、どこから、本体から出すということでございますが、あくまでこの法案の趣旨は自衛隊の任務遂行に支障のない限り協力するということが明文ではつきりされておりますけれども、とにかく今の冷戦構造終結の中で直接侵略が直ちにあらうわけでもございせん。それから、訓練の仕様もある程度これを抑制しても、この問題に出して、自衛隊の任務遂行に支障がなければ構わないわけでございます。そういう判断のもとにこれを出すわけでございますから、今確定的なことは申し上げられない点は委員も十分おわかりただけ

○伊藤(忠)委員 私の聞いておるのは、とにかく本体の業務があるんですね。だから、この本体の業務から人を都合しなければ出ていけないわけですよ、それでしようが。だから、本体の業務との関連ですね。どの部隊の何名がこちらに行くんだというところが明らかに国会でもされなければ、これはもう全然議論しようがないし、シビリアンコントロール、事前承認と言われますが、具体的にはそういうことだと思ふんですよ。シビリアンコントロールというのは抽象的じゃないんですよ。

具体的には、言うならばPKOの法案を前提に話をすると、本隊業務を削いでそちらに派遣をされていくわけでしょう。そうすると、出先のことをだけをやつてみたつて出す方のもう一体どうなつていくのか、そして本体業務がどういう影響を受けるのかということがわからなければ、これは本場のトータル議論にならぬでしょう。そこ

のところを言つておるわけで、時期の問題は、もちろんそれは仮定の話でしようから、仕組みの、あるいは国会に説明をなさる、そういうのは全然考へてないと言われるのか、それはきつとけじめをつけて説明をいたしますと言ふのか、そのこととどう思ひますよ。

○宮下国務大臣 本院でもたびたび議論されておりますように、そういった具体的な問題はすべて国際平和協力本部長である内閣総理大臣のもとで実施計画、実施要領を策定いたしまして、特に実施計画については国会にこれを報告するということになつておりますから、具体的に自衛隊が何名出てどういう任務をいつまでの期間やるというようなことは、具体的にそこで記述されて国会に報告になりますから、そこで十分なまた御議論もいただき、変更という手続もございますから、そこで国会の意思は反映できるものと思つておるところでございます。

○伊藤(忠)委員 じゃ、再度念を押しますが、そういう具体的なことも国会に出される、事前に出される、だから国会で議論ができるんだ、こういうことですね。

○宮下国務大臣 これは、ただいま申し上げたとおり、実施計画の中で具体的に定めまして、そして国会に報告するというところでございますから、これは法文上明らかにされておるところでございます。

○伊藤(忠)委員 もう一度念を押します。抽象的な計画ではなくて、本体と出るところをきつとこれがトータルになつて、何名こちらに派遣する、この何名は本体のどこから何名ずつ持つてきてここへ編成をしたんだと、具体的にそれは出されるということですね。

○宮下国務大臣 実施計画でどの要素まで書き込むかという点については、これはまだ内部で調整がとれておりませんし、具体的ななかにかく要請がないわけでありまして、これはお答えする限りではございせんけれども、しかし、よしんば派遣する部隊だけの人数その他任務だけ記述いたし

た場合でも、必要があればどの部隊から何名出したというようなことは私は御説明できるんではないか、このように思っております。

○伊藤忠委員 私心配するのは、実施計画でしよう、実施要領でしよう、実施要領は、安全に関する部分はいろいろ対外的なことがあって、その部分はもうしたって全部というわけにいかないという議論がありますよ。答弁されていきますね。それとこれとは違うということを言っておるわけですね。ですからこれは数字の面なり、どこから来たのか、その人がここに入っているのに行くだなどということが国会で議論の資料としてそういうものがきちっと提起をされないことには、これは本場にシビリアンコントロールにならぬわけですからね。そのことを詰めているんですが、よろしゅうございいますか。

○宮下國務大臣 法律的には、今申しましたとおり、実施計画、実施要領等で、特に実施計画については国会に報告をいたすことになっておりますから、当然報告をしつ放しということではなくて本院においてどのような形でこれを受け皿として議論されるかわかりませんが、議論される際に、今委員のおっしゃったようなものもその要素についての資料要求がございしますれば、これはオープンでやっていた話でありますから、私どもの方としてはできる限りの資料を提出して御理解を求めてやりたい、このように思います。

○伊藤忠委員 今の答弁確認いたしたいと思

います。それで、次に移りますが、これまでのPKOの例ですが、さまざま議論の中でも取り上げられておりますけれども、今展開中のPKOが二十六カ所ですか、派遣期間も資料を見ても、最長四十四年間かかっているんですね。レバノンで十四年間。カンボジアにしたら、これは武装解除の問題は、私も現地に行つて避難民部落にも足を踏み入れましたが、大変な状況なんです。うまくいけばそれにこしたことはないんですが、それがかなり泥沼化するというところは現に展開中のところ

が教えているわけですね。死者も、一番多く出ていますのはレバノンで百七十名ですか、キプロスが百四十九名、ヨルダン、イスラエルが、これは四十四年間展開しているんですが、二十八名亡くなっているんですね。ゴラン高原が二十四名、こういうことなんです。つまり、そういう状況になると、そういうことですね。一たん参加をするということとは、そういう状況になるということをご想定しておかなければいけない、こう思うんです。

何が何でも自衛隊ということが、ほとんど自衛隊が行くわけですからね、それ以外の分野でやる方は比率は非常に少ない、このように考えますと、PKOのこの役割というのが本体業務よりも非常にこれはウェイトがかかっていると思うんです。ところが、本体業務は自衛隊法の第三条できちっと任務でうたわれております。ところがPKOの国際貢献の場合には、今回の法案によりまして第一条の目的で明らかにしておるんですが、これは自衛隊の言うならば目的・任務と国際貢献に携わります人たちのこの国際業務と目的がはっきり違うと思うんです。目的がはっきり違ひにもかかわらず、つまり自衛隊法の規則で規定しているわけですが、これじゃ海外に胸を張って出ていくという皆さんはたまらぬと私は思うんです。何か事があつたときに一体それにふさわしい言ふならば国としての処遇がされるのかどうか、こういう点から考えましても大変問題である。

だから、本来これは、予算の問題でも防衛予算一くくりの中で要求していくことになるわけですよ、別組織じゃないんですから。その中で防衛庁の権限のもとに融通をしまして運用されていくということであつたら、これはある意味ではごまかしじゃないですか。本来、目的違うんですから。皆さん、言われるんでしょう、PKOというのはノーベル賞をもらった世界に冠たる、みんなこれは賛成しているんだ。そういう言ふならばハト派の行動と、一方では国土防衛、戦争のために日夜訓練を……(発言する者あり) そういうことで

よ。それが前提なんです。でなければああいふうな三K戦場にならぬわけですから。任務はおのずから違うんです。

だから、私が言いたいのは、これははつきり……(発言する者あり) そうじゃないですか。大体、あなた、募集に行つたつてなかなか集まらないんだ。だから困っているわけですよ。そうでしょう。ちゃんと私資料を持っています。やうに答える必要はありませんがね。そういう状況なんです。だから、自衛隊の皆さんもそういう意味では苦労しているわけですよ。そうでしょう。でなきやみんな隊員に入らるんです。通勤しているんじゃないですか。そこはそうなんです。だから、そういう実態の中で片方にはこういう崇高な任務があると言ふんだつたら、その法律、法体系を別につくつて、そうしてそこに権限と言ふならば予算をきちつと仕切つて持たせていくというのが当然じゃないんですか。

このことについて政府はどう考えられていますか。何もかも一緒くたにして防衛庁のテリトリーの範囲内でやつていこうなんというのは全く私は時代錯誤だと思ひます。そういうふうなものも一つ、これはごまかしですよ。憲法九条の解釈改憲と一緒に、やり方が一緒なんです。発想が。きちつと仕分けていけばこれはやはり行く人だつて、おれはこれのために行くんだ、で、もし長期化したつてそれが崇高な任務のためであれば私は行くんだということになるんですが、何かどちらがどちらかわからぬ、御都合主義で動かされておつて行くというのじゃ、これはたまらぬと思ひますよ。どうですか。

○宮下國務大臣 今委員の御質問の中に幾つかの重要な点が含まれています。委員の誤解に基づくものではないかと思はれる点もございします。多少お時間をいたしまして説明申し上げます。

まず第一は、自衛隊法三条の本来の任務、これは直接侵略、間接侵略に対抗する我が国の自衛隊の専守防衛の立場を明記してございします。しか

し、これになければ自衛隊の任務でないかといふと、そうではございしません。今維則だから軽く扱われていると言われているんですが、これは維則の中にも非常に大きな、いろいろな重要な任務が負荷されております。例えば、民生協力のための災害派遣等々、これは三条の本来業務とあるいは言えないものでございします。別個に規定がございします。しかし、自衛隊の任務といふことが、与えられた任務であることは間違ひございせん。そういうことでございまして、今度この国際的な崇高な平和協力業務も、八章には百条の七として、自衛隊の任務遂行に支障のない限りこれに従事するということが書かれて、自衛隊法の改正が行われておりますが、決して事務の性質の価値判断を、こちらが価値が低くて本来のものが高いんだということを意味しているものではないと私は法的にもそう思ひますし、実態的にもそう存じます。

そして同時に、ごまかしということもございしますが、これは自衛隊の能力、経験、組織等を活用するための貢献でございしますから、そういう活動の貢献でございしますから、自衛隊の本来の業務になるわけですね。本来のなと言つていいでしょう。三条ではございせんが、本来のな業務になりますから、防衛関係費の中で私どもは処理すべきものだと思つております。

ただし、非常に規模が大きくなつても上限は二千人、私は二千人が、今先生がシビリアンの方は非常に少なくて自衛隊がほとんどじゃないかという予見をされましたけれども、私は必ずしもそう思ひませんけれども、まあいずれにいたしまして、その派遣の規模あるいは派遣の期間、あるいは現地に於いて行う職務、任務等によって予算の問題等もいろいろ変わつてまいります。期間が短ければ予算も少のうございします。現に、話は違ひますが、ペルシャ湾における海上自衛隊の機雷処理は追加的費用が十三億円でございしました。これは既定経費の中でやりました。人件費等はもろろ防衛庁の本来の人件費の中に含まれており

ます。この平和協力隊の任務も人件費その他はすべて防衛庁で賄う仕組みになっております。平和協力隊も、部隊として行く場合は平和協力隊の手当も自衛隊で処理するようになっております。

そういう仕分けをきちっとしてございますから、決してごまかしやいいかげんなことでこれをやろうとするものではありません。こういう任務が与えられた以上、経費も必要であれば私どもはここで申し上げておりますように予備費の使用あるいは追加的な、補正の機会があれば追加的な要求をいたしますし、またUNTAGの場合、今御指摘のように来年度まで続くという場合は平成五年度の予算で要求するというのも当然でございますが、あくまで防衛関係費の中で部隊としての経費は処理してまいります。個人としては総理府の計上になる面もございます。

なお、私が今ちょっと誤解を与えたかもしれませんが、災害派遣は八十三条で書いてございまして、私は維則の八章ということを書いたつもりはございませんけれども、そのように三条以外でもいろいろの条項によって自衛隊の任務が与えられておる、そしてそれは決して軽いものでないということをおし上げておきます。

○伊藤(忠)委員 あかね、法的な根拠がなければ行動は起こせませんよ。そんなことを聞いているんじゃないです。私が言っているのは、こういう任務が明らかに違うんでしょと、任務が明らかに違うのを一つの法律の中で便宜的に処理するといふのは、これはこれからの国際時代には整理をしなければいけない問題でしようということを僕は言っているわけですよ。だから、待遇のことは当たり前ですよ。そんな保障がなくて国が出ていけと言いますか。そんなことは愚問なんです。そういう答えは要りません、聞いていませんから。

だから、私が言いたいのは、とにかく維則の中では運動競技会に対する協力も国費等の輸送もあるんです。いろいろありますよ。それから国内のレスキューも、言うならば本来業務と附帯業務に分ければ、附帯業務の中では非常にウエートが高い

というので、条文の構成から見てもわかります。現に雲仙・普賢岳ですか、年間これだけ行っているんでしょ、国内レスキューでは、資料で明らかとなり。平成三年度で九万九千九百六十四名、件数は七百四十七件ですよ。車両だって二万七千二百両も動いているわけですね、現に。そうでしょうが、それでしょう。だから、本来そういうものもこれは貢献なんです。国内の貢献なんです。国際貢献なんです。そういうものもひっくり返して、働く分野、目的が違いますから、こういうものは一つの法体系にするのが私はきちっとした体制だろうと言うのです。目的が違つて動くわけですから。でなければそこで一命を賭して、不幸にしてそういうふうな悲劇が起こったときに、本当にそこで、そういうのですか、家族はどうなる、こういうことなんです。

だから私は言いますが、これは自衛隊のインタビュのくだりを持っています。こういうふうにある幹部は言われているわけですね。つまり「災害派遣がこれからの自衛隊の本務かなと思ひ始めた」。「部内には戦術訓練以外を任務と認めない古手が多く、求められる自衛隊像をはっきりさせてほしい」。「募集難で現状維持さえ難しいのに、国際貢献だ災害派遣だと言つてやつていけるのか」。「こういうのがありますよ。インタビュでは、家族の奥さんに聞いたら、私はそういうつもりで嫁に来たんじゃない、ところが、ある日突然持っていかれたら不安でしょうがない、出ていく御主人の隊員も、家族のことが心配だ、こう言っているわけですよ。

何もかもごっちゃにやるからこういうことになる。その辺はきちっと別組織をつくる必要がある。あえて申し上げますが、それができないのは、私は、この役所、官僚機構の縄張り意識じゃないかと思うんです。それがあつて、国際貢献を、だから、防衛庁にしてみれば——国際貢献庁をつくれというのは私たちの主張ですよ。国際貢献庁をつくりなさい、平和協力庁というものをつくりなさい、そういう省を別につくつて、そこで言う

ならばPKO全体を仕切るということをやればいいんです。ところが、一番初めに恐らく反対するのは防衛庁ですよ。おれのテリトリーからこれが切り離されたら権益がなくなるといふことなんだよ。こういう官僚国家日本が、言うならばそのもとで要請をされて出ていく人が大変つきりしない。あまいんだ。だから、こういう発想というものは、憲法九条ではきちつとあるけれども、解釈改憲で知らぬ間にどんどん進められてくるんです。

私ははつきり申し上げますが、公明党の委員長は一九九〇年の十一月の十四日に何とこれは言われておるんですか。那覇市内の街頭演説でこのようにきちつと言われています。「国際平和協力に「公明党がやる限り、新しい世界的貢献は平和的手段で達成させる。自民党の中から自衛隊を入れようという動きがあれば、これを必ず粉砕する決意で臨む」、お笑いですよ。これは一体どうなつたんですか、あなた。こういうふうな政党が一つ一つ変節をしていって、憲法第九条を何とかこれを合意のようにしながら解釈改憲でもつてこまで来たんですな。その流れの脈絡が三党合意なんです、皆さん。

何でこんなに簡単に変わるのですか。私は、そのことが非常に私個人としても疑問なんです。人間ですから、もちろん十年前の考え方が今日も変わらないといふことはないでしょう。しかし、こういう基本にかかわる問題で、党の方針として見えを切られておるが、今日もう全然違うのですね。全然違うのです。それが、事が国是にかかわる基本的な問題であるだけに私はそのことを問題にしておるわけです。(発言する者あり)別に耳をふさいでもらつても結構です、私が勝手に言っているのですから。しかし、これは国民が聞けばどうの様に映りますか。民社党の米沢さんの発言にしても、公明党の石田委員長のこれとの関係にしても、一体どのように国民は考えるのでしょうか。

戻ります。今のこについて答弁してください。○宮下国務大臣 後半の問題は、野党間、公明、民社のことでございますから、後で御答弁いただきますが、二、三点だけ、前半に述べられた点でもう一回申し上げておきます。

自衛隊法の三条の本来任務に規定すべきではないかという御趣意の質問でございます。これは私どもとしては、将来問題としてこういつた国際平和貢献が必要であればそういうことになるかもしれない。しかし、現実には今の三条の中に入れるということになりますと、当然それに即応した体制、つまり大きな船も必要でしょう、それから飛行機も必要でしょう、長い距離を持った。そういうやはり体制をきちつとせよと本来業務にはなりません。したがって、自衛隊の任務の遂行に支障のない限り自衛隊法に書いてあるわけですから、その点は御理解ください。

それから、隊員の処遇の問題は、これは不安感の点を一部述べられましたけれども、私どもとして、隊員の安全と家族の不安感をなくしてこの協力業務に従事させるということは一歩大切なことだと私自身は考えておりますし、そのような対応を今考えているところでございます。その点だけ申し上げておきます。

○林委員 伊藤さん、こちらの答弁いいですか。

○伊藤(忠)委員 いいです。(発言する者あり)

○林委員 御静粛に願います。御静粛に願います。

○伊藤(忠)委員 私は答弁要求してませんよ。(発言する者あり)

○林委員 御静粛に願います。

○伊藤(忠)委員 答弁を要求してません。質問はしてません。私は事実を述べただけであつて、別に公明党さんに答弁をしてもらおうとは思いません。私は事実を言っただけです。事実を言っただけです。(発言する者あり)

す。伊藤さん、よく聞こえないので、私が……
(発言する者あり) 御静粛に願います。御静粛に願います。伊藤さんにお尋ねしますが、答弁は要求しておられないということでございますね。わかりました。

○伊藤(忠)委員 長官に伺います。

それで、結局今の答弁聞いていますと、自衛隊法の本来業務と、言うならば附帯業務に分ければ、これは難問でやっているとこのことは附帯業務みたいなものなんです。長官は私の質問に対して、それは本来業務として扱えるようにこれからは検討していこうという趣旨の答弁だったのですが、僕はそんなことを言っていないのです。目的が違いますから、自衛隊法とは切り離して、国際貢献隊を別につくって、この法律は目的が違うのですから国際貢献隊の法律ですというふうにきちっと仕組みを分けていくべきであると考え、長官のお考えはイエスですか、ノーですかというのを聞きたいわけです。

○宮下国務大臣 委員の御指摘の国際貢献隊なるものは一体いかなる性格であるか、社会党の提案する文民……(伊藤(忠)委員「それは関係ないです。そんなことは聞いてないです」と呼ぶ) 国際貢献隊をつくって自衛隊と同じような、自衛隊員が派遣されると同じような組織、訓練をやるには手間がかかりますし、また輸送の能力も必要でございましょう。航空機も、艦船も必要でしょう。そういうことでありますならば、経費的にもかなり膨大なものがかかりますし、いわゆる第二自衛隊と言われるようなものになる、そういうことは好ましくないということははっきり申し上げられると思います。(発言する者あり)

○林委員長 御静粛に願います。

○伊藤(忠)委員 これは、私が言っておるのは、長官のその考え方はそれなりに立場でしょう、私が言っているのは、目的が違うんですから、やはり別の法体系をつくらねば、そうすればこれは別の組織をつくらねばいけませんし、予算もつけなければいけませんし、権限もそうなるでしょう。

う。その方がすっきりするんじゃないですか。何もかも自衛隊法の中に全部寄せ集めて、本来業務は国土防衛、そのほか附帯業務はオリンピックもあるしPKOもあるよと言われたんじや、これは何でもかんでも一つのどんぶりですっていいくうのはいかぬことじゃないですかということを書いてあるわけですから、いや、それは応じられないと言ったつたら、それでいいんです。別にそれでいいんです。社会党の言う非軍事、文民とか何とか言っていないですよ。そんなこと聞いてないです。

○宮下国務大臣 趣意はよくわかりましたが、自衛隊が即この平和協力業務に出るわけではございません。これは、国際平和協力本部というものを総理大臣をつくらますから……(伊藤(忠)委員「わかってる」と呼ぶ) おわかりになっていらっしゃるならいいです。自衛隊員はあくまで併有して、その組織内の命令によって出るわけですから、身分として併有するということでございいますから、先生のおっしゃったような権限争いとか何とか、各省庁の縄張りとかそういうことではないということ、これは御理解いただけると思います。

平和協力本部をあくまで設置をいたしまして、自衛隊員ばかりでなくて、二十人の中には、さつき申しましたように各省庁から、海上保安庁も出るでしょう、あるいは自治省からも選挙協力が出るでしょう、そういったことで編成したものの中の一人として我々自衛隊が参加する、こういうことははっきり申し上げておかないと、自衛隊がいきなり出るような何か御趣意のようにも承れますので、改めて申し上げておきます。

○伊藤(忠)委員 長官に聞きます。

PKOということになりますね。それで、自衛隊が出ることになりましたね。いずれにしても出ることになるわけです。これが、そういうシステムができますと、多国籍軍に参加するというケースが私は十分考えられると思うのです。そのことについて、長官はどうお考えですか。

○宮下国務大臣 いわゆる国際連合平和協力法と一番の基本的な相違は、多国籍軍への後方支援という点がございまして、当委員会では採決に至らず廃案になったことは御案内のとおりでございます。これは現に戦闘行為が行われている場面の後方支援でございます。

しかし、本法案はあくまで、五条件がいろいろ言われておりますように、停戦ということが行われておりまして、停戦の合意があり、そして以下は申し上げませんが、五条件に基づいて派遣するものでございまして、多国籍軍への参加、これは絶対ありません。この法律で厳重に歯どめがかけられておることでございます。

○伊藤(忠)委員 多国籍軍への参加は絶対あり得ないという防衛庁長官の今の答弁は、ここで確認をさせていただきます。

休憩の時間が来ましたので、ここでとりあえず。

○林委員長 午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時一分開議

○林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として参議院議員高井和伸君の出席を求め、御意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林委員長 質疑を続行いたします。伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 カンボジアの現地の状況でござ

いますが、UNTACの計画は武装解除を六月十三日からスタートする、このように聞いているわけですが、報道なんかによりますと、停戦協定に四派が調印をしまして、停戦そのものが成立をしているわけですが、ボル・ポットの動向が必ずしも、その後の動きを見ておきますと、かなり抵抗を示しているというふうに聞いているわけでありまして。ということになれば、UNTACの展開というのはいまをしまして、非常に厳しい状況、あるいは場合によっては危険なものになるのではないかと、このように私たちは危惧をするわけですが、その点に関して、これは外務省になるのですか、現状把握、最近の状況についてお答えをいただきます。

○谷野政府委員 現地にございまして、シアヌーク殿下あるいは明石代表の和平に向けての努力が引き続き行われているわけですが、ただいまお話しのように、二日後に、六月十三日もってUNTACは停戦の第二段階に入ることになっております。

御説明申し上げます、ここでは各派の軍隊の再結集、主要地域におきましてUNTACの管理下のもとに各軍隊を置くわけでございます。そして武装解除、動員解除というふうに進みますけれども、ただいま仰せのように、そういうプロセスに入る段階におきまして、残念ながらボル・ポ特派が必ずしも協力的な態度ではない。一定の地域を支配しておられるわけでございますけれども、そこへのUNTACの立ち入りを現状では拒否しておるという段階でございます。しかしながら、それにもかかわりませず、けさの新聞にも出ておりましたけれども、明石代表は予定どおり、すなわち明日からいよいよ停戦の第二段階にそれはそれで入ろうという決定をされたようでございます。そういう決定を受けて、引き続きボル・ポ特派に、クメール・ルージュに対しましては、国連の関係諸国、それから日本も含みまして、これがより協力的な態度になっていただくように、外交協力を継続いたしておるところでございます。

○伊藤(忠)委員 具体的に武装解除をやる場合どのような行動になるのかということなんですが、私は現地でもお聞きしたんですが、UNTAACの責任者などの意見交換の中でこのように聞いているわけですね。もし私の理解が間違っていたら御指摘をいただきたいと思いますが、まず歩兵部隊が、武装解除の前提としては、相手の部隊を一定並べなければいかぬですね。そして、武装解除ですから、武器を全部一定のところに、放すというか、自分から外して置くことになりませんか。例えばその部隊が五十人編成であれば、だれだれは武器を放棄した、だれだれも武装解除オーケーだということ、監視団のメンバーが歩兵と付き添ってチェックをし、しかもそれを名簿にきちっと登録という記載をするというか、そういう役割がこの監視団の役割である。だから、監視団は九腰で実同行する、こういうふうには考えているわけですが、そういう理解でよろしいのかどうかが。つまり、歩兵とセットで武装解除の場合には行動をする、こういうふうな聞いておりますが、そういう理解でよろしいかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○丹波政府委員 第二段階で行われますところの武装解除の問題ですが、御承知のとおり、SG報告では四派の正規軍が二十万、それから民兵が二十五万という数字が挙がっていますけれども、基本的に、四派の部隊が宿营地に集められまして、そこでUNTAACの管理下に置かれまして、武装の解除及び動員解除が行われる、UNTAACはこの一連のプロセスを監督、監視し、また武装解除の結果集積された武器の管理に当たるということでございますが、そのやり方につきまして、先生が今お述べになられましたことは基本的にそうだろうと思ひます。歩兵部隊と軍事監視要員がセットになって行動し、監視要員はもちろん九腰ですが、この場合、人数を数えたりそれから武器の数を確かめたり、そういうことを監視要員は任務として当てる、そういうことで、先生が基本的に述べられたことはそのとおりかと思ひます。

○伊藤(忠)委員 そうしますとこの監視団は、この法案によるところの複合してしか実行できないケースには入っていないんですね、この監視団。私そういうふうな理解するんですが、そういう理解でいいですか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生複合という言葉を使われました。これは私昨日の委員会でも申し上げました。いゆる凍結とかあるいは国会の事前承認の対象になる業務との関連で申し上げたわけでございますが、これは先ほど国際連合局長から指摘ございましたけれども、まさに九腰の個人参加の停戦監視団のことでございますので、複合の問題は起こらないというふうな考えております。

○伊藤(忠)委員 個人で参加をするから、業務上はセットで動かなければいけない停戦監視団であるけれども、複合のケースには当たらない、しかし、今答弁があったように、これは事前承認の対象にはなる、こういう理解ですか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。先ほど国際連合局長が申し上げましたように、部隊としてやる場合につきましては、それは先ほどのいゆる凍結とかあるいは事前承認の対象になるわけでございますが、この場合にはあくまでも個人参加の場合でございますので、そういう問題は起こらないということでございます。と申しますのは、先ほど私、複合ということで昨日答弁いたしました、あるいはいゆるにいたしまして、自衛隊の部隊参加、部隊で参加している場合のことを言っているわけでございます。

○伊藤(忠)委員 事前承認は。

○野村政府委員 お答え申し上げます。事前承認についても同じでございます。

○伊藤(忠)委員 対象にならない。

でございますが、対象にならないという理解でございます。○伊藤(忠)委員 これはまだ、きょうは時間が足りませんから、とても私の時間の範囲内でできません。相当これは問題を含むと思ひますよ。部隊でもって編成されて行く場合にはこの複合して行く業務であるかいかの対象になるけれども、個人で行くからその対象からは外れる。個人で行くといいますが、個人で行くのはこれです。これはそうでなければ、個人で判断するということ、これは実際に現地行動できませんから。個人で行くんだから対象外というんでしょ。個人で行くような任務というのはあるんですか、個人で行くような任務というのは。個人で行くんだら、オフィサーでなくて、これはシビリアンのNGOみたいなものですか。○丹波政府委員 先生にお答え申し上げます。実は衆参両院のこの委員会でも個人という言葉を随分いろいろの方がおっしゃってられますが、正確には、もちろんこれはプライベートに行くわけではございませんで、正確な表現は個人単位で、それが正しい表現で、個人単位で、部隊として行くのではなくて個人単位で政府から派遣される、そういう意味でございます。○伊藤(忠)委員 これは詰めればかなり時間がかかりますよ。それで、もちろんそれは私人として行くわけじゃありません。それはそうだと思いますよ。この法律の適用を受けて、その範囲内で行動するんではないかと、しかしそれは、個人というのは、その本人の携わる業務が停戦監視という任務達成のために個人で参加、九腰で参加をするという特色があるんですね。特色があるんですよ。だからそれは個人なのであって、じゃ部隊として停戦監視業務に参加をするという形をとってないだけの話なんです。そうじゃないですか。それを、何かそのことを非常に大きな理由にして対象から外すというのは、これはどうでしょう、実態的な

いと思ひますし、それはやはりさまざまそこら誤解なり問題が派生するのではないんでしょうか。私はそう思ひますよ。

○野村政府委員 お答え申し上げます。参議院修正で出てきておりますいゆる凍結あるいは国会承認の対象につきましては、これは私どもの理解している限りにおきまして、自衛隊の部隊等がこのイから、三条三号ですが、イからへまでに掲げる業務またはこれらに類するものとしてして定めている業務という、それについて話である、それをあくまで対象にして、それがいわゆる凍結あるいは国会承認ということである、そういうふうな提起されている、そういうのが参議院修正の趣旨であるというふうに明らかに理解しておりますし、そういうふうな修正を明らかにしていただきまして、それが明らかになりました、いわゆる個人参加の自衛官につきましてはその対象に入っていないということでございます。

○伊藤(忠)委員 そうすると、これは国会承認の対象にもならないし、凍結の対象にも当然ならぬわけですね。

○野村政府委員 お答え申し上げます。私が政府の方として参議院修正を理解する限りにおいて、そのとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 だから、外務省にしてみれば、私、大変これは筋の通らないことをわかっていて答弁されているから非常に苦しいんじゃないかと思ひます。私たちが常識的に考えても、今言ったような疑問がすぐ出ますよ。そういう矛盾をはらんだ中身があの修正案なんです。これは非常に政治的にまとめられたからこういう格好になったんだと思ひます。勝手に解釈をさしていただきますが、私はそう思ひます。

そうすると、これは監視団として行かれる方を、一体どこへ行くのか、承認の対象にもならぬ、凍結の対象にもならぬとしたら、あなた、勝手にあつちこち行くことができるんじゃないで

すか。そんなばかなことは、私は、システムとしてつくるということであるのは前提ですが、これはうんと言わねにいきませんね。これは大変問題です。これは大変危険性がありますし、シビリアンコントロールが全くこれはかからないわけですから、大変問題がある。どうぞ答弁があったら言ってください。

○野村政府委員　お答え申し上げます。

ます私申し上げたいのは、これも参議院修正を理解する限りにおきましてでございますけれども、この停戦監視団というのは九腰で行く、そういう任務であるということにぜひ御留意願いたいと思います。それから同時に、どこにでも行けるかという話でございますけれども、これは個人参加の自衛官でございましてやはり実施計画、実施要領にのっとって対応する、その中において明らかにされる、そういうふうな理解願います。

○伊藤忠委員 何か面倒くさい答弁みたいにやらぬでくださいよ。重要な問題なんですよ、あなた。面倒くさい質問しやがってなというようなことで答えるからそういう表情になるんです。冗談じゃない、あなた。まあこれは時間がありますから次へ行きますけれども、もう少しやはりそれはきちっと答えるべきですよ、あなた。当然のことは疑問なんですよ。

次に、この地雷処理なんです。これは外務大臣がこういう趣旨の答弁をなさっています。後方支援の場合に道路建設の障害になる地雷は撤去する、このように答弁されているわけですが、地雷処理というのは、これはこの法案に言うところのFではないんですか。私は、三条三号の二項でいいますとこれはFだと思いますが、どうですか。

○野村政府委員　お答え申し上げます。

地雷の処理につきましましては、この法案は何分業務に着目いたしましたして作成いたしておりますので、この三条の三号、列挙してございますその中に二というのがございます。「放棄された武器の収集、保管又は処分」、この「処分」という中で、これを部隊として行う、そういうたぐいの業

務であるというふうに理解しております。

○伊藤(忠)委員　これは複合業務ですか。

○野村政府委員　お答え申し上げます。

ただいま先生の複合の点につきましては、実は昨日たしか山口先生の御質問に答えまして、詳しく参議院の委員会の段階で論議になった点を政府としてまとめた諸点を明らかにさしていただきます。現実には自衛隊の部隊等が行う業務ではございまして、やはり、例えば道路建設を部隊としましてやるという場合にも、地雷がたくさんあつて、やはりその地雷の処理というのも、つまりここで掲げてございます三条第三号の二の業務というのともあわせてやらないといけない、つまりその業務と複合してしか実行できないようなケースは、やはり法的には今申しました第三条第三号の二の業務は、これはいわゆる凍結あるいは国会承認の対象となつておるわけでございますので、その結果道路建設の業務も事実上同じ扱いとなるといふ点が第一点でございます。

それからもう一つは、とは申ししましても、やはり道路建設をやるという場合でも、その場合には地雷というのが一応撤去されている、そういう前提で行っておりましても、隊員の生命または身体の安全を確保するため地雷等の有無を確認し、その結果偶発的に発見された地雷等の処分を行う行為、これまでも禁止するというのは、やはり隊員の生命または身体の安全を確保という見地からよろしくないというふうに考えられるわけでございまして、その点につきまして、やはりそういう業務につきましては、この道路建設の例でございませうけれども、その業務の一環、その業務に含まれるものとして扱うというのが第二番目の点でございませう。

それで、やはりそういった点をなぜ申しましたかと申しますと、この実施計画というのの中には、けさほども議論ございましたけれども、どういう要員が、構成ですね、どういう装備、武器も含めてでございますけれども、持っていくということをはっきりさせるわけでございます。また、

国会にも報告するわけでございますので、その場合に、やはりきちんと、偶発的に発見された地雷等の処分というそういうのに相応する、そういういったことがはつきりと実施計画に明確に、かつわかかりやすく記載され、またそれが国会に報告されているということがやはり重要、必要であるというふうに考えた次第でございます。

○伊藤(忠)委員　それも結局グレーゾーンになる

のですね。それはケース・バイ・ケースなんだ、
具体的な実施要領で事前の議論をしていただくか
らということになっちゃうのですね。だから、な
かなか、どういふのでしょいうか、想定をして決
めるとなったいろいろな問題が出てくる。しか
も、この道路建設に当たって、地雷が埋設されて
いるかどうかということも探知しなければいけな
いという仕事をこれもセットでやっていることと
なったら、どうしたってこれは地雷処理班をそれ
なりに自衛隊が連れていかないことには安心でき
ないということまで行くのですよ、これは。

そういう状態を、まず危険な状態をどのようにしてなくしていくかということが前提でなければこの修正案というのは実行できないです。非常に無理な修正案になっていますから、実態に適應できるかどうかとなつたら、今おっしゃつたようなこういうケースもあるから、これはここで言っていることは例外的に処理しないことにはなかなか行けないです。ねというようにことがどうしたつて出てくるかと思うのです。やはり無理が出ますよね。

その点が非常に問題だし、実際に地雷といひしても、皆さん御承知のとおり四百万ともそれを超えるとも言われているわけですね。私もブノンベンへ行きましたけれども、市内ですら、若者だとか子供が、足がなかったり足首がなかったりという人が非常に目立つわけですね、犠牲者の姿というのが。特に子供の姿は、私は痛ましいと思いますよ。これは別に大人の責任であつて子供の責任じゃないのですが、いづれにしても、地雷原と言われるように、これも大体二十州ある中の三州

か四州ぐらいです、カンボジア国境に隣接して
おる州ぐらいなんです、そこに集中している。時
にはジャンクルの中にもこれがまかれてゐるわけ
でしょう。

そうすると、何といつても、これはUNTACが支援をするといつても限界があると思います。それは、やはりその国の人が中心になって長い時間かけてこれは撤去作業をやっていくという、一つの贖罪と言つてもいい面じゃないでしょうか。私はそのように考えたいと思うのです。

ですから、何かいきがって、自衛隊が今のグ
レーゾーンがある中を、いや、これぐらいは実施
要領で出せば大体多数決でいくだろうということ
で、なんとなくやっていったら、自衛隊の諸君は私は
不安でしようがないと思いますよ。そういう技術
というのは確立されていないし、大体戦車を対象
にして地雷なんというのはつくっている、正規戦
を対象にしてやっていくわけですからね。ゲリラ
のつまり地雷なんでしょう。ですから、これはど
てもじゃないけれども、ケース・バイ・ケースとい
う難しいというのが自衛隊の皆さん、私も聞いてい
ますよ、実際。それは伊藤さん、長官はああいう
ふうに国会で答弁しているけれども、我々の立場
に立ってみたらそんななかできぬし、そこへ行
けと言われたらカンボジアの人にやってもら
わぬことには、自分にやれと言われたらそれはで
きる問題じゃないというのが自衛隊の諸君の偽ら
ざる心情じゃなかろうか、このように私は思っ
ているわけです。

そこで、長官に聞きますが、それでも行けと言われたら、自衛隊の諸君は行かなければいかぬ。非常に危険があるなというのをわかつていても行かなければいかぬというのがこの法律なんですね。ところが、この自衛隊の諸君というのは、これは法第三十九条によりまして隊員の宣誓をきちつとやらなければいかぬことになっているわけですね。宣誓をして行くわけです。大変これは言つてはならぬことですが、もしそういう不幸に見舞われたという場合に、それにふさわしい言う

ならば処遇というのはやられることになっているのですか。

○宮下国務大臣 委員の御指摘のように、私もこの任務を遂行するに当たって自衛隊派遣をするにつきましてはまず安全確保、それから万々が一そういうことがあつてはならないわけでございますが、しかし制度としてはきちつとやはりできてないと安心できません。したがって、先生の御指摘はあるいは賞金、つ金等の問題であらうかとも思います。これはたびたびここでも申し上げております。今、自衛隊の賞金、つ金は同じような業務に従事して殉職した場合でも千七百万円が限度でございましたが、他の消防あるいは警察職員等と非常アンバランスであるということが言われておりまして、この平成四年度予算でマキシмум五千万円まで出せるようにいたしました。

そういう手当のほかにこの法案自体で平和協力手当を支給することになっておりますが、これはまだ額等は決定しておりませんが、これは財政当局あるいは関係省庁と総理府、私どもと協議してできるだけ手厚いものにしたい。それから、国家公務員でございますから、災害補償法、国家公務員の補償法の問題等もあと限り有利な扱いをしていく。あるいはまた、機雷掃海の場合にはその勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当的なもの支給もいたしましたけれども、そういうものは可能かどうか、あと限りそういった隊員の処遇の問題はきちつとやつていかなければならない、このように存じております。

○伊藤(忠)委員 答弁をお聞きすればするほど、これは国際協力隊という別の組織があつて、その目的に沿つて出ていくということであればともかく、自衛隊の附帯業務で、まあこういうことになったから出ていく。家族にしてみれば、国土を守るために夫と結婚したのだけれども、附帯業務で向こうへ行つた、こういう目に遭つたというのでは、これは浮かばれません。ですから、そのように整理をされなければいかぬというのが私の

のこれは持論でございますので、これはぜひとも政府で真剣に検討いただきたい、私はこのように思います。

時間もありませんので最後に総理に申し上げたいと思ひますが、今までの議論の中で、総理は、最近の姿勢を見ておられますと、何が何でもこの法案の成立を図るんだ、非常に高姿勢に転じられまして、そういう姿勢をありありと私たちは見聞をしていくわけでありまして、いつか総理はそういう考え方に変わられたのかなど。これは別名変節と申し上げますが、私は、全く総理の今日のそういう答弁ぶりに失望をしているわけであり

す。

総理はこの発言をよもやお忘れでないと思ひます。これは、私が生まれ育ちました津市で、九一年七月の二十二日に講演にお見えになりました。この中で総理は、国連の平和維持活動への自衛隊参加問題について、人を殺傷することがわかつているところに自衛隊は出せないと言つて、平和維持軍に参加する場合も、武力行使を伴う自衛隊の参加には反対の考えを明らかにされました。さらに、憲法を変えようとか兵隊を送ろうとかというふうになると、長年の決心を改め、軍事大国になるが、戦後四十数年間歩いてきた道は間違つていなかった、今後も自信を持って歩くべきだと考えている。つまり、軍事的貢献は行うべきでないということを強調されているわけでありまして、記者団の質問に対して、それじゃ世界はどういうふうに言いますか、こういう質問に対して、決してこれは日本として恥ずかしいことではない、誇つてよいことだ、このように津市で実は講演をなさつておられるわけでありまして、よもや総理はこのことをお忘れではなからうと思ひつてあります。自公民と三党合意が成立しまして、発表されて、政府がこの案を出された。何が何でも自衛隊ありきということで貫かれていくわけですが、私たちとしてはそういう考え方に同意することはできません。反対であります。私は、国際貢献とい

うのは背伸びするものではないと思つてゐるわけですが、それこそ国民合意のもとに進めるといふのが国際貢献の基本だと考えております。

カンボジアに行くチャンスに恵まれて、この十一月と四月に現地を訪れることが私はできました。あのカンボジアの中で、クラスでいいますと、日本のホテル基準でいえば三つ星かな四つ星にいくところかなという、そういうレベルの、名前はカンボジアナというホテルがただ一つあります。このホテルには、各国の大使館やあるいはブノンペンを訪れる外国の皆さんがほとんどそこで投宿をするわけですが、そのロビーや食堂の風景を見ておきますと、次のようなことが目に

きます。

まず第一点、目につくのは各国大使館、その関係者であります。その次に目につくのは、UNTAACのオフィサーやあるいはポリスの幹部諸君であります。迷彩色に身を固めております。第二に目につくのが何と日本の観光客、観光客。これはアンコールワットへ、つまりツアーでもって、大休現地は二泊三日の日程で、タイのバンコクからまずこのホテルへ入つて一泊しまして、そこからアンコールワットに行つて、二泊三日で実はツアーをやりました。また戻つて帰るといふ、こういうコースが非常に多いわけですが、こういう皆さんがだんだんふえております。大体、どうでしょう、か、そのうちに月五百人から七百人、千人というふうになつていくのじゃないでしょうか。これが二点目に目につきます。三番目に多いのは商社マンです。この人たちは日本とアジア系の皆さんが多いと私は判断をいたしました。こういう、言うならばホテルロビーで目に入ってくる光景でございます。

一方、NGOは、日本から六グループが実は自己犠牲をしながら現地で活動をしているわけでありまして。私たちもそのグループの皆さんと実は意見交流をする機会を、外務省の計らいもございましてチャンスに恵まれましたけれども、この中の一つに幼い子供を救う会というのがございま

て、実は青年が一人日本からやつてきて、民家て言うならば部屋を借りて生活をしているわけですね。その方はちょうど二カ月前にある県庁をやめて来たというのです。そういう非常に貢献、NGOに言うならば心を燃やしている青年なんです。こういうNGOの人たちは、実際市民生活に触れて本当に地についた支援活動をやつてゐる。立派なこれも国際貢献だと私は思うのですが、そういう人たちに對する政府の体制があるのかといへば、これはなかなか行き届かない、極めて不十分な状態にあると思ひつてあります。

したがって、私が言ひたいのは、国際貢献に對する世論の現状というのは、日本の場合、これはまだ未成熟な部分を抱えていると言わざるを得ない。その現状を変えていくのが政治の責任ではなからうか、政府の役割ではないのか。にもかかわらず、ここで自衛隊の派遣にこだわるような、そこを絞つて強行すれば問題の解決が図れるな、んというふうな考え方をするとするならば、今後私たちは二十一世紀に向けて日本の国際貢献というのとは一体どういうことになるのか。そこに哲学がない、理念がない、ただ今回の法案を通せばいいんだというふうになりますと、自衛隊だけがどうしても前へ出てしまふ。そうすると、国際政治の場では……

○林委員長 伊藤君に申し上げます。伊藤君に申し上げます。お約束の時間が参りましたので、結論をお急ぎください。

○伊藤(忠)委員 終わります。国際政治の場では、つまりこういうふうな声だつて出るんじゃないでしょうか。

もう終わりますが、つまり日本というのは国連の常任理事国になつて欲しいと思つてゐるんじゃないか。アジアではUNTAACがこういうふうなことに今やつてゐるが、カンボジア問題でひとつ日本は実績も踏まえて、そうして今後国際政治、国連の場に踏み出そうと思つてゐるんじゃないか。そうしたら、いろいろあるから、まあ、お金も経済大国で払いっぱりもいいから、金もしよわ

せ、何々もしよわせということになってきたら、本場に皆さん方は、総理はどのように考えてみえないと思ひますが、そうだとするならば、そういうふうに見られないようにしていくために、今ここで私たちが何を大切にしなければいけないのか、このことを私は訴えたいわけでございます。

したがって、今回の法案は、ほとんどが自衛隊で占めて、出ていくことになるわけですが、それが本場の意味で、日本の平和憲法をもつて、その憲法を踏まえた国際貢献策になるのか。非軍事、文民、民生と私たちは言いますが、その側面での、言うならば重視をした国際貢献というのとは、ただやってもいいと思ひます。そのことがほとんどこれでは具体的に出ないわけでしょう。そのところを私たちは問題にしているわけでありますから、そういう意味からも、私たちは絶対この法案には同意することはできません。

ですから、多くの答弁はいただきませんが、総理、その点で私が今申し上げた、変節という言葉も使いましたから失礼かも知れませんが、もし総理がそうでないとおっしゃるんだしたら、どうぞひとつ総理、所信をお述べいただいても結構でございます。私はそのようにしか見えぬ。その辺はどうでございますか。

○林委員長 お約束の時間が来っておりますので、できるだけ簡潔にお願い申し上げます。

○宮澤内閣総理大臣 異存がございません。私の考えは、戦後きょうまで変わっておりません。

先ほど御紹介になりました新聞の記事でございますか、比較的正確でございます。私、それに近いことを言っております。

すなわち、第一に、人を殺傷する可能性が高い、そのような行動に参加することはいけないということを言っておりますのは、これは武力行使をすることはできないと言っているのです。ですから、いわゆる多国軍に我々が参加できるかどうかという問題がございましたね。これはやはり人を殺傷する蓋然性が高うございますから、そ

れは私は参加できないんだという意見であります。

次に、自衛隊をよそに出すときに武力行使をするようなことがあつてはならないというふうに言つておると引用されておりますのは、そのとおりであります。この平和維持活動は、武力行使を前提にしているものではありません。

○林委員長 次に、小澤克己君。

○小澤克己委員 本案について修正案の発議者に對しまして順次お尋ねしたいと思ひますが、その前に二つだけ御質問したいと思ひます。

先ほど、我が同僚の伊藤忠治副書記長の御質問に對しまして、総理は我が社会党の田邊委員長からの党首会談の申し入れに對して受けるのか受けないのか、もう一つはつきりしなかつたわけでございますが、これを受けるお考えがあるのかどうか、明確にさせていただきたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 公党の委員長の申し入れでございますから、喜んでお受けをいたし、お話を、意見を交換するというのが私の考え方の原則でございます。

○小澤克己委員 原則はそうだとしまして、現時点で具体的に申し入れがあるわけでございますが、これについてお受けしていただく考えがございましょうか。

○宮澤内閣総理大臣 各党が御一緒になつてこの大事な法案を御審議中でございますので、ただいまのところそういうことはちよつと考えにくうございまして、この法案の処理が済みますればまた喜んでお目にかかりたいと思ひます。

○小澤克己委員 誤解をしておられるようです。本法案について提出者としての立場で御答弁されておられるわけですね。我々もそれについて質問していただくわけでございます。我が田邊委員長が党首会談を申し入れておられるのは、本法案についての事柄ではございません。次元が違います。現下の政治状況において、現下の政治状況、大衆国会でもいろいろございまして、また国民に信を問うべき状況、事態である、こういう認識に立つて

いるわけでございます。法案の提案者としての総理にお会いしたいということではなくて、政党的に党首としての総理にお会いしたいと、次元の違う話でございますが、いかがでしょうか。

○宮澤内閣総理大臣 それでは、当面この法案の処理というのは非常に緊急だと考えておりますので、これを終つてしまつて、しかるべきときにはお目にかからせていただきます。

○小澤克己委員 本法案のことも含めまして、本法案について質問しているのではありませんよ、本法案を含む現下の政治状況について申し込んでいくわけですね。そのような御答弁では納得できません。早急を受けるべきであると思ひます。あなたは最大の数を誇る与党の党首であられるのですよ。野党第一党の党首から会談の申し入れがある。これは逃げ回らずに堂々とお受けするのが当然ではないでしょうか、いかがですか。

○宮澤内閣総理大臣 私も原則としてそのように考えております。

○小澤克己委員 原則論ではなくて、現に今申し入れているこの件について早急に党首会談を実現する、そういう決断を大政党的総裁としてしていただきたい、強くお願いを申し上げておきます。

もう一点だけ、本論に入る前にお尋ねをしたいと思ひます。

加藤官房長官、昨日我が党の同僚から例の共和事件の破産問題に絡みまして、一千万円授受の疑惑といふことが絡んで、平成二年二月八日から九日にかけての行動について明らかにしていただきたい、こういうことをお願いし、調査の上明らかにする、こういう答弁をいただいているわけでございます。

そこで、二月十日でございますが、宮城県に行つた、こういう記憶にあるという御答弁でございました。もう少し記憶を喚起していただきたいのですが、この日は気仙沼で菊池福治郎候補の応援演説に行かれたのはございませんか。

○加藤國務大臣 そのとおりでございます。

○小澤克己委員 この日、十九時から個人演説会に出て演説をされて、そしてそこを出て車で一関へ向かい、そして新幹線で東京に戻られた、こういうことではございませんか。

○加藤國務大臣 後ほど詳細に時間とか場所等とかを調べて御報告いたしますが、そのときは新幹線に乗つておりません。翌日秋田に行く予定でございますので、一関に泊まつております。

○小澤克己委員 この点については、お約束とおりの記憶を喚起して明らかにしていただきたいと思ひます。

それでは、本論に入ります。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に對する修正案、これについて發議者に伺います。

これは委員長に御要望でございますが、修正案でございますので、当然發議者にお尋ねいたしますので、万が一にも間違つた答弁者の指名をしないでいただきたいと思ひます。

○林委員長 はい。

○小澤克己委員 まず最初に、發議者の田淵參議院議員にお尋ねいたします。

この修正案では、第六條に七項を設けて、こ

でいわゆる国会の事前承認の制度を修正してつけ加えたわけでございます。その中で、その事前承認の対象となるものについて、「第三條第三号イからハまでに掲げるもの」として、「又はこれらの業務に類するもの」として同号レの政令で定めるものについて、これを事前承認の対象とする、こういう修正案となつておられるわけですね。

ということは、レの政令で定めるものについて、これをイからハまでに掲げるものに類するものと、それから、ヘですからトですが、ト以下に類するものと、この二つのカテゴリーに分けて、そしてイからハに類するものについてはこの政令で定めた業務について国会の事前承認を得る、こういう構造になるわけでございます。

そこで、イからハに類するものとして政令で定められる業務とト以下の業務と、これを分けるメ

○田淵(哲)参議院議員　まず、この法律ではそういう表現ではなくて、具体的な業務の内容で示しておるわけでありまして、個々のこういう業務が承認の対象になる。はっきりしていないのは、レで言うこれに類するものということでありませう。

は、ここに書いてありますように、例えばそれは歩兵部隊が主になってやる業務であるとか、あるいは……（発言する者あり）いや、具体的な業務がそこに挙げてあるわけがあります。これ以外の業務というのは大体後方支援、例えば輸送とか医

○岡野参議院議員「ハ 車両その他の運搬手段

ださい。そうじゃないと、国会の事前承認が要る

か要らないかという極めて重要な分かれ目なんです。田淵さん、お願いいたします。事前承認は民社党なんだから……。

○田淵(哲)参議院議員 イからへまでは通例歩兵部隊が行いますが、例えば二に該当する地雷の処理、これは工兵部隊が行います。だから歩兵部隊には限定されませんけれども、通例歩兵部隊が主としてやるというのが言えると思います。そして、これらの内容は、おわかりいただけるように軍事的な業務であります。それから、それ以外の仕事は、それそのものが直接軍事的業務とは言えない業務である、このように分けることができると思います。

○小澤(克)委員 これは事前承認にかかるかからないかの分かれ目でございます。原則歩兵が工兵も含むであるとか、通例軍事的であるとかないとか、そのようなあいまいな基準では困るわけです。国会承認にかかるかからないかの問題です。国会議員として関心持つのは当然でしょう。明確な基準を文書で出していきたい。お願いいたします。これ、理事さん、お願いいたします。

○山山参議院議員 お答えいたします。ただいまの問題につきましては、要するにこの凍結した部分、国会承認の部分がこの法律の中でどういうふうになっているか、それが明確になっていないという御質問だろうと思えます。それを、それでは法律に基づいてどういうふうになっているかというのを御説明させていただきます。

第六条の第七項を見ていただきますと、まず初めに、この国際平和協力業務というのは、先ほど田淵さんからも御説明ございましたように、いずれにいたしましても、この業務の内容はすべて業務の種類できちっと分けているということがまず第一点であります。そして、細かいことは説明しません、時間がかかりますから。

それから、今回私も政府原案に基づきましてこの修正案を出しましたのは、自衛隊の部隊が行う国際平和協力業務であって、しかも第三条第三号イからへまで掲げるものを、きちっとしたいわゆる国会承認、凍結の範囲と明確にしたわけでございます。もちろん先ほどのこれらに類するいわゆるレの政令の問題がございしますが、それもつけ加えて申し上げますとそういうことになりません。これで明確であります。

○小澤(克)委員 今のは何の答えにもなっていない。問題は、レの政令について二つのカテゴリーに分けるんだから、そして、二つの類型に分けて、その一方は国会事前承認の対象となる、そうでないものはならない、その分け目を、明確なメルクマールを示してくれ、こう言っているんですよ。

○山山参議院議員 この点も明確でございまして、これはまず政府原案が、要するにこの国際協力業務というのがどういうふうな業務であるかという点につきましては、今御質問者がおっしゃいましたように、こういうふうなイからタまで明確にしているわけでありまして、しかしながら、このレの項目はなぜこういうふうな設け方なのかと。私も法案をつくる際には案外こういうふうなことが出てくるわけでございますが、例えば政令で定めるものでもし具体的にわかつていなければ出せという議論が出てくる可能性があります。少なくとも私も私どもが聞いている範囲では、現在の段階でいわゆるこのレに入る、例えば政令で定めるこれらの業務に類するものというものを何か推定できるものがあるかと。現在の時点では、私どもが聞いている範囲では想定されるものはない。したがって、これから実際にPKO活動あるいはPKFに参加してきて、そして具体的に何か出てきたときには、その時点で具体的にこの業務の内容に基づきましてきちっと判定をしよう、そういうわけでございます。具体的に今まだ参加していませんし、また、法が成立していてもおりませんので、その点ではこれからの時点で明確に判定をする、こういうわけでございます。

○小澤(克)委員 これは法律の審議であります。

○山山参議院議員 それは先ほど御説明させていただきましたように、この三条第三号によりまして、明確に、イからへまでの部分と、それからトからリまでの部分と、それからヌからタまでの部分とはそれぞれメルクマールとしてきちっと法案の中に明確にうたわれております。したがって、これが判定の基準になると私は明確に考えております。

○小澤(克)委員 まさにそのメルクマールを聞いているのですよ。文書で明らかにしてください。

○林委員長 山山参議院議員、今の御質問に対する御答弁をお願い申し上げます。

○山山参議院議員 これは先ほどから何回も説明いたしておりますように、この問題につきましては参議院でもいろいろ議論がありました。そして今までもいろいろな角度から答弁をさせていただいております。したがって、この三条、先ほどから申し上げましたように、我が国が国際平和協力業務に参加するに当たりまして、いわゆる自衛隊が部隊として行う業務の場合、業務の種類で明確に分類をいたしております。それは先ほどから何回も説明をいたしておりますように、イ、ハと一つ一つ説明はいたしません(小澤(克)委員「説明してください」と呼ぶ)例えば「武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視」、これがイであります。それからロに「緩衝地帯その他の武力紛争の発生防止のために設けられた地域における駐留及び巡回」、これはいわゆるパトリールであります。

ですから、こういうふうなことで、業務の種類ごとに一つずつ明確に分類がされております。そして、例えばト、チ、リにつきましては、これは文民で実施するものということで、例えば「公正な執行の監視又はこれらの管理」、あるいは「警察行政事務の監視」、リにつきましては「行政事務に関する助言又は指導」、こういうようなのが文民でやるものと明確になっております。

それから、又以下につきましては、又は医療でございまして、ルにつきましては被災民の捜索、それからヲにつきましては被災民に対する食糧その他衣料、医薬品のいわゆる配布であります。ワにつきましては、被災民を収容するための施設設備の設置であります。カにつきましては「紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置」、ヨにつきましては「紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置」ということで、それぞれいわれるPKF本体が行う業務、そして後方支援として行う業務というふうな明確に分けておるわけでございます。しかも、今御質問の趣旨の、七項目のいわゆるレの政令で定めるものにつきましては、先ほど答弁をしたとおりであります。

○小澤(克)委員 イからタまでは読めばわかるわけではあります。それを読んでも何の意味もありません。問題は、ハとトの間に類型的な違いがあるわけでしょう、その違いの基準を明らかにしてくれと言っているのです。それによつてこの政令の区分もできるわけですからね。どういふ類型的な違いがあるのか、その違いの、分ける判断基準を明らかにしてくれと言っているのですよ。一つ一

あらゆる場合を想定して審議するのが法律案の審議です。

そこで、レについて、まだ今のところ具体的に想定されるものはないというお話がございましたが、具体的に想定されるかされないかは別として、将来できる政令について何を分けるのか、そのメルクマールだけは法案審議の段階で明らかになつていくべきでしょう。文書で明らかにしていただきたい。これは文書で明らかにしなれば、国会承認にかかるかからないか、この分かれ目なんです。今のようなわけのわからない答弁では困ります。文書で明確にしてください。委員長お願いいたします。

○山山参議院議員 それは先ほど御説明させていただきましたように、この三条第三号によりまして、明確に、イからへまでの部分と、それからトからリまでの部分と、それからヌからタまでの部分とはそれぞれメルクマールとしてきちっと法案の中に明確にうたわれております。したがって、これが判定の基準になると私は明確に考えております。

○小澤(克)委員 まさにそのメルクマールを聞いているのですよ。文書で明らかにしてください。

○林委員長 山山参議院議員、今の御質問に対する御答弁をお願い申し上げます。

○山山参議院議員 これは先ほどから何回も説明いたしておりますように、この問題につきましては参議院でもいろいろ議論がありました。そして今までもいろいろな角度から答弁をさせていただいております。したがって、この三条、先ほどから申し上げましたように、我が国が国際平和協力業務に参加するに当たりまして、いわゆる自衛隊が部隊として行う業務の場合、業務の種類で明確に分類をいたしております。それは先ほどから何回も説明をいたしておりますように、イ、ハと一つ一つ説明はいたしません(小澤(克)委員「説明してください」と呼ぶ)例えば「武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視」、これがイであります。それからロに「緩衝地帯その他の武力紛争の発生防止のために設けられた地域における駐留及び巡回」、これはいわゆるパトリールであります。

ですから、こういうふうなことで、業務の種類ごとに一つずつ明確に分類がされております。そして、例えばト、チ、リにつきましては、これは文民で実施するものということで、例えば「公正な執行の監視又はこれらの管理」、あるいは「警察行政事務の監視」、リにつきましては「行政事務に関する助言又は指導」、こういうようなのが文民でやるものと明確になっております。

それから、又以下につきましては、又は医療でございまして、ルにつきましては被災民の捜索、それからヲにつきましては被災民に対する食糧その他衣料、医薬品のいわゆる配布であります。ワにつきましては、被災民を収容するための施設設備の設置であります。カにつきましては「紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置」、ヨにつきましては「紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置」ということで、それぞれいわれるPKF本体が行う業務、そして後方支援として行う業務というふうな明確に分けておるわけでございます。しかも、今御質問の趣旨の、七項目のいわゆるレの政令で定めるものにつきましては、先ほど答弁をしたとおりであります。

つ読んだって何にもなりません。文書で明らかにしてください、文書で。文書で明らかにしてください。

○山参議院議員 今御質問の方は、へととの違いが、要するに間が明確でない、だからそこを明らかにしろという御質問でございます。したがって、へにつきましては、先ほど御答弁させていたいただきましたように、イからへにつきましては、自衛隊の部隊が部隊として行う業務ということで法案の中に明確でございます。それからト、チ、リにつきましては、自衛隊がやらない、参加しない分野でございます。したがって、これは文民で行うものでございますから、これは明確でございます。

以上。
○小澤(克)委員 ヌ以下については、自衛隊の部隊が部隊として参加するんですよ。そのぐらい御存じでしょう。だから今の基準では区分ができないんです。

○山参議院議員 お答えいたします。

質問者が先ほどへととの間とおっしゃるから私はそうお答えしただけで、ですから今、今度はりととの御質問者の趣旨でございます。これはいわゆる又の医療からいわゆるこのタまでの輸送、保管に至る部分につきましては、法案の中でも明確に書いておりますように、少なくとも「人道的な国際救援活動」というのが大体又からタになるわけでありまして、したがって、前段のPKFの本体としてやる部分とは、これはもう全く類型が違うものでございますから、その点は明確でございます。

○小澤(克)委員 類型が違うのはわかっていいます。違うからこそ区別したんでしょう。その類型の違いを明確にしてくれと言っているんです。

今までに出た言葉では、軍事的業務であるか否かという一つの言葉が出ました。それから、歩兵部隊が行うかどうかというのが一つ出ました。それから、部隊が部隊として行うか否かであるということが一つ出ました。それから、本体業務であ

るか後方支援であるかという言葉が出ました。これら、どれなんですか、あるいは全部なんです。か。こういういろんな言葉が勝手に出てくるんではわからないんです。しかも、先ほどから繰り返して申し上げておるとおり、これが国会承認にかかるかからないかのまに分類目なんです。これは文書で明確にしたいだかなければ、この修正案の評価ができません。文書でやってください。

○山参議院議員 これは、先ほどから何回か説明をさせていただいておりますが、もう少し具体的に申し上げますと、この法案の、私どもが修正案で出しましたですね、同号レの政令で定めるものにつきましては、その前のこれらの業務に類するものとして同号レの政令に定めるものにつきましては、もう少し具体的に申し上げますと、このレの業務につきましては、イからタの業務に類する業務が今度出てきた場合には、結局それぞれイからタのどの業務に類するかということとをきちっと判断をして、そして国会承認の対象にするかどうかを決めるということになると思っております。

以上です。
○小澤(克)委員 ですから、へまでに類するものとト以下に類するものとどう分けるのかと、単純なことを聞いているんですよ。その分ける基準を明確にしたいだけばいいんです。軍事的業務であるか否かで分けるという答弁もありましたし、歩兵部隊によるか否かということと分けるという答弁もありましたし、部隊が部隊として行うか否かによるという答弁もございましたし、本体業務か後方支援かによって分けるという答弁もございました。これでは何のことかわからないんです。文書で明確にしてください。委員長、これは文書で明確にしてください。

○田淵(哲)参議院議員 一言で言いますと、PKF本体業務と後方支援、その他の業務というふうに分かれます。それを説明しますと、本体業務というのは軍事的業務であって、通例は歩

兵部隊が行う、こういうふうに言えると思えます。

○小澤(克)委員 本体業務か後方支援か、その分かれ目はどうやって分かれるのか、依然としてわからないわけです。これは委員長、ぜひ文書で明確にしたいだきたいと思えます。要請いたします。理事会で詰ってください。

○山参議院議員 ですから、これは先ほどから何回も説明をいたしておりますように、この問題につきましても、私何回か参議院におきましても答弁をさせていただきましたが、要するに、「国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務」ということ、具体的にこの後半の「人道的な国際救援活動のために実施される業務」というのは「次の又からレ」というふうに、それぞれこの法案の中で明確に分けております。

これはいづれにいたしましても政府原案です。政府原案の中に業務で、いわゆるPKOの活動の中身が明確に分けられておるわけです。しかも、PKO本体がやる業務につきましてはイからへとということで、これも明確になっております。したがって、イからずと順番に書いてありまして、タまであるわけでございますが、これがイからへ、そしてトからリが文民、そして又からタというふうに具体的に分かれておりますから、それぞれこれは明快でございます。何らわからないところは、そういうふうには私に考えております。

また、レの問題につきましても、先ほど申し上げましたように、具体的にレの項目として出てまいりました場合に、その新しい業務ですよ、その新しい業務がいわゆるイからタのどの業務に類するかということとを具体的に判断をして、そして、この国会承認の対象にするかどうかということがその時点であるわけでございます。これはもうそこら辺のところは私は明快になっている、こういうふうを考えております。

○小澤(克)委員 一向にわからないわけでございますので、これについては文書で明確にすることを強く要望いたします。そのことを留保しつつ、これだけでまだ一問目の質問ですので、とりあえず次の質問に移させていただきます。

次に、修正案の、国会での承認を求める時期でございますが、「自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前」、このように記載がございまして、この「海外への派遣の開始」とは具体的にどのような時点を指すのか。なお、修正前では「実施計画が決定された日」、これは閣議決定されるわけでございますが、この日をもって基準にしていたわけですが、これとの前後関係はどのようにお考えなんでしょうか。これも事前承認についてですから、民社党の田淵先生にお願いいたします。

○田淵(哲)参議院議員 お答えいたします。開始前と開始後の区切りというのは、我が国よりその自衛隊の部隊が海外に出発する時点、これが境になるわけでありまして、

それからなお、実施計画の決定があった場合に国会に事前承認を求めなければならない場合というのは、実施計画の決定または変更があった時点から海外へ派遣する時点までの期間の一部が国会の開会中にかかっている場合は、事前承認の対象になる。すべての期間が国会が開会中または衆議院が解散されておる場合は、これは事後承認でもいいということになります。

○小澤(克)委員 海外に派遣とおっしゃいましたが、海外というのは定義規定によりまして「公海を含む」ということになっております。そうすると領海を通過するかどうか、これが開始前か開始後かを分ける基準になるわけでしょう。

○田淵(哲)参議院議員 そのとおりです。
○小澤(克)委員 それでは、国会承認以前にもう港を出発するということがあり得る、こういうことになるとはなりません。これを修正前は閣議決定という極めて明確な日にちを基準に置いていたわけですが、これを変更して、派遣

の開始前か開始後かに分けた理由は何でしょうか。

○岡野参議院議員 委員長の御指名がありましたので、私からお答えをいたします。

今問題になっておりますところの次の十項のところでは、「第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて」、この部分が、いみじくも先生おっしゃいましたように、政府原案が当院において修正されましたときに、実施計画の決定の日ということから起算、こうなっております。それを私どもが再修正をします際に、今度、先生からいろいろお話がございました国会の原則事前承認、例外的には事後承認もあるべしということに変えました。そういう意味合いで、今までは国会承認がありませんでしたので実施計画の決定の日ということにいたしましたけれども、シビリアンコントロールというように意味合いから国会承認ということが前提になりました以上、符節をこれに合わせるべく、今の読みましたくんだりも、実施計画の決定の日ではあらずして、「国会の承認を得た日から」、こういうふうに改めました次第でございます。

○小澤(克)委員 そんなことを聞いたのではなくて、国会の承認を得るのについて、「海外への派遣の開始前」というふうにしたわけですね、今回。なぜ実施計画決定前にというふうにしたのか、こういうことを聞いていたわけですか、これを交えられたのかと聞いているわけですか。

○岡野参議院議員 在来も、実施計画につきましては国会に報告を申し上げ、それを中心にしたしまして議会の方でいろいろ御討議があるであらうということでございます。しかし、これを竿頭一步を進めまして承認ということにいたしました、が、事実的な経過からいたしますならば、やはり承認を求めるときには実施計画の報告というものも同時に行うというふうなことが円滑裏に事が運ぶのではないかと、こういうふうに解釈をし

ていただければ結構であります。

○小澤(克)委員 要するに、実施計画を決定して中身が明らかになってから国会に報告し、承認を求める、こういう趣旨ですね。そういうふうな最初から言っていただければわかりが早いわけなんですか。

それでは次にお尋ねしますが、「国際連合平和維持隊」、これが何の定義規定もなしにいきなり出ている。このことは参議院でも大衆議論になったわけでございます。それで、それも大変疑問でございまして後で聞くつもりでございましてけれども、それ以前に、ここで「基本的な五つの原則」という言葉が突然として出てくるわけでございます。

法律の基本原則というのは、普通、法律の比較的初めの方にまとめているのが通例でございまして、本法についても第二条で「基本原則」となるものが四項挙がっているわけですね。このことかと思いましたが、これとは全然別の、法案全体に散らばっている条文を寄せ集めて、これをもって基本原則であると、まさに突然出てくるわけでございますが、これはいかにも奇妙で奇異な感じを受けます。全体に散らばっている条文を寄せ集めて、これをもって「基本的な五つの原則」などと言うことは、あり得ない立法例だと思います。

これはどういふことなんでしょうか、御説明願いたいと思います。この点については、やはり事前承認ですから、民社党の田淵先生、お願いいたします。

○田淵(哲)参議院議員 このPKO派遣に対する原則は法案のいろいろなところに書いてあるわけでありまして、その中で特に重要な点というのが、国会の審議を通じて、五つの原則というところで政府の方からも言及されております。その一つは、紛争当事者間の停戦の合意でありまして、これは法案で言うならば第三条の第一号に書いてあることであります。それから二番目は、国際平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に対する紛争当

事者並びにそれが属する国の同意、これが第二原則。これが三条第一号及び第六条第一項第一号というところを書いてあるわけでありまして、それから第三号が、中立的立場の遵守というところでありまして、これも第三条第一号にうたがっております。

それから第四は、派遣の終了及び業務の中断。これは、今までに申し上げた三つの前提条件が崩れたときには業務を我が国の判断で中断することができると、その状態が回復しないときには撤収することができるといふことでありまして、これは第六条第十三項第一号その他にうたがっているわけでありまして。

それから第五というのは武器の使用でありまして、第二十四条で、要員の生命、身体、安全を保障する場合、そういう場合にのみ武器の使用ができる。この五つの点が、重要な原則として、審議の過程で政府の方からたびたび言われておることでありまして、このように書いたわけでありまして。

○小澤(克)委員 それでは、それが五つの原則だということに理解するいたしました。しかし、審議の過程を全部議事録ひっくり返して見ないとわからないなどというところが「基本的な五つの原則」なんというところは、普通、法律ではないことなんでしょうね、六法を読めばわかるものでない。

極めて異常な条文であるということ指摘しておきたいと思いますが、それにしても、今お述べになった五つの原則というのは、何も国連平和維持隊に参加するだけの原則ではないのですか、維持隊が何であるかともかくとしたしまして、国連平和維持活動のために実施する国際平和協力業務全般の原則となつていふはずでしょう、この法律では、これは間違いないでしょう。何でこれ、限定的に書いたのでしょうか。

でございまして。

しかしながら、私どもが国会承認にかけようといひますのは、広いPKO活動の中で、先ほど来お話が出ておりましたところの、自衛隊が部隊として行うところのPKF本体業務だ、この点だけを承認にかけらなければならぬ柱が二つあります。一つは本法の目的であり、そのもう一つが、今お話が出ておりましたところの五つの原則であります。

そうして、六法全書じゃない、議事録を開いてみなければわからないという先ほどの先生のお話でございますけれども、これがもし可決成立を賜りますならば、「五つの原則(第三条第一号、本条第一項第一号及び第十三項第一号、第八条第一項第六号並びに第二十四条の規定の趣旨をいう)」。これは六法全書に載りますので、議事録をごらんにならなくても、市販の六法全書をごらんになればわかる。法律の専門家の先生に対して申しわけございませんが、そういう次第であります。

○小澤(克)委員 国会の承認を受ける範囲については、先ほど指摘したとおり、レについてはよくわからないのですけれども、一応この修正案で規定されているわけですね。そしてその上で、これらがいわゆる五つの原則に適合しているかどうかというのを判断するということであれば、何も、いわゆるPKFという観念でしようが、に限定する理由は全くないわけですね。五つの原則というのは全般にわたる原則ですから、私はこれは形式的にも間違いないと思っております。それからもう一つ、これら五原則及びこの法の目的に照らして国会の承認を経なければならぬ、とあるわけですね。ところが、この五つの原則を読みますと、いわゆる撤収、中断、これらが含まれております。これから出かけるという段階で、撤収、中断について何を判断するのでしようか。矛盾も甚だしいと思っておりますが、いかがでし

うか。

○岡野参議院議員 我が国が、P K O部隊が現地に出かけます場合に——お笑いでございますが、何でございましてのでありましよう。要するに、五つの原則に照らしまして、そうして行くべきか行かざるべきかを判断するわけであります。その五つの原則の中に、いわゆる合意、同意、中立性というようなものが崩れました場合には中断をし、それが長引く場合には業務の終了をする、こうなっておりますので、そのことが十分徹底をされているな、五原則は守られるものであるな、それならば出していい、いや、守られないならば出してはならない、こういう御判断の基準という意味合いで五つの原則を出しました。したがって、条件が崩れた場合には撤収をするということが担保されなければ、うん、よし、行つていいと、ならないということには相なるのじゃないかと、こう思っております。

○小澤(克)委員 要するに、これ、国会で何を判断するのが全く不明確なんです。いいですか。この政府原案ですか、まあ衆議院で修正されたのは別といたしまして、ここでは閣議決定で、その第六条ですね、「内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、」そして「次に掲げる同意がある」場合、つまり、政策的に適當であるという判断と、そして要件を満たしている、この二つの判断があつたときに閣議決定を求める、こうなっているわけですね。これらの判断が正しいかどうかを国権の最高機関である国会としてさらに確認をするということであれば、まさにこの同じ判断基準であるべきだと思ふのです。

ところが、この五つの原則などというのは、撤収であるとか中断であるとか、それから、例えば武器使用の原則などというの含まれていて改め、武器使用の原則はどうなっていますかなどということは判断外でしょう、法律で、もうそれは決まっていることだから、いつ出す場合にで

も武器使用についてはこの法律の制限内であることはもう明白々々でありますから、そういう条件があるかないかとこのことを判断することはおよそナンセンスだと思ひますし、それから、先ほど繰返し言いましたように、まだ派遣前の段階で中断、撤収について原則に適合しているか適合していないかなどということ判断するなどというものは、全くナンセンスそのものではありませんか。私は、これは法律の体をなしてないと思ひます。いかがでしょうか。

○岡野参議院議員 派遣をしてしまつてから、条件でありますところの撤収、中断の前提が崩れるか崩れないかというようなことは、これは派遣をされた上でのことでありまして、そういう事態になつた場合に、立派に中断あるいは業務の終了ができるかどうかということは非常に重要な問題だと思ひます。

そういう意味合いで、この計画ができます場合、あるいは実施要領というふうなものにつきましては、その辺のくだりにつきましても細かな規定を置く。例えば、先ほどお話が出ましたように後方支援業務とP K F本体業務、言いますならば複合した業務しかできないという場合には云々というのがございまして、この辺のくだりも、先生からお話がありましたように、誤解を招かないように細かく書いておくというふうになつております。

そういう意味合いで、やはり国会の御審議をいただく場合に五つの原則及びこの法律の目的というものに照らし合せて御判断を賜る。賜ります判断は、行くべきか行かざるべきか、この二つのうちのいずれかの御判断を賜りたい、こういういふのが私どもの修正案の趣旨でありますので、よろしくお願ひをいたします。

○小澤(克)委員 結果的に行くべきか行くべきでないかを判断するというのはわかります。その判断の材料として何を資料として判断するのか、国会で討議の対象となるのかということをお尋ねしているわけですね。

そして、例えば武器使用の原則などというのは、どの派遣の場合にも共通の原則で、この法律でこうであるべきだと決まつていてるわけでしょう。今回の派遣については武器使用はこれと、今回はまた違った武器使用とかいうことではないわけですね。ですから、そもそも個々の派遣の際に個別に判断することになじまない事項なんです。それが一つ。

それから、派遣前の段階で判断するの、中断、撤収の原則が守られるかどうかなどということは、これはまた判断になじまない事柄なんです。ね。それで、第六条で閣議にかける際に、派遣の要件があるかどうか、派遣の必要性があるかどうかを、政策的判断も含めて判断する、このことについて国会がさらにオーソライズするというなら、私はよくわかるのです。そもそも判断になじまない事柄を、この「照らし」ということで事前承認の対象にする、私はこれはもう全く法案の体をなしてないと思ひます。いかがですか。

○林委員長 岡野さんに申し上げますが、その席に着かれてからゆつくりと御答弁をお願いいたします。

○岡野参議院議員 ゆつくりやつておるつもりでございますが、はい。

五つの原則の中には、合意でありますとか同意でありますとか中立性というふうな問題がございます。果たして、本件について合意が得られているものであるか否か、あるいは同意がちゃんと存在しているものであるか否か、とりわけ日本国のP K O部隊が行つていいということで要請があるか否かなどというふうなことは、当然先生方、国会承認に当たつての御判断の柱になるうかと存じております。

また、武器使用の問題につきましても、これは先生、実施計画の中に装備という条項がございまして、それぞれ、自衛隊が部隊として参ります場合、海上保安庁が参ります場合、そうではない、いわゆる文民が参ります場合、どういふよう

な装備であるところの武器もしくは小型武器、これを持つたかというふうなことはこの実施計画で定められていて、それから実施要領がどのくらい先生のお手元に届くかどうかはその時点によつて定まるわけでありまして、そういう意味合いで、先ほどお話をした、複合業務でなければ云々というたぐいも出てくるというふうな意味合いで、やはり御判断をいただけるのではないかな、こういう次第であります。

○小澤(克)委員 どんな装備を持つていくかによらず、武器使用については原則がもう決まつていて、これ以上、この法律以外にはあり得ないので、すよ。だから、個々の派遣の際に判断することになじまない事項なんです。それで、これはもう全く法律としての、大変失礼ですけども、体をなしてないのです。判断できない事項についてどうやって、照らして判断するといつたつてどうやって判断するのですか。中断や撤収なんて、これから先のことでしよう。今から行くといふときに、どういふ条件があれば中断するとか撤収するとか、判断になじまない事項なんです。私は、全くこれはナンセンスそのものだと思ひます。これは、こんなものをつくらねえかしらです。

第八項ですが、国会承認でございますが、この「七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。」これは素直に読めば努力義務が規定されているというふうに読めるわけでございますが、これはどのような法的効果を持つのでしょうか。

○田淵(哲)参議院議員 これはあくまで努力規定でございます。七日以内に議決をする努力をそれぞれ院がしなければならぬという意味でありまして、院の審議期間を拘束するものではございませんし、また、その期間内に審議が終わらなければ無効というか不承認になるというふうな性格ではございません。

○小澤(克)委員 ない効果についてはお答えがあつたわけですけども、では、ある方の効果、

どの程度の効果があるのか。すなわち、院を構成する各議員が努力をする義務を負う、このように理解してよろしいでしょうか。

○田淵哲 参議院議員 議員が努力をする義務はあると思います。

○小澤克 委員 国会はそれぞれの院において複数の案件を抱えております。そして、それぞれの案件について、その重要度であるとかあるいは緊急度であるとか等を勘案しながら、議会運営委員会あるいは委員会に付託されれば委員会の理事等が合目的に判断するわけです。自主的に判断するわけですが、各院がこれを法律でもって拘束するなどということは、私はあつてはならないことだと思ひます。こんなことがどうしてできるのか、憲法上の根拠を明らかにしていただきたい。

○釜山参議院議員 お答えいたします。

この問題につきましては、昨日も御議論がございました。参議院の委員会でも相当御議論がございました。それで、これは私ども、今、立法院の私どもを拘束するような規定を出したんじゃないかということで大分おしかりをいただきましたけれども、そういうようなことがあつてはいかぬというのが基本的な原則でございます。その点につきましてはいろいろな角度から検討させていただいたわけでございます。そういうふうな意味で、あくまでも両院の努力目標を規定したものでありまして、国会の審議期間を規制するようなものではない、そういうふうなことであります。

また、今この七日間の問題につきましてはいろいろお話がございました。おっしゃる通りに七日間という問題がいかに悪いかという問題があると思ひます。これは、我が国がこれからのPKOの活動にどういうふうにかたえていくかという問題にも関係する問題でございます。日にちの問題につきましても、これはもう御存じのとおり政策判断の問題として、私どもは具体的に諸外国のPKOの状況をお伺いをして、国連の要請に各国がどのくらいでこたえているかという具体的な実情

を調査をいたしました。その上で立法院の私ども自身が寄り寄り相談をいたしました。いろいろな角度から検討した結果、大体両院それぞれ七日間が適当ではないかというふうにさせていただいたような次第であります。

○小澤克 委員 各院において複数ある法案を、法案に限らず議案をどのような順序で審議し、そしてある特定の議案についても重要度あるいは緊急性を判断してどの程度の審議を行うか、これは各院が自主的に判断することなんです。それを法律で、縛るなどということはあり得ないことなんです。

今私が質問したのは、憲法上どこに根拠がありますかと聞いたのです。憲法上の根拠について一つもお答えがなかった。私の方から指摘しましょう。憲法の——ちょっと待ってください。

それでは、まず憲法上の根拠をお答えください。

○釜山参議院議員 私どもは、この法案を作成するに当たりまして、憲法上問題があるかどうか、この法案をつくった後、私どもは参議院でございますから参議院の法制局に議案審査をしていただきました。その結果、憲法上一切問題ないということでございます。

○小澤克 委員 憲法上の根拠を聞いたんですけれども、お答えがなかった。どこかの法制局がどうこうなどということは問題外です。法制局というのは各院の皆さんの補助機関にすぎないのですよ。それがどう言つたからといって、発議者が答弁できないなどということはあり得ない話です。

憲法五十八条には「両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め」ることが出来る。つまり、おのおのの院は、衆議院、参議院は、その議事手続についてはみづから決め得ることなんです。それでしよう。法律というものは、これは両院の意思が一致して初めてできるものですから、結局これは両院の意思が一方の院を縛ることになるわけですね。こんな

ことは、この五十八条に明示されている両院の手続の独立性に完全に違反することになりますよ。

例えば、もっとわかりやすく言ひましょう。これは「七日」となつております。我々衆議院が、七日では短過ぎる、せめて二週間欲しいと考えたとします。そして、二週間にする改正案を出したといたします。参議院がノーと言へば、これは通らないわけですよ。そうすると、参議院の意思によつて衆議院の議事手続が拘束されてしまうわけです。衆参逆にしても同じことです。これは、それぞれの院の独立性を保障した憲法に明らかに矛盾するのです。こんなことはあり得ない。憲法上根拠がないどころか、憲法の精神に反しているのですよ。お答えください。

○岡野参議院議員 先生、「努めなければならぬ」ということになつておりました。議決しなければならぬということと意味は違ふ。したがつて、努力規定であり訓示規定であるというところまでは御理解をいただいたと思ひますが、憲法とどうかというお話にお話の申身が進んだようでございます。

このほかの例でございますけれども——ごめんださい。今七日ではできない、八日かかる、九日かかるというふうなのは、努力をなされてかかるということでありますならば、これはいたし方がないことでございます。いみじくも「努めなければならぬ」。だけであります。

ほかに例であります。各議院の議事手続に関することにつきましては国会法以外の法律に書くことが法的にできないわけではない、こういうように私どもは思つております。例えばこのような例としては、公庫の予算及び決算に関する法律第七條、会計検査院法第四條二項がある。

この中身であります。公庫の予算及び決算に関する法律第七條でございます。「公庫の予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による」とし、「参議院が、衆議院の可決した」公庫の「予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除

いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。」こととしてゐる。「三十日以内に、議決しないときは」と言つてゐる。

また、会計検査院法第四條二項は、「検査官の任命について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本国憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て両議院の同意とする。」「衆議院が」同意の「議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、」同意の「議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。」

これはいみじくも立法院自身が立法院を拘束してゐるといひます。行くべき道を規定をいたしてゐる、この例だと存じております。

○小澤克 委員 国会の手続について、国会法以外の法律で何らか規定を置いてはいけないなどということは私は申し上げません、国会法だつて一つの法律なんです。

また、今御指摘の分は、両院の関係の問題です。両院関係の問題です。だから法律で決めざるを得ないのです。各院の独自性に任せることはできないのです。だから、まさに両院関係として法律で決めたわけです。私が言つてゐるのは、そんなことは全然別問題です。それぞれの院において自主的に判断すべきことを、どの程度の日数をかけ、どのような順序で、どう審議をすべきか、それを法律で決めるというところは、院の独立性を保障してゐる憲法五十八條の趣旨に真つ向から矛盾するものだ、こういうことを言つてゐるわけでございます。この点については、全くあつてはならない条文である。削除を求めます。いかがですか、発議者。

○岡野参議院議員 これは先生、もう何度もお話をしているわけでありませうけれども、この努力という、「努めなければならぬ」という言葉をあえて私どもは挿入をいたしました。その経緯につきましては、昨日この委員会でも私どもの方からも答弁をしたことを先生御存じのとおりでありま

す。

ついでに言いますならばほかにも例があるわけ
で、国会みずからが、あるいはそれぞれの院に對
し一定の制限を法律で課す例は、例えば「会期の
延長は、常会にあつては一回、特別会及び臨時会
にあつては二回を超えてはならない。」あるいは
「各議院において、召集の当日に議長若しくは副
議長が不在とき、又は議長及び副議長が共に不在
ときは、その選挙を行わなければならない。」「各
議院は、他の議院から送付又は提出された議案と
同一の議案を審議することができない。」いずれ
も私も国会が他律ではありませんで自律をする
規定がここにあるということであります。

多くは言いませんけれども、「努めなければなら
ない。」というようなことでありますので、先
生せっかくの申し出でありますけれども、この修
正案を撤回する意思はさらさらございませんこ
とを御了承賜りたい。

○小澤(克)委員 今の根拠は全く根拠にならない
わけです。会期というのは両院に共通する事項で
すから、法律で決めるのは当然でしょう。

それから、先ほど努力規定だから云々とありま
したけれども、先ほど明確におっしゃったでしょ
う、各院を構成する議員を拘束するのだと、努力
すべきだという努力義務を規定したものだ。そ
ういう法的効果のある規定だというふうにさっき
おっしゃったわけです。ですから、七日努力した
けれどもだめだったということを先ほど申し上げ
たのじゃないのですよ。衆議院が、努力規定だと
しても、七日で努力せよというのは無理である、
十四日で努力すべきであると考えたとしても、衆
議院だけの意思では変えられないわけですよ。そ
うでしょう。これは、どう考えても各院の独立
性、独自性を保障している憲法の趣旨に明確に反
するのです。これは削除していただきたい。いか
がでしょう。

○峯山参議院議員 ですから、先ほどから何回も
説明をいたしておりますようにこの「七日」とい
う問題が、先ほど委員もおっしゃいましたよう

に、七日がいいのか八日がいいのか十日がいいの
かあるいは一カ月がいいのか、そこら辺の問題は
それぞれ調査をして、私もいろいろな角度から
検討させていただいたわけでございまして、こ
の七日という問題と、この六条八項の問題は、い
わゆる二つの問題があるわけです。日付の問題と、
もう一つは「努めなければならぬ。」という問
題と二つあるわけです。

「七日」という問題は、我々はこれはそれぞれ
いろいろな角度から検討させていただきまして、
その上で決めさせていただいたことであるとい
うことです。それから「努めなければならぬ。」
というこつちのこのところは、あくまでも両院
の努力目標を規定したものでありまして、決して
国会の審議期間を制限することにはならないし、
また訓示的なものでありまして国会の審議権を制
約するものではない、こういうふうにご考慮して
おります。

○小澤(克)委員 この条文は全く法的効力のない
ものだと思います。憲法の趣旨に全く違反するも
のです。削除しなければ、法案それ自体が全く
をなさないと思います。

時間が迫っておりますので、まだたくさん聞
きたいことがあるのですけれども、あした以降の同
僚の議員に譲るといたします。

修正案の二条についてお尋ねしたいのですが、
これはちょっと後回しにいたしましたので、今回のこ
の修正案に含まれなかったところに非常に大きな
問題があるわけです。それが指揮権の問題。民社
党さん、大変このことを問題にしておられなが
ら、結局この八条二項について何らの手を入れな
いままに終わってしまったわけです。これはなぜ
そうなのか、なかなかわからないのですけれど
も、これに関連いたしました、これは運輸大臣に
お尋ねいたします。

自衛隊法八十条、ここに海上保安庁を自衛隊の
統制下に入れることができる、防衛出動の場合で
すけれども、こういう規定がございます。そし
て、その二項に「内閣総理大臣は、前項の規定に

より海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入
れた場合には、政令で定めるところにより、長官
にこれを指揮させるものとする。」と書いてあり
ます。ここで言う「長官」というのは防衛庁長官
のことです。この場合、海上保安庁の職員に對し
て防衛庁長官は服務規律等についての権限を持つ
に至るのでしょうか。運輸大臣、お願いいたしま
す。

○小和田政府委員 御指名でございますので、私
の方からお答えさせていただきます。

運輸大臣が海上保安庁長官を指揮監督するとい
う海上保安庁法の条文は、ただいま先生お読みにな
ったケースにおいても引き続き有効でございま
すので、懲戒権等につきましては運輸大臣に残つ
ております。

○小澤(克)委員 自衛隊の指揮下に入っても、統
制下に入っても、そして防衛庁長官に指揮をさせ
るとしても、服務規律については運輸大臣に残る
という御答弁でございました。

防衛庁長官、いかがですか。同じ答弁でしょう
か。

○宮下国務大臣 委員の御指摘のように、自衛隊
法の八十条と政令によりまして、政令は、防衛庁
長官が海上保安庁の長官を通じて指揮をするとい
うことが書かれておることは御指摘のとおりでござ
います。これはその海上保安庁の全部または一
部をその統制下に入れる、つまり防衛出動等に
對しての緊急性にかんがみましてそのような措置
が講ぜられておるものでございまして、この規定
は海上保安庁の本来の所掌事務、権限を変更する
ものではないと存じます。これは今海上保安庁次長
が別の表現で答弁されたとおりである、このよう
に思います。

○小澤(克)委員 要するに指揮権には作戦指揮権
と行政指揮権、言葉をかえれば行動支配と人事
支配という言葉もございましてけれども、そうい
う二つの側面があるわけですね。この作戦指揮権の
みをとらえた場合にも指揮という言葉は使ってい
るのです。自衛隊法八十条がまさにその例で

す。だから、服務規律を含まないから指揮という
言葉を使わないで指図という言葉を使ったという
論理は完全に破綻しているわけですから、その
ことはもう言葉の問題ですから深入りしませんが、
問題は、そのような言葉の問題以上に、その
作戦指揮権について国連に移譲するのかしないの
かなのです。移譲するのかしないのか。八条二項
はどう考えても国連に移譲しないことを前提とし
た規定なのであります。だからこそ、国連のコマンド
に適合した実施要領をわざわざつくって、その実
施要領に従って行動する、こうなっておるわけ
ですね。

なぜこの点を民社党は看過したのか、修正しな
かったのか、ぜひお答え願いたいと思います。八
条二項についての御理解をまず教えていただきたい
と思います。

○田淵(哲)参議院議員 お答えします。

民社党がこの指揮権の問題について問題を提起
をした意図は、一つは、派遣された我が国の部隊
が完全に国連のコマンドの枠内で業務をするのか
ということ。その枠をはみ出してやるという
ことになれば、我が国の勝手な行動が海外で行わ
れるというところであります。それは好ましく
ない。したがって、国連のコマンドの枠内に完全
におさまっておるかどうかが一つ。それから第二は、
派遣された我が国の部隊が我が国の憲法並びに法律
の枠内での活動にとどまるのか、この点が確認さ
れるかどうか。それからもう一つは、この国連の
コマンドと我が国の法律による枠、これが完全に
整合するかどうかが一つの問題
があります。

そこで、我々の見解としましては、派遣された
自衛隊並びに我が国の部隊の活動は、あくまでも
国連のコマンドの枠内の活動ではみ出すことはな
い。同時に、我が国が定めた法律の枠をはみ出す
こともない。そしてその場合、もう一つ問題が生
ずるのは、二重指揮の問題が出てこないかという
ことであります。しかし、これは国会の、委員会
の質疑を通じてたどしたところ、指揮命令系

統は明確になっております。あくまでも国連の事務総長のもとにこの活動はありまして、事務総長は、権限を委譲した国連の司令官、そしてその司令官のコマンドに適合するように実施要領が作成されます。それは我が国の本部長がそれを作成して、その実施要領に従って現地の部隊が活動できるように防衛庁長官が自衛隊を指揮する。このように命令系統も一本化されておりますから、二重指揮になるおそれはない。こういうような判断で民社党は指揮権の問題について法案の修正の必要はない、このように判断したわけでありました。

○小澤(克)委員 国連の指揮下に、作戦指揮面について国連に指揮権をゆだねる、移譲するということになれば、それだけで別の組織になるということには私は賛成できません。なぜなら、行政指揮権の方が国内に残るからです。しかし、少なくとも作戦指揮権について国連に移譲すれば、それだけ属国性、国に属する要素が希薄になり、より国連の行動としての側面が強くなる。そのことは、私はそのとおりだと思うのです。そうであれば、国内的にそれが自衛隊か別組織かということはやや相対的な意味しか持たなくなる、そういうふうに私も思います。だから、この作戦指揮権について国連にゆだねるべきだという御指摘は極めて正しい指摘だったと思うのです。

ところが、この八条二項は残念ながらそうではないわけですね。これは御存じのとおりです。

これはオーケストラに例えれば、指揮者が指揮をしている。各国から集まった演奏者がその指揮に従って演奏をしている。しかし、日本から行った演奏者の前にはもう一人おかしな指揮者がいて、そして本来の指揮者のタクトを見ながら、同じ、それに矛盾しないといいますが、適合するタクトを振っている。そして日本から来た演奏者は、そのもう一人のタクトに従って演奏している、こういう非常に技巧的といいますが、奇妙な指揮系統なんですね。

私は、軍事組織がこのような極めて技巧的、複雑な指揮系統では恐らく機能しないだろうと思う

のです。私は、ここはもっと端的に、要するに作戦指揮権は国連にゆだねる、しかし何か問題が生じたら、状況がまずくなってきたら、その国連の指揮から離脱する、日本側の指揮権が復活する、その離脱の要件と手続を明確にしておく。国連に単なる通告でいいの、事前協議が要するの。そして何月何日の午前何時なら零時をもって国連の指揮に入る、何月何日の何時をもって国連の指揮から離脱する。このような単純明快なシステムになぜしなかったのか、大変残念なんです。私は、我が社会党の案がもう廃案になってしまいましたから大変残念なんですけれども、この政府案及び修正案にのっとって議論するとしても、ここは今のようにもっと明快な指揮権に整理すべきだということを思います。指摘しておきます。

時間がなくなってきましたけれども、自衛隊法との関係についてお尋ねしたいと思えます。

本法案は、自衛隊が部隊として活動することを中心としてありますが、それでいて、自衛隊法の規定とは非常に異なった行為規範に従うわけですね。まず、指揮系統が全然違います。自衛隊本来の指揮は防衛庁長官、その上に総理大臣がいるのは別といたしまして、防衛庁長官の指揮のもとに行動しますが、この法案によれば、本部長の実施計画、実施要領に従う、その制約のもとで防衛庁長官が指揮するというふうに指揮系統が全く形態が違います。装備についても、持っていく装備については国内で専守防衛に当たる場合とは違っている。武力行使についても、武器使用についても、全く違う行為規範に従うわけですね。

そういったしますと、これは自衛隊法の、ある意味で特別法という形になるかと思えますけれども、これは余りにも法的整合性に欠けると思えます。同じ自衛隊の部隊でありながら、自衛隊本来の行為規範と全く違う行為規範に従う。そうであれば、むしろ別の法体系を用意するのが法的に整合性を持ちますし、第一、参加する自衛隊員諸

君がどっただかわからないようなことになるかと思えます。これは別系統のものに整備すべきだと思われたいです。

これは、ただその法的整合性あるいは参加する方の意識の問題だけではなくて、政策的にも、自衛隊というのは本来専守防衛のための存在です。外敵に対してはこれを撃退するだけの実力を備えている。ところが、海外でP.K.O.に参加するとすれば、全く違う業務につくわけですから、そういったしますと、本来の大きな実力を備え、しかしその行動範囲が限定されているものを、その組織を、たとえ行為規範が違っても外国にそのまます。これは政策的判断として、アジア諸国民の目等々を考えますと、全く政策的判断としてまずいかなと思うわけです。ですから、自衛隊法とは別の行為規範に従う別の組織をつくるべきである。そしてそれがこの法案の骨子に従って協力業務を行うということの方が、これを土台に考えてももっと合理的であり、よろしからうと思われたいです。

この点について、時間が終了して大変恐縮ですが、私も、参考人の方わざわざ来ていただいたので、連合参議院の方からP.K.O.庁をつくるべきであるという御主張あるいは修正案が出ておきます。それから進民連からも似通った修正案がきょう出たようでございます。これらについて、別組織論、お考えを述べていただきたいと思うわけでありたいです。

○林委員長 高井さんに申し上げますが、お約束の時間がもう経過しておりますから、要領よく、要領よく御答弁のほどをお願い申し上げます。

○高井参考人 私、連合参議院の政審会長の高井和伸でございます。

私も連合参議院がこのP.K.O.法案に対応する第一の目的は、国民がみんなこぞって合意のもとで送り出せる、そういう平和協力でなければならぬという観点が第一でございます。そして、今いろいろ問題があります、自衛隊九とあるいは

組織とあるいは隊員そのものというような参加の仕方は、参議院における昭和二十九年の自衛隊を海外へ出動させないという決議、それは憲法九条の問題、そして実質的に平和維持活動が武力行使にわたるといふ非常に厳しい環境にある、そういった疑義をクリアするために、ひとまず日本はできるところから謙虚にひじを固めてだんだん広げていく方向で行くべきだ、そういう面でもP.K.F.抜き、そして別組織ということを一にしました。そして、P.K.O.庁というものを考えました。これは総理府のもとに置きまして、現在の法律案にございます国際平和協力本部、これをP.K.O.庁という格好にすべきだというように考えましてやりましたが、連合参議院、予算を伴う法案の提出議員が不足しております、修正案という格好で臨みました。

そのときの骨子は、やはり国際平和協力隊そのものを別組織にし、そこに自衛隊の方、服を脱いでいただいて休職・出向で来ていただく、そして関係行政庁の方にも来ていただく、地方公共団体からも来ていただく、さらに民間からも来ていただく、そして、そこできちん訓練して、ユニットにして送り出す、これが本来的な国民全体の合意だろう、こういう考えから唱えました。その中に、マンパワー論、コスト論、そして第二自衛隊論もございまして、国民こぞって送り出せるこのP.K.O.隊こそ、今、日本における国民のコンセンサスを得る第一的な、立派な修正案だろう、そういう理由でもって提出いたしましたけれども、残念ながら参議院で修正された格好になっております。

以上でございます。

○林委員長 次に、遠藤乙彦君。

○遠藤(乙)委員 このP.K.O.法案の審議も大詰めに近いといえるようでございます、考えれば考えるほどこのP.K.O.法案、大変歴史的な法案でございます。私は、若干、今までのこのP.K.O.法案並びにそれに先立つ国連平和協力法案等の問題を振り返りながら質疑を進めていきたいと思っております。

ります。

〔委員長退席、中川委員長代理着席〕

この冷戦が終わった後の日本、大変な国際的な試験に直面してまいりました。特にこの湾岸戦争以降、具体的にさまざまな決断を要する問題に迫られたわけでごさいます。多国籍軍に日本から参加するか否か、あるいは九十億ドルの支援問題、さらにはこのPKO法案、いろいろ決断を迫られる問題に逢着したわけでごさいます。こういった中で常に我々が持っていなければならぬ問題意識、これは、こういう大きな変革の時代には、決して決めつけ、先入観、あるいは枝葉末節にとらわれた議論ではなくて、あくまで骨太な議論をしていく必要がある、二十一世紀における日本のあり方、日本の針路を過つことのないために骨太の議論をしていくべきでないかと強く感じた次第でごさいます。

こういった観点から、我々もさまざまに議論をしてみましたが、振り返ってみますと、いろいろな骨組みがあったと思います。

一つは、冷戦の終了、これをどうとらえていくか、これが一つの重要な枠組みでごさいます。続いて、日本固有の問題として、憲法と国際貢献の接点、これをどう探っていくかという問題でごさいます。それから三つ目に、そういう枠組みの中で、国際的にも評価され、また国民の合意も得られるような、そういう選択をしなければならぬ。大変難解な、複雑な、困難な問題を強いられたいわけでごさいます。

まず、この冷戦の終了の意味、これをやはり深く考えてみる必要がある。国際情勢が百年に一度と言われる激変をしたわけでごさいます。特に、この平和の問題に限って言えば、冷戦の間というのは、米ソという二つの軍事超大国がそれぞれ核兵器を持って対峙してくる、そういう軍事大国主導型のいわば秩序の維持のあり方であった。そういう中におきましては、我が日本はほとんど発言権はなかったし、実際に果たし得る余地もほとんどなかったと言っても過言ではないと思いま

す。冷戦の除の中で経済大国を目指して努力をしてきたというのがその実態であったかと思えます。

しかしながら、この冷戦の終了、これが大きな平和の環境の変化をもたらしました。何よりも今までの冷戦時代における最大の平和の脅威は核戦争の脅威だったわけですから、いつ米ソが核兵器を放射し合つて地球が滅亡するか、そういう非常に核戦争の恐怖が最大の平和の脅威だったわけですから、ソ連の脅威が消滅していった。そういう中でありまして平和の問題も大きくその本質が変わってまいりました。核戦争の恐怖が大幅に遠のいたかわりに、これにかわって地域紛争の恐怖というものが逆に出てきている。現実の問題として起こってきている。いろいろ専門家の見方によりますと、世界じゅう六十カ所以上の地域が現実にごさいます。そういう地域紛争の可能性があるということでごさいます。

また、今までのこういった冷戦時代、米ソ二大軍事超大国の主導のもとにおけるそういった秩序の維持から、今度は国連を軸とした、国際社会が協力をしてどう新たな平和維持のシステムを構築していくか、そういった時代に入ったわけでごさいます。こういった基本的な平和環境、平和の問題の変化に伴って、また日本としても果たし得る役割が大きくなってきた。資金の面であるいは人員の面であるが、またそういう日本の役割というものが問われるに至ったわけでありまして、まず、こういう冷戦の終えんのものたらす我が国の平和の問題、世界の平和にどう貢献するか、やはりこれを深く考え、認識を整理していく必要があることが第一でごさいます。

日本の議論を見ると、なかなかまだそういう点における透徹した議論が非常に少ない。冷戦時代の思考そのままで進んでいるようなところがありまして大変残念に思うわけでごさいます。ぜひとも国民的な討議の上で、そういう冷戦の時代の変化というものを、何を意味するかということ

を、まずしっかりと本質を認識していくことが大事ではないかと思っております。

こういった大きな枠組みの変化の認識のもとに、もう一つの大事な問題は、我が国固有の問題として憲法と国際貢献の接点、これを探るという問題でごさいます。この問題は、戦後四十数年にわたって、ある意味では凍結されてきたわけでごさいます。それがこの冷戦の終えんとともに凍結を解除せざるを得ない、そういう状況になった。多くの人々が議論に混乱するのは当然かもしれない。今まで、憲法上どこまで許されるかということはほとんど議論されることはなくて、特に、自衛隊法の問題も、自衛隊法に規定してないということですから、すべていけば逃げてきたわけでごさいます。憲法の枠内でもどこまでできるか、国際貢献はどこまでやるべきか、その接点を探るといことが重要な作業になってきたわけでごさいます。

そういった意味で私たちは、片や日本国憲法の精神をどこまでも堅持しながら、軍事大国になつてはならない、二度とあの悲劇を繰り返してはならないという憲法の精神、また憲法のそういった魂というものを堅持しながら、他方、経済超大国としての日本の役割、果たすべき国際貢献をどこまでできるか、この二つの接点をぎりぎり探るといのが重大な我々の作業だったわけでごさいます。

そういった中で、具体的には、国連平和協力法案の際には、多国籍軍に自衛隊が後方支援の形で参加する是非が問われたわけですから、また九十億ドルの支援の問題、そして今このPKOの問題が問われているわけでごさいます。私たちもそういう骨太な議論をどこまでもやってきたつもりでごさいます。その結果、今回このPKO法案が成立すれば、この冷戦後の世界における日本の平和貢献のあり方についての一つの範例ができ上がる、基本的な枠組みができ上がるものと私はこれを考えておるわけでごさいます。

それで、その個々の対応がどうなってきたかというところを若干振り返ってみますと、まず国連平和協力法案、湾岸危機発生後問われたものでござ

います。あのときの政府の考え方は、多国籍軍の後方支援に自衛隊を使おう、こういう考え方でございました。私たちは大変議論をいたしました。結論的には、これは多国籍軍というのは戦争を前提にした軍隊そのものであって、たとえ後方支援といえどもそこに自衛隊が参加をしていくことはやはり武力行使に巻き込まれる可能性が高い、たとえ当初は派遣という形で自衛隊を出したとしても、現代の戦争においては前方、後方、区別がつかない、必ずや武力行使に巻き込まれる可能性が高いということで、これはいずれ派兵になる可能性が高いし、また憲法の禁ずる、目的・任務に武力行使を伴うということに触れる可能性が非常に高い、そういう判断を持って、憲法の厳護という上からこれを公明党は強く反対をし、その結果、衆議院の委員会の段階でこれは廃案になったというところは御承知のとおりでごさいます。今にして思えば、これは非常に正しい選択であったと感ずるわけでごさいます。

また、九十億ドルの問題、これも率直に言って大変私たちの党内、大きく議論が分かれたところでごさいます。しかし、この九十億ドルを多国籍軍に支援するという問題、これは、片や多国籍軍は国連の枠組みの中で国連決議のもとにイラクの不法な侵略を排除していく任務を持つています。しかしながら日本国憲法からすれば、自衛隊がこれに参加することはこれは憲法に反するものであるけれども、資金的な支援をしていくというものはやはりこれは国際社会のむしろ責務であろう、そういう観点に立つて条件付きの賛成を公明党が打ち出して、そのとおりにもた実現をしたわけでごさいます。これが二つ目の判断。

三つ目に、このPKOの問題でごさいます。これにつきましては、私たちは当初は、このPKOという問題がよくわからない時点におきましては一時懐疑的な時期があったわけでごさいます。けれ

ども、やはり調査なくして発言なしという精神に立ちまして、国連から意見を聞き、また各地に議員を派遣しまして実態を調査しました。紛争地域に行きまして、本当にそういった紛争に悩む庶民の苦しみを感じ、また現実に展開を起しているP.K.O.の人々の意見も聞き、調査すればするほどこれはむしろ大変さばらしい任務である。この冷戦後の世界にあって国連が軸となって紛争を平和的に解決する、まず政治的に話し合つて停戦させる、その後このP.K.O.が行つてフォローアップして本格的な平和を樹立する、しかも武力行使をしないで非暴力、非強制的精神に沿つて平和主義、人道主義に基づいて平和を構築する。この実態を知らなければ、大変崇高な任務であつてむしろこれは平和憲法の精神そのものではないか、憲法の非常に志の高い部分をこれは実現していくものではないか、そのような私たちは判断に立つたわけでございます。

その後、さらにこのP.K.O.、詳細に議論をいたしました。確かにこのP.K.O.、国連の行つておるP.K.O.自体には、概念規定として必ずしも明確な部分がない。政府側からの説明もありますように、P.K.O.自体がそのときどきの国際情勢に従つて進化発展をしているというのも事実でございます。極めて厳密に理論的に検討すれば、九九・九%はよくても〇・一%ぐらいは武力行使に巻き込まれる可能性はあり得る。そういったことでさらに議論を積み重ねまして、五原則の問題、さまざまないろいろな原則を取り込みまして、日本独自としてこのP.K.O.に憲法に抵触することなく参加できる枠組みというものを明確にこれを決め、これを法律に盛り込み、さまざまながらみのいわば歯止めをつけてこれを今検討したわけでございまして、我々も徹底的な検討、研究の結果、現在のP.K.O.法案、特にこの修正を経たP.K.O.法案には憲法上何ら問題がないと強い確信を持つに至つたわけでございます。

それはもう我々の判断としては憲法上問題がない。しかしながら、これはまだ国民にとって極めて新しい現象であり、わかりにくい問題でもあるので、やはりステップ・バイ・ステップということから政治的には賢明であろう。そういった世論の理解が進むということ、進めるといふことを考えながらこういう凍結ということをやつたわけで、決してこれは凍結されている部分が憲法上問題があるということでは全くないということを、ここに申し述べておきたいと思つております。

こういうことで、非常に話が長くなつてしまいましたが、冷戦後の世界における日本の平和への貢献のあり方、具体的に、多国籍軍への自衛隊参加はだめ、それから多国籍軍への財政支援、これは条件つきでよい、そしてP.K.O.、これはむしろ積極的に推進すべしという明快な一つの範例がここで成立したと私は考えております。これは、今後の冷戦後の世界にあって日本がやるべき一つの基準、明確な基準を設定したものであると私たちは考えておまして、特にこういった範例あるいはお手本の設定に当たつて公明党が非常に重要な役割を果たしたということも、私たちは自負をしておる次第でございます。これは、必ず歴史が証明することであろうし、歴史の試練に耐える選択である、そういう骨太な選択であるものと確信をしております。また、何よりも日本の国際化という観点から見ても、こういった選択は極めて重要なものであると私は確信をしております。

そこで、非常に長舌になつてしまいましたが、これも、こういう一つの基本的な考え方、冷戦後の世界における平和貢献のあり方についての哲学、考え方を我々は主張してきたわけでございまして、これに関連して、先ほど伊藤忠治委員長の方から、若干公明党に対する批判的な発言がございました。それは、石田委員長が国連平和協力法案の際に自衛隊の派遣は絶対にだめだと言つていて、それなのに今回P.K.O.についてはこれを認めている、短期間のうちに何という変節だといふことを言つたわけでございますけれども、これは全く何といふんですか、知的な混乱と言つて以外何物でもないものでございまして、そもそも前回、石田委員長が自衛隊の派遣はまかりならぬと言つたのは、戦争を前提とする多国籍軍に対してであつて、それが前提である、それはもう当然でございまして。これはもう憲法の精神からいって、やはり武力行使を伴う可能性があることからしてこれは断じて許せないということをやつたわけであつて、他方、今回は、このP.K.O.は戦争が終つた後に、また武力行使をしないで非暴力の精神で平和を樹立する大変とうい任務である、むしろこれは憲法の精神からいってぜひやるべきだということであつて、この二つの主張には一点の矛盾もないということを理解すべきではないかと思つております。まさか野党第一党の社会党が、戦争を前提とする多国籍軍とP.K.O.を本質を区別できない、混同視するほどの知的混乱にあるとは思ひにくいわけでございまして、この点はぜひ社会党の皆さんには御理解をいただきたいと思つたわけでございます。

まず、こういった基本的な考え方を前提にしまして、さらに質問を進めていきたいと思つておりますけれども、先般、五月の五日から十三日にかけて、私も、私ども石田委員長を団長として、カンボジアそしてタイ、マレーシアを訪問してまいりました。特にカンボジア問題に関しての視察、そして意見交換がその主眼であつたわけでございまして、今回実際に現場を見て、ますます今申し上げました私たちの立場が正しいといふことを確信をいたしました。特にこのP.K.O.につきましましては、ぜひともこれは成立させなければならぬ、これが今日の日本の置かれた責務であるといふことを強く確信をいたしました。

特に、幾つかの感想を持ったわけでございますけれども、一つは、カンボジアあるいはタイ、マレーシアも含めて、その指導者あるいは国民も含めて、日本の貢献を切実に求めている。自衛隊も含め、自衛隊も文民も問わずぜひ来て、カンボジアの平和のために、復興のために頑張つてほしい、切実なそういった要求があつたわけでございまして。特にカンボジアの現況は、瀕死の重傷を負つた人があつて、水も飲まなくてはいけず、何とか助けてほしい、水を飲ましてほしい、何とか命を長らえてほしい、そういった切実な叫びにも似た要求であつたわけでして、ぜひとも日本としてはそういう声にこたえていかなければならないといふことを痛感いたしました。

また、実際にカンボジアの現状を見るにつけ、これはすさまじい状況であつて、戦争が終わつて間もなく、飲料水にも事欠く、食糧の不足もある、あるいはまた寝るところもない。また、いろいろな疫病もある、あるいは治安も全く悪い、そして医療設備もない、こういった状況。また、非常に過酷な気候風土のそういう中であつて、単なる善意のボランティアとか文民だけではほとんど対応が不可能であるということがよく認識できたわけで、やはりこういった状況において有効な平和維持活動をするためには、自己完結的な支援体制を持ったそういう自衛隊のような組織が行かなければ対応は不可能であることを痛切に感じてまいりました。ぜひこのP.K.O.法案を実現をさせていく必要があると思つておる次第でございます。

そこで、特に今回カンボジアの訪問を通じて感じたこととしまして、そういった日本の今後の国際貢献、いろいろな総合的な貢献をしていかなければならないと痛感をしておりますけれども、一番その星は何か、一番重要なキーワードは何かといふことを考えますと、それはやはりこの人的貢献といふことであつて、特に顔の見える協力、ともに汗を流す協力、そして心の通ひ合う協力だ、こういうことではないかと思つております。こういった協力を通じて本場に我が国の、何と申しますか、国際的な評価を高め、信頼を勝ち得て、平和な日本といふものをつくる道になるわけでございまして、ぜひともこういった考え方で

進めなければならないと思つておるわけでございます。

そこで、総理への質問でございますけれども、こういった私たちの考えを申し述べましたけれども、PKOへの我が国の参加についての基本的な考え方につきまして、総理の所見を改めて伺ひをしたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣　ただいま御審議を願つております二法案につきまして、これを国際情勢の変化並びに我が国の国内の状況を背景にして、この法案を一つの展望のもとに置いていただいた、どのような歴史的な意味を持つかということについて、ただいまお話がございました。御説は、私が従来委員会において申し上げてまいりました考え方と大きな流れにおいて一致しておりますことを、大変感銘しながら伺つたところでございませう。外交問題について御造詣の深い遠藤委員の御発言として、感銘しながら承りました。

すなわち、世界情勢がどのように冷戦後と言われる時代に変わってきたかということが一つ。その間に局地紛争があつて、国連というものが前面に出てきた、そのような国際情勢の変化。他方で、湾岸戦争のこともございまして、我が国の憲法と我が国がなすべき国際貢献との間の接点をどこに求めるべきか、こういう国民的な議論が起つた。こういうことをまず序説としてお述べになりました。その間に公明党がとられました政策決定というものは、第一に、湾岸戦争の際の多国籍軍に我が国が協力すべきかどうかということについては、たとえ後方支援であつてもこれには、現実には戦争が行われますので自衛隊が参加することは問題がある、それについては否定的な立場をとられたという点でございます。この点は私も、今日も答弁を申し上げましたが、あの場合の多国籍軍に我が国が参加するということは、私自身やはり問題があるという立場を當時から考えております。

次に、九十億ドルの支援をしたということについては、これは公明党としても、しかるべきこと

であらう、日本としても貢献すべきだという決断をなさつた。これはやはり湾岸危機の解決が、国連安保理事会がその中心になつて、決議を積み重ねて、そのマンデートのもとに行われたということにも関係があると存じますが、この点も私は同感でございます。

それから第三に、さてそこで、人的貢献と言われるPKOの問題でございますが、基本的にはやはり憲法の許す範囲において人的貢献をすべきであらうという公明党の御所見である。ただ、その場合に、現地も視察せられましたし、また我が国憲法の持つておる制約との関連もあつて、五原則等々の提唱をされました。また、政府の提案に対しまして修正も御提案になつた、こういうふうにただいまのお話を承りました。

私がしばしばこの委員会でも申し上げておることでございますが、冷戦後の新しい世界の流れと、また、いわゆる経済大国となつた我が国、従来一方的な平和の受益者であつたことから、平和に積極的に貢献をしなければならない我が国の立場として、私どもも財政的貢献のほかに、ただいま御審議願つておりますような法案を成立をさせていただきまして人的貢献をいたしたい。しかし、御指摘がありましたように、それは我が国の憲法というものがございまして、その枠内において最大限なすべきことをしなければならぬ、また、かりそめにも憲法を危うくするような危険はあらかじめ法案の中で取り除いておかねばならない、こういう御説でございまして、まことに私どもも同感に存じております。

○遠藤二委員　続いてカンボジア問題に関連して伺つていきたいと思つたのですが、今回、カンボジアを視察をしまして、もうこれは大変重大な問題だな、我が国にとり大変大きな試練だなどということも感じてまいりました。

まず何よりも第一に、カンボジアの置かれた地政学的地位からして、この地域の安定、民主的な政府が樹立をされて安定をするということが、東南アジアひいてはアジア全体の平和に不可欠であ

るということを、大変強く痛感をしてまいりました。

それから二つ目に、我が国の貢献のあり方、今までは物、金中心の貢献だったわけですが、今までは物、金中心の貢献を含めた総合的な国際貢献というものが求められることは御高承のとおりでございます。いわばこのカンボジアはそういう我が国の総合的な国際貢献のテストケースである、試金石であるという感じを強く持つたわけでありまして、カンボジアの場合には、もちろん平和の問題、復興の問題、さらにはまたさまざまな問題を抱えておりまして、いろいろな面で支援をしなければならぬ。そういう意味で、この総合的な国際貢献を我が国がこれから進めていく上において、重要な試金石であるという気がいたしました。

また、国連にとつてもこれは大変重大な問題であつて、今回UNTAACも二万二千人という人的要員、さらには二十五億ドルにもなんなんとする資金が要請されていると言われておりまして、史上最大のPKOが展開をされております。そういう意味で、平和裏に国連の枠組みの中で地域紛争を解決する、冷戦後の世界に於て地域紛争を解決するというやはりモデルケースである。しかしながら、このカンボジアの情勢をかんがみると決して予断はできない。特に、来年選挙が行われるかどうか自体もまだ非常に予断を許さない面があるし、またボル・ポト派等の動向にかんがみると、中長期的な政治的な安定性、これも非常に予断は許さない問題であつて、我が国としても中途半端な姿勢ではこれはならないだろう、やはりこれは本格的な平和と復興のために我が国も全力を尽くすべきではないかという感じがいたしました。

特にこのカンボジアが、それまでは大変緑豊かな牧歌的な農業の豊かな国であつたわけでございますけれども、一九七〇年の軍事クーデター以降、内紛とそれから超大国の介入があつて大変悲惨な目に遭つたわけでありまして、多数の難民が発生

し、またボル・ポト派の政權下、七五年から七八年にかけて三百万人とも言われる国民が虐殺をされてゐる。本当に胸の痛みを思ひがしました。また、地雷が四百万発も埋められている。あるいはまた、この地雷で足を失つた人が十万人もいる。また、数知れない孤児が存在をしております。そういった人たちの姿を目の当たりにして深い胸の痛みを覚えたわけでございます。同じアジアにある同胞の日本としても、やはりできる限りの支援をしていくべきだと痛感をして帰つてまいりました。

それは感想でございますけれども、それを踏まえて今度は外務省にお聞きをしたいわけでございますが、このカンボジア情勢の見通し、動向、特に、この六月十三日からいよいよUNTAACの第二局面、セカンドフェーズに入るわけでございますけれども、ボル・ポト派が武装解除を拒否しているというような状態、またボル・ポト派の動向がこれからの大きなかぎになると思ひますけれども、政治的にボル・ポト派を疎外してしまえばまた山にもつてゲリラ活動をやってかえつて危ない、また他方、政治的に復権を認めるわけにもいかない、大変難しい政治的な課題でもございませう。

こういったことも踏まえながら、カンボジア情勢の見通し、特にボル・ポト派の動向の見通しにつきまして、外務省から御意見を伺ひたいと思ひます。

○谷野政府委員　ただいまのお話でございますように、カンボジアの平和と安定に大変大切なことであるというのはお説のとおりでございます。

そこで、ただいまカンボジア情勢、特にボル・ポト派の動向についてのお尋ねがございましたけれども、御記憶のようにパリ協定が結ばれたのが昨年の十月でございますから、はや半年以上になるわけでございますが、その間の和平の一定のプロセスを踏まえまして、午前中も御答弁いたしましたところでございますけれども、いよいよ明

後日から停戦の第二段階に入るわけでございます。

これは要するに武装解除、関係の部隊の武装解除あるいは動員の解除というところへ、いよいよ最も重要なところへ行くわけでございます。すけれども、そのやさきに、ただいまお話がございましたように、ボル・ポト派が確かにこの和平のプロセスにいま一つ積極的に協力してくれていないということがございます。自分から支配しております地域へのUNTACの立ち入りの拒否、あるいは現段階では武装解除自体に積極的ではございません。

そういうことでございまして、そういう状況を受けて明石代表は、しかしながらこれは予定どおり明後日から第二段階に入ると言われておりますけれども、関係諸国、日本も含めて、そういったいま一つ積極性を欠くボル・ポト派に対して、和平に向けて協力的になるようにいろいろなところで懸命な働きかけを行っておるところでございます。

見通しと仰せてございますけれども、これは何とか関係方面の協力を得て、それから何よりもカンボジアの指導者の方々の確かな志をもって、予定どおり明春には総選挙にぜひ持つていかなければいけないと思っております。

○遠藤(乙)委員 続いて、UNTACの問題なのですが、現在まだUNTAC、活動を開始したばかりで、これから第二局面を迎えるという状況でございますが、ちよつとまだ早まった議論かもしれないけれども、果たしてこのUNTACは、来年の例えば五月、選挙までが一応UNTACの存続の期間、マンデートとなっておりますけれども、今のカンボジアの情勢から見て果たしてそれでうまくいくのかという、大変疑問を持たざるを得ない。特に中長期的に非常にこのカンボジア情勢厳しいものがございまして、恐らく来年の選挙以降もUNTACの駐留が必要な状況がやはり出てくるのではないかとということが懸念されるわけでございます。

やや先走った議論になるかもしれないけれども、やはり今のうちからそういった可能性は考えておく必要があるのじゃないかと思っております。このUNTACの、もしさらに継続させることになれば、資金的にも人的にも大きな負担があることは間違いないわけでございますけれども、この点につきまして総理の御所見を伺いたいと思っております。

○宮内閣総理大臣 何分にも十三年間戦争をしてきた四派が一つの傘のもとに集まるということでございますので、幸いここまでは何とかやってこれたわけでございますが、今政府委員が申し上げましたように、一つ、二つのことはなおあるかもしれない。しかし、考えてみれば十三年間戦争をやっていたことが無益であったということは関係者がみんな痛感しておるところでございます。私、私は、結局やはり多少の曲折はありましても、ここはやはりSNCが機能をして、そしてUNTACが手伝いをするということにならざるを得ないであろう、ぜひまたそうあつてほしいと思っております。

その結果が、御指摘のように、殊にも雨季にもなつてまいりますので、予定のとりの避難民の、何と申しますか、生業への復帰といったようなこと、あるいは最後まで見通しますれば選挙というように、多少のスケジュールのずれというものはあるいはあり得るかもしれない。存じません、これは何とも言えないことでございますけれども、しかし、せつかく十三年間の争いというものもはやめなければいけないというコンセンサスだけはできたわけでございますから、ここはもう忍耐強くSNCを中心に国づくりを助けていくということが大事なことではないかと考えております。

○遠藤(乙)委員 続いて地雷処理の問題なんですけれども、さっき申し上げましたように四百万発とも言われるような地雷が埋められている。これも大変重大、深刻な問題でございます。一つは、既に足を失った方々への養足の提供と

いう、まあ対症療法といえますか、それをぜひ進めなくちゃいけない。我々も現地にいる間に、タイの博士が新しい義足の開発をしております。これに対して財団に寄附をしております。ぜひこのカンボジアの足のなくなった人たちのために軽くて安くて強い、そういう義足の開発を進め、普及ができるように財団の設立を支援することをやってまいりました。これもぜひともやはり国民的にも進めていきたいと思っております。

もう一つ、その原因となる地雷でございます。やはりこれの処理ということは本当に人道的な問題であると痛感をしてまいりました。確かに、今のPKO法案の枠組み、特にまた修正案の枠組みでいけば、自衛隊が行って直接地雷を大量に処理していくことは、これは凍結の対象になることであります。しかし長期的に見て、やはりカンボジア自身が地雷を処理していかなければならぬでしょうし、それに対してさまざまな技術協力といえますか、新しい地雷処理技術を開発をして、有効な技術を開発をして、これを教えるということは、これはやはり何ら問題がないと私は感じております。特に日本としては、こういう地雷処理技術ですね、非常に細かい、ああいう対地雷を探知し、これを処理していくさまざまなセンサ技術あるいはロボット技術ですね、日本が持っているそういった技術を最大限に活用してこういうシステムを開発すれば、これは大変大きな貢献になり得るのではないかと感じている次第でございます。

若干冗談みたいな話でございますけれども、実際に現地で見聞した話として、地雷処理、今のような対地雷、プラスチック製や木製の地雷ですね、ほとんど決定的な技術がまだ開発をされていないということでございます。現時点で一番うまい案というのは、どうもこれはニュージランドの人が発案したそうなんですが、一定の面積を囲い込んで、そこに羊を放牧をする、一定時間羊がいろいろな面積を歩けば、それによって地雷を探知をするという、これが今考えられている最もうまいアイデアだということらしいんですが、早速英国の動物愛護協会から強い反対が出まして、この案はつぶれたということでございます。

それほどに今のカンボジアの地雷処理に対しては決定的な技術がない、非常に絶望的な状況でございます。ぜひ我が国が日本の持っているそういった非常に細かいハイテク工業力、技術力を駆使をして、非常に効率的に地雷を処理していくシステム、技術というものをやはり一生懸命開発をしたかどうか。これはぜひ政府に提案をしたいわけでございます。そんな大きな予算がかかるわけでもないでしょうし、例えば防衛庁あたりが中心となつて関係省庁とも協力をしながらそういうシステムをぜひ開発をしたかどうか、これは強く提案をしたいと思っております。

こういった考え方ににつきまして、防衛庁長官のお考えを伺いたいと思っております。

○宮下国務大臣 今御説の中でPKO本体の、放棄された地雷の処理は、これはいわゆる凍結ということになりますので、これはできません。しかし、先ほど来御議論のございますように、いわゆるPKFの後方支援業務を実施する場合に当たりまして、隊員の生命、身体、安全を確保するということは、これは大変重要なことでございます。したがって、例えば施設のな部隊を派遣してそういう業務に従事した場合に、その地雷等の有無を、一応はクリアされたとしても、これはわかりません。したがって、その結果偶発的に発見される地雷等がある場合には、この処分する行為はやはり私どもは認められるべきものというように考えております。

他方、今委員の御指摘のハイテク技術を使ってセンサみたいなものを開発したらどうか、これはカンボジアだけでなく、私どもも地雷のいろいろの技術を専守防衛の立場からも必要だとしてやっておりますから、ひとつこれの一助としてこういう機会に、そうコストのかかるものでは、仰

せのようにございません。したがって、そのいわばロボット式なもので探知する、そしてそれが破壊されてもコストはそんなに高くないものを利用すれば可能だという委員の御指摘、これはまことに私も傾聴に値すると思っております。そういう面での開発は、やはりやってみるべきものかなというように私は感じます。

○遠藤(二)委員 大変防衛庁長官から理解あるお言葉を賜りまして感謝をしておりますが、恐らくこれは我が国としても非常に貢献し得る分野であると思っておりますので、ぜひひとつ力を入れて、予算獲得も一生懸命ひとつ応援をいたしますので、進めていただければと思っております。

続いて、今度はPKOの問題に関する国民の理解という点について少し触れてみたいわけでございます。

何といっても、こういった新しい世界の中の日本の選択をするわけですから、国民的なコンセンサスができるということは重大なことでございます。しかしながら、このPKOという問題が今までほとんど、過去一年半やと議論され始めたぐらいで、それまでは我が国の場合ほとんど見たことも聞いたこともないというような状況でございます。PTAとかTOKOとか、似たような言葉があります。区別がつかないというのが、恐らく現時点においても多くの方々の率直な気持ちではないか。要するによくわからない、何が問題点かよくわからないというのが恐らく今の現状ではないかと思っております。

しかしながら、このPKOの問題、きちっと説明をし、また対話をしていけば、また必ずわかってもらえるという確信も私は持っております。随分私も各地に説明に参りまして、選挙民の方々とひざ詰めで対話をしてまいりました。その範囲では大部分の方に御理解をいただいたものと私は確信をしております次第でございます。

そこで、何といいますが、一番ひっかかる、PKOということ聞いて一般に非常にやはり感情的な反応が多いわけございまして、特にこのP

KOが軍事要員、軍事部門が非常に重要な役割を果たしているわけであって、軍と聞くとやはりどうして、何といいますが、もう感情的に頭から反発をする、すべてだめだという、そういう感情を持っているということがやはりこの日本におけるPKOの真実の理解を妨げている大きな要因ではないかと思っております。

特に社会党的な発想、批判したくないのですけれども、何点か問題があるとすれば、まず、このPKOの本質理解というものを誤っているんじゃないかということを感じるわけでございます。特にこのPKOの役割、重要な部分がいわばその軍事的な部門によってなされる、しかもそれは、何といいますが、武力行使ではない、武力行使をさせないために、戦争の再発を防止するため軍事的なノウハウ、情報を使うということであって、これはよく知れば知るほど卓抜した逆転の発想であるということを感じざるわけなんです。

そういった、国連の関係者あるいはカナダ、スウェーデン等のすぐれた人々が、どうしたら国連が本当の意味で平和主義、人道主義的な平和の貢献ができるかということまで考え出したのがこのすぐれた知恵であって、まさに軍事的な、本来武力行使のために訓練をした、蓄積をしたそういったノウハウというものを、武力行使をさせないために百八十度目的を転換をしてこれを活用する卓抜した逆転の発想であるということが言えるわけであって、この点を特に社会党が理解をしていないところが非常に不幸なことではないかと考えるわけでございます。

また、自衛隊につきましても……(発言する者あり)

○中川委員長代理 御静粛に願います。

○遠藤(二)委員 頭から、要するに自衛隊それ自体が違憲という考え方はもはや時代おくれであって、何といいますが、自衛隊そのものが違憲であれば結局すべてが違憲なのであって、それは議論にならないということになると思いま

す。

例えば、その自衛隊の災害派遣、あるいは日航機の事故への救済に出る、あるいは不発弾の処理、すべてが違憲ということになるわけであって、これではやはり建設的な議論はできないだろうと思うわけございまして、ぜひともこういった点につきましても一度社会党の皆さんの現実的な見直しというものを求めたいと思っております次第でございます。

そういうことで、社会党の場合には非軍事、民生あるいは文民ということをおっしゃっておりますけれども、一見耳ざわりがいい言葉であるけれども、子細にこれを検討するならば、やはり物事の本質をよく理解をしていない、また、ある意味では非常に空想的な平和主義、人道主義ではないかというところを感じるわけございまして、やはりこれからの日本は、もつと世界的視野に立った平和主義、あるいは何といいますが、行動する平和主義、そして実践的な人道主義というものが求められるわけであって、そうでなければこれから日本はますます国際社会から理解を受けないであろうという感じがするわけでございます。

そういった意味で、ぜひともこれからこのPKOの真実について、その本質をどう理解させるか、どう対話をするかということ、ぜひ政府としても知恵を絞って、努力をしてみたい。これはもうすべての政治家がやるべき話でございますけれども、ぜひ政府としてもそういう努力をすべきだろうと感ずるわけでございます。

しかしながら、時間の経過とともにPKOに対する認識が徐々に深まっているということも事実でございます。これは非常に心強い点である。やはりじっくりと物事を考え、情報提供をしていけば、そういう国民の世論は正しい方向に動いていくということ、また心強いことござい

す。そこで、まず質問でございますけれども、昨年以降の国民のPKOの本質に対する理解あるいは自衛隊の活用に対する理解がどの程度動いてきた

のか、どの程度深まってきたのか、そういったことにつきまして政府側の認識をまず伺いたいと思

います。

○野村政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生の御指摘のこのPKO活動の基本的な性格という点、特に、中立・非強制の立場で国連の権威と説得によって任務を遂行するものである、この法案で我が国のPKOへの参加というのは、我が国憲法の理念に沿って、かつその枠内で行うものである、そういった基本の点につきましては鋭意、例えば国内の各地における講演会の実施とか一般広報、パンフレットあるいはテレビその他マスコミ、マスメディアの活用あるいはPKOセミナーの開催等いろいろな広報活動を積極的に行ってまいりました。

今後とも、これらの努力を継続しまして、PKOに対する国民の理解と支持を一層得られるように努力してまいりたいと思っております。

ちなみに法案でも、やはりこういった成立の暁には、これに基づく実施というのがあるわけでございます。その中で、平和協力本部、その所掌事務の中に、国際平和協力業務の実施についての知識の普及、これが一つの項目として掲げられておるわけございまして、ぜひ国民の理解を十分得ながらこういう協力をやっていくというのが基本であるというふうに認識しておる次第でございます。

○遠藤(二)委員 この国民との対話ということ、私自身の経験を若干申し上げたいわけなんです。私が、私自身、このPKOの問題を理解をしていただくために各地に説明に行つてまいりました。特に沖縄の経験が非常に私自身は印象に残つたわけでございます。

沖縄といえば、当然、この戦争中不幸な戦争の舞台となり、多くの住民が悲惨な犠牲になったところございまして、軍というものの対して、あるいは戦争に対して、自衛隊に対して大変な反発、反対があることは事実でございます。また、このPKOにつきましても極めて激烈な反対があ

る地域でございまして、私はあえてその地に説明に行つたわけでございます。

一時間ぐらゐ説明をしまして、会場から今度は質問をとつたところ、一人の老婦人が立ち上がりまして、三十分ぐらゐにわたりまして延々と反対の大演説をされたわけでございます。特にこの方は、ひめゆり部隊そのものではなかったのですけれども、同じような状況に置かれて、高等女学校の学生でありながら看護活動に動員をされて大変悲惨な目に遭つて、多くの同級生が殺され、自分も九死に一生を得て助かつたという方でございまして、その方が大変悲惨な戦争の現実を延々と語られながら、戦争は絶対反対である、またPKOなんかとんでもない、自衛隊の参加は絶対反対だ、大変激烈な反対をされたわけで、そして、本土の人間には沖縄の心はわからない、私は絶対許さないという大変厳しい意見は述べられたわけでございます。

私も一時その方の大変な迫力に押されてすぐには返事ができなかったわけでございますけれども、しばらくしてその方に対して、戦争を憎む心、また平和を愛する強い心には深く感動しました、また、実際に沖縄戦の厳しい体験をした方であればあの悲惨さはわからない、大変貴重なお話を伺つて本当に心から感謝を申し上りましたので、そこで、ちょっと待つて下さい、そこで、先ほど沖縄の心とおっしゃったようにでございますが、私の聞いた、理解した範囲で、沖縄の心というのは二度と戦争を起させない、二度と罪のない住民を悲惨な戦場に巻き込まない、住民をどこまでも守つていく、これこそが沖縄の精神ですねと伺いましたところ、そのとおりだということをおっしゃっておられました。そこで私はさらに、まさにその沖縄の心こそそのPKOの精神なんです、PKOの精神こそ、紛争地域の住民を守つて二度と戦争を起させない、また住民が安心して生きていけるように住民を守るために行くんだ、国連のためでもない、日本のためでもない、ましてやアメリカのためでもない、まさに

住民を守るためであつて沖縄の心そのものなんだということをお願いしました。

そこでその老婦人は一瞬絶句をしておられましたが、それから本場の対話がはじまつてさまざまな質疑をまた交わしました。最終的にはその方も、自分もPKOの任務の重要性はよくわかつた、また自衛隊を活用することの必要性も自分としては理解するつもりである、自衛隊がこのPKOに参加することが派兵にならないように厳重な菌どめが置かれるのであれば私も理解をします、そういった発言をしていただきまして、その会場の方々の多くが理解を共有していただけたわけでございまして、このことを通して、やはりどうしても日本の国民、特に沖縄の方々も含めて悲惨な戦争体験があるわけであつて、軍とかこういつたPKOとか、こういったものに對しては感情的に反発する、これはもう当然だと思ひます。

やはりそれを十分わかつた上で、どのようにじっくりと対話をしてこのPKOの真実を訴えていくか、これはやはり非常に大変な努力が要ることであつて、安易に広報資料を配つたからということぐらゐではなかなか解消しないだろうということも認識をしておく必要があるかと思ひます。そういうことで、これは我々が政治家がやはりすべてが取り組んでいかねばならない問題であるかと思ひますけれども、政府には一段とそういう広報の必要性、対話の必要性というもの理解の上、さらに知恵を凝らしてこのPKOの真実というものを訴えていただきたいことを強く要望をしておきたいと思ひます。

そこで、次の質問に参りたいわけでございますけれども、現在参議院における修正案が附されたものが審議をされておられるわけでございますけれども、改めて政府としては修正案のついたこの法案をどのように受けとめておられるか、これは総理にお伺いをしたいと思います。

〔中川委員長代理退席、委員長着席〕

○宮澤内閣総理大臣 参議院における修正案でございますが、発議者の提案理由を伺い、またその

内容を検討いたしておりますが、一言で申しますならば、政府原案の基本的な考え方と枠組みは維持しながら、その上でたゞいま仰せになられましたような点、つまり、この法律案に対する一層広範な国民の理解と支持を得ていく、このような趣旨で修正の提案がなされたものというふうな受けとめております。

○遠藤(乙)委員 一日も早くこのPKO法案を成立をさせて、国連の平和を維持するための活動に積極的に協力すべしと考えるわけでございますけれども、重ねて総理にこの法案の成立にかける御決意を伺いたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 冒頭に遠藤委員が、変化しつつある国際情勢並びに沿岸戦争以来の、殊に国内におけるもろもろの議論を踏まえられて、公明党における政策決定の過程を御説明されました。また、その中からこの法案がどのような位置を占めるかということについても御主張がありまして、それは私、全面的にお話について同感の意を表したところでございます。

すなわち、このような状況におきまして、我が国として、いわば世界の経済大国と言われるようになりまして今日、単に平和の一方的な受益者にとどまることは許されず、やはり財政的にもまた人的にもなす得る貢献は、国連のために、国連の平和維持のためになすべきである、こういうふうな考えをしております。国会におきまして既に何回かの会期を通じて御討議もいただき、また修正の御意見も出ております。願わくば、本院におかれまして、かなり長い御審議もいただいておりますので、この法案について御賛成を賜りまして、かねて国民の考えておりますいわゆる人的貢献につきましても、我が国としてなすべきことを実行していきたい、またそれによりまして国際の期待にもこたえたいというふうな考えをしております。

○遠藤(乙)委員 次の質問としまして、先ほど冒頭に、一昨年の国連平和協力法案と今回のPKO法案の違いについての我々の考え方を述べたわけ

でございますけれども、政府としてどうこの違いを認識をしておるか。これはPKO準備室に伺いたいと思ひます。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

何分政府原案をベースにして答えさせていただきますのでございますが、今回のPKO法案それから一昨年の国連平和協力法案、特に次の二点において大きな違いがございます。

一つは、本日も議論ございましたいわゆる多国籍軍への協力を含めていないこと、もう一つは、PKFと申しますか平和維持隊本体に対する協力を行使することとしたこと、以上の二点が主な相違点でございますが、このほかに指摘させていただきます点、特に今回の法案で新たに定めたものという点といたしましては、一つは、本部長が作成、変更いたします実施要領というのがございます。まさにこの自衛隊の部隊が出ていきます場合も、この本部長あるいは防衛庁長官が指揮をする場合も、この実施要領に従つて指揮が行われる、そういう仕組みにいたしております。それから、御案内のとおり、いわゆる五原則というのをきちんとこの法案に明記しておることでございます。それから、やはり特に国会報告事項、第七条でございますけれども、これを設けたこと。あるいは全体の枠組みとしまして総数二千人という人的な一つの枠を設けたこと。それから最後に、私も、これはいろいろな機会に主張されるわけでございますけれども、やはり訓練、研修というのが非常に重要でございます。そういう意味で、この法案におきましては独立の条項を設けましてこの研修の重要性を特に強調いたしておる。そういった点をあわせて指摘させていただきたいと思ひます。

○遠藤(乙)委員 続いて、このPKO法案が成立をした場合、実際に自衛隊の方々が出ていくわけですから、やはり実際に参加をされる自衛隊の立場に立つていろいろな配慮をしていくことがぜひとも必要かと思ひます。さまざまな啓発、教育訓練、あるいは補償の問題、あるいはそういった

方々へ名誉、顕彰、こういったことはぜひ力を入れてやっていただきたい。本当に志の高い、そういう自衛隊員の方々をぜひ育成し、また活躍の場を与えていただきたいと思うわけでございますが、こういったPKOに参加をしていくであろう隊員の方々の処遇につきまして、防衛庁長官の所見をお伺いしたいと思います。

○宮下国務大臣 今委員御指摘のように、この平和協力業務に自衛隊が参加することになりますれば、隊員が本当に名誉と考えてこの平和業務に従事する、心ある国際協力に協力するんだという意識がやっぱり基本になければなりません。そのためには、隊員の名誉、参加する隊員の名誉を重んじ、同時に、この処遇の問題もきちっと措置しなければなりません。安全も確保しなければなりません。そして、万々が一起り得るような事態に対しましては、これは平和協力手当は一般に支給されますけれども、この国家公務員災害補償法の補償措置でありますとか賞金・ついで金でありますとか、また勤務の特殊性に応じた諸手当でございますとか、そういった待遇面と両者あわせて、本当に隊員が誇りを持って出動できるようにぜひともしたい、このことは大変大切なことであると考えております。

○遠藤(乙)委員 また、当然のことながら、このシビリアンコントロールというところが大変重要な問題でございます。我々も長い時間を費やして議論をしてまいりましたが、このシビリアンコントロールにつきましてもこの法案ではどういう配慮がなされているか、改めて御説明をいただきたいと思っております。これは準備室にお願いしたいと思っております。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

シビリアンコントロール、いわゆる政治の軍事に対する優先と申しますか、それは我が国が人的側面での国際的な貢献を行っていく上で、いささかもおろそかにしてはならない、そういう考えでございます。この法案におきましては、そういった点から、まずいわゆる五原則というのがきちんと

この法案で明記されて、法文化されているということ、それから国会との関係につきましては、先ほど申しました第七条で報告という条項が設けられておるわけでございます。さらに、これは衆参両院における段階で修正ということで、政府原案に、私どももいたしましては御理解いただきたい上で、さらにより慎重にするということが適當であるといった見地から、衆議院におきましては、平和維持隊のいわゆる本体業務を二年を超えて継続する場合に、その継続することについて国会の承認を求めるということ、それから参議院修正におきまして、平和維持隊のいわゆる本体業務を行う場合に、事前または場合によって事後に国会の承認を求める、そういった修正がなされておる。

そういった若干の指摘でございますけれども、いずれにしても、そのシビリアンコントロール、これをいささかもおろそかにしてはならないという基本的考え方での法案をつくり、またそれを実施していくというのが基本であろうと考えております。

○遠藤(乙)委員 ほば持ち時間を終了いたしましたので、これで質問を終わりたいと思っておりますが、大変、冒頭申しましたように、このPKO法案、我が国の歴史的な法案であり、また二十一世紀を目標して日本の選択の過ちをないよう、ぜひとも今国会におきまして成立を期して、全力を挙げて取り組んでいただきたい。そのことを総理以下に要望いたしますので、私の質問とさせていただきます。

以上でございます。

○林委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 最初に委員長にお伺いをしたいのであります。本委員会の運営につきまして、昨日来、自公民の幹事長・書記長、国対委員長なんかがお会合をして、きょう質疑打ち切り、採決をやるんだと、委員会の運営を三党で勝手に決めておる。しかも公開の場所、テレビなんかが入っておるところでそういうことを言っている。これは、正規の国会の委員会の運営に対してけしからぬことだと思っておりますが、委員長、まさかこういう三党の会合の結論に従って質疑打ち切り、採決、こういうことをやるべきでないと思っておりますが、やらないということをはっきり言っていたいただきたい。

○林委員長 東中君にお答え申し上げますが、今のお話は、本日の理事会でもお話が出ました。その席に私はお答えをしておりますから、東中さん所属の代表の方もおられましたから、その方からお返事をお聞き取りいただきたいと思います。

東中君、質問を続けてください。

○東中委員 聞いておりますが、それは理事会で言うておるとおりだということであって、何も具体的なことを言うていない。実際上そういう形で三党の決定に従っていくということになれば、議事をいわず自公民で支配していくといいますが、そういうことにもなりかねぬ。毅然とした態度をとることを求めます。どうですか。

○林委員長 東中君にお答え申し上げますが、先ほど申し上げたとおりでございます。

○東中委員 それでは繰り返します。昨日の私の質問に対して、政府がPKOの前提としている停戦合意、これが大前提だという議論をやっております。今度、今度は国連のPKO特別委員会においては、紛争の起こり得る地域にPKOを事前に展開する、あるいは紛争初期の段階で、停戦協定のない段階でPKOが出ていく、こういう議論がされておる。それについて日本の代表はどういう立場をとったのか、そういう停戦合意を抜きにやっていく方向を意思表示をしているじゃないかということについて質問をいたしました。総理は私の質問に対して一切外務大臣代理としてもお答えにならなかった。そして、国連局長が質問をそらすような答弁ばかりをしておりました。その後で、私の質問が終わってから、民社党の質問の段階で、東中さんの質問もあったがと言っていて、総理、答弁しましたね。全くひどい話じゃないですか。

しかも、そこで言われた宮澤外相代理の答弁の内容は、特別報告の会議録は読んでいない、報道で読んだ程度であります、こういうことを言われましたね。そして、PKO特別委員会での提案は現実的な意見ではない、まだ決定されたものではない、そういう方向に話が展開しようにない、こういう答弁をされました。それでしたね。私はそのときも申し上げました、報告書を読んできたんだと。ここへ持ってきた、全文。外務省に報告書を出すようにというのを要求しても、まだ来ていませんという出さないので。日本外務省はそんなに卑劣な態度をとってきたのです。私たちはこれを読んで、そして聞いています。私たちがこれに対しては答弁しないで、ほかの人の質問に対して答弁して、何と現実性のないものである、全く報道に基づく感想みたいなことを言っている。これが外相代理のやることか。

私は報告書の内容をはっきり言います。報告書の結論部分、総会への勧告というのを書いてある中で「PKOの発展」という項の十二項にこう書いています。「予防措置としてのPKO、すなわち侵略行動をおこしそうな者を抑止するためにPKOを展開する措置をとるため、国連が防止外交を推進する一つの方法として発展させ、明確化する必要がある」、これは国連の特別委員会の総会に対する勧告、結論部分に書いてあるのです。あなたの言うたような報道に基づく感想みたいなことじゃないのです。国連の機関が、日本代表もおいて、こういう勧告をするということを決めているのです。これは明らかにPKOの、停戦合意を前提にして初めてPKOを出すんだと言っているが、国連は違う方向に行っているじゃないか。現にそういう勧告、出しておるのですよ。全く外相代理の答弁は無責任きわまる。むしろそういうPKOの実態あるいは国連の委員会の実態をごまかしている、報道によればなどというふうなことを言っている。現実にはそう書いていない。こういうやり方というのは、法案を通すために時間が過ぎればいい、こういうことになっているんだと

言わざるを得ないのです。

私は、そういう点で、ここに物がありますけれども、この際、当委員会にはつきりとこの文書、平和維持活動のあらゆる分野におけるすべての問題の包括的検討、国連平和維持活動特別委員会の報告、報告者イハープ・ファウジ氏、この文書を資料として取り寄せること、そのことを委員長に要求します。

同時に、この特別委員会に日本代表として出席をしております角茂樹というのですか、日本代表を参考人としてここへ出てもらって、総理が報道によればと言つてまゝつきり違うことを答弁しているような状態であるから、参考人をここに呼んで国連のPKO、事前PKO派遣についての事態を審議されることを望みます。委員長において参考人の招致を求めます。

○丹波政府委員 まず、事実関係につきまして二、三御説明させていただきたいと思ひます。……(東中委員「そんなこと聞いておらぬ」と呼ぶ)まず報告書でございますが、先生に英文のもの、昨日だったと思ひますがお届けしてある、そのとおりでございます。(東中委員「遅い、遅い、そんなもの」と呼ぶ)それから報告書の中で、まさに例えれば次のような表現があるわけです。「ある代表団は潜在的紛争の抑止のため平和維持の要素を事前展開するシナリオを探索すべく検討が行われるべき旨を示唆した。」他の代表団もそういうことを言っているわけです。(東中委員「委員長、そんなことはわしが言ったことじゃないか。何を言っているんだ、時間つぶしをするな」と呼ぶ)しかし、例えば同意の問題につきましても、その当事国による同意がない場合でもそういう活動をしてはどうか、こういうことに對しまして別の代表団は、同意というものはやはり重要だということを言っておりまして、そういう議論を受けまして、その予防外交としてのPKOの使用について今後議論をしていくことが有益であろうということを言っておるわけであり、一つの議論に、一つの結論に集約されて一つの結論

が出てきたというふうにはなっていないわけでございます。それが事実関係でございます。

○東中委員 言語道断です。私がきのう言うたことを今繰り返しただけじゃないですか。そして、きょう言うたその結論、勧告になっているというところについては言わない。そして時間つぶしをやっている。そういうことを言う外務省だから、特に丹波局長というのはいさかいあることばかり言っている、だから原文を委員会に取り寄せて、そして、角氏を参考人として呼ぶというのを私は提起しているのですから、それについて委員長、取り計らってください。

○林委員長 委員長から申し上げますが、丹波君、質問の確にお答えください。丹波国際連合局長。

○東中委員 いやいや、要らぬ。委員長、委員長、そんなばかんなことあります。

○宮澤内閣総理大臣 東中委員のお話を伺っていますと、何か大変なことが起こったように思っています。少しもそうでない。その特別委員会がそういう報告書を出しただけで、今お話を伺っていますと、国連がそういう方にくんだと。そのところがいかぬのですよ、いつもお話。そうじゃないので、そういう報告書が出た、報告書が入り用とおっしゃいますから、委員長、これはちっとも大したことじゃない。お考えになつてみてください。提出いたしますが、これが交戦当事者の了解がなしに入つていて、何ができますか。それは、将来国連というものが紛争をなすべく未然に処理したい、その気持ちはわかりますけれども、みんなが戦争をしているところへのこの出かけていって、何ができますか。そんなことが今現実に行われると私は思いませんよ。

○東中委員 出すと言つたから出しなさい。そして、何ができますかというのはいあなたの主観でしょう。国連の特別委員会が総会に對して勧告をするということを決めた。その勧告の内容

は、私が先ほど読んだように、「侵略行動をおこしそうな者を抑止するためにPKOを展開する措置をとる」、まさにその混乱を起こすような方向へ行くことをやろうとしている。そういうふうな、特別委員会に日本代表がおつてこれに賛成したんですよ、この勧告に。そういう方向へ行つておるものを、それは違うんですよ、新聞の報道によればなんというふうなことを言つて、私は無責任だと思ひます。それはあなたはそのいうふうにならないだろうと思つてゐるかもしれぬ。しかし、そういう方向へ国連の特別委員会は進んでいるんだ。総会への勧告として書いてあるじゃないですか。結論が出ただけじゃないに、特別委員会としては、総会への勧告としてそれを決めていっているのですよ。そういう強弁をしたり、ごまかしたりするのはいけません。

これで時間をとつてはかきませんから、その角参考人の喚問についてはどうですか。委員長、委員長として、委員会として決めてくださいよ。

○宮澤内閣総理大臣 報告書を出せよとおっしゃいますから、できるだけ早く報告書を出したいです。

○東中委員 報告書を出す、それは結構です。委員長に参考人招致の私たちは申し入れをします。委員長の後で取り計らってください。

○林委員長 お預かりいたします。

○東中委員 時間がなくなりますので、続いて次の質問に入ります。

私は総理大臣にお伺いしたいのですが、PKO法案というのは、憲法の基本原則にかかわる自衛隊を、自衛隊というのは国際法上は軍隊である、その軍隊を海外に武装して部隊として派遣するということを中心とした法案である。これはもう異論はないと思うのです。そういう法案、戦後初めてのそういう法案です。その法案を今つくつておるといふ中で、その中心的部分である部隊として

国連平和維持軍に参加する部分は、別の法律で定める日までこれは実施をしないというのです。まだこの法案は成立してないのです。成立してないんだが、成立したらそのときから三年先になつたら実施について見直しをするんだということを今決めていっているのです。法案で修正しているのです。

国の軍隊を海外に派遣するかどうかという法律というのは、これは大変な法律ですよ。特に、日本の場合は憲法上の大問題でしょう。その中心部分を、成立する前に、別の法律でやるまで実施をしない。そして、まだ実施もしてないのに、成立したら三年たつたら見直しを、今からするというのを法律で決める。これは日本の百年の議会の歴史、立法の歴史の中でも、古今東西を問わず、こんな奇妙な、軍隊の派遣について中心部分は実施しない、そして、実施してから——何を實施するのかというのはいさかいあることですね。それを見直しをするんだということをあらかじめ決めなければいかぬ、こういうとんでもない法律というのは、これは後世の史家が見たら、こんなものを通したら、そのときの総理大臣は一体何だったんだと私は言われやせぬかと思ひます。そういう点はどうでしょう。中心部分は実施しない、まだ実施もしてないのに、三年たつたら見直しということを書文に書いてこれから出版をする。奇妙じゃございませんか。どう思われますか。

○宮澤内閣総理大臣 それは、修正案の発議者にお尋ねをいただきたいと思ひます。

○東中委員 そうしか言えないのだからと思ひます。その修正案の発議者の中心は自由民主党であります。その自由民主党の総裁である宮澤総理、外務大臣代理が、自分ではよく答えられない。まことに答えられないのですよ。これは格好悪うて、恐らく世界の史家が批判をするでしょう。そのことだけ、まず申し上げておきます。

次に、国会の事前承認についてであります。自衛隊の海外派遣について国会の事前承認を求め

ることが昨年の十一月十二日の衆議院本会議で、民社党の大内委員長が事前承認やれということを出言された。そのときに総理は、それは参加そのものがいわば条件つきになる、これでは不安定なことになるので事前承認なんというふうなことはできません。これは内閣総理大臣としての答弁だったわけでありまして。そして同じ本会議の、前日の本会議ですが、公明党の委員長は事前承認反対ということを確認して、それをやれば結局法律の、この五原則をつくっている法律の形骸化になるんだ、だから事前承認というのは許されないんだと。ここでも、百二十二国会で、この委員会が公明党の代表の方が約一時間余、貴重な時間を使って、いかに事前承認はだめなのか、それをやったら大変なことになるんだという質問をここでされました。それが今、自民党と公明党と民社党も加わって提案をされたんですね。

これはどういうことなんでしょうか。変わったんですか。しかもそれに、承認と言わないで期限づけ、それから承認の基準をつけるということまでつけ加えた。国会承認に条件をつける。先ほど来議論がありますように、そんなものは憲法の建前からいっても許されぬことです。しかし、反対してきた人たちは、自民党も公明党も何か無条件承認じゃ困るというので条件つけたんでしよう。そうじゃございせんか。はつきりしていただきたい。

○林委員長 だれですか、答えるのは、東中さん。
○東中委員 決議案を修正した人たちに言っているんです。

○岡野参議院議員 先生、先生は私の通信の大先輩でございます。電電法のときの三法、あれも提案をするときから、三年、五年後には見直そうじゃないかということをお記憶だろと思うっております。無論、電電公社の場合と軍隊の派遣の場合とはこれは違う、こうは存じますけれども、御記憶にあることは御存じだろうと思っております。

なぜ見直すことになったかといえますと、これはやはり、もう前からお話をしておりますけれども、PKO部隊というのは私も初めて参加しようというものであります。やはり経験というものを生かしていかなければいけないのではないかとということと、それから、先生はいみじくもお話しになりましたが、PKO、いろいろ変わっているというふうなお話がありました。だとすれば、その経験だとか変わりがあいて等を見まして、一定期間を置きました上で、ひとつ広く見直してみようというふうな意味合いで見直しの規定を置いた次第でございます。

それから、前は国会の報告でいい、計画を報告をすればいいということでありましたところ、なぜ今度は国会の承認ということになったのかというお話でございます。

これは、私もとしては国会報告ということでシビリアンコントロールの確保は十分だ、こう思っておりますが、私も、衆議院からいって参議院で、百五時間にもわたって質疑をちようだいしました。その中で、いろいろ意見がある中で、より広く内外の皆様の御理解を得ることがより必要ではないかというふうな観点に立ちまして、私もまたいたしましては国会承認というふうなことを新たに修正提案をさせていただいた、そんな次第であります。

まだ申し上げなければいけないことがあります。時間がと先生おっしゃいますので、一応の答弁は以上のとおりだということで御理解を賜れば幸せであります。

○峯山参議院議員 国会承認の問題についての御批判でございます。私も公明党が国会の事前承認は要らない、こういうふうな言っておったのに事前承認を認めたのはおかしいじゃないか、こういう御意見だと思っております。
私も、国会承認という問題はシビリアンコントロールの中でも非常に重要な問題であると考えております。したがって、私も公明党がこのシビリアンコントロールが必要ないと言った

ことは一回もありません。むしろ、PKOの自衛隊の参加に当たりましては厳格なシビリアンコントロールが必要である、こういうふうな観点に立っておりまして、したがって、そのシビリアンコントロールをどういうふうな確保するかという問題は、これはいろいろ問題が、いろいろなやり方があるわけでありまして、私も法案の中点となる分を埋め込んだ方がいい、しかも憲法に反する、いわゆるそういうことができないように法律に盛り込んだ方がいい、そういうふうな意味で厳格なこの五項目という問題を法案に盛り込むことにしたわけでありまして、それだけではまた問題もあるんじゃないかということもありまして、これは実施計画を直ちに国会に、実施計画ができましたら国会に直ちに報告をさせるとか、あるいは二年後の国会承認という問題も、これは衆議院で修正をされたわけでございますし、また事後の国会報告をする、こういうふうないろいろな一つの問題それぞれが、これはシビリアンコントロールとの関係でいわれるその一つ一つが十分機能される、されるようにするということが大事なことでございまして、私もは初めそういうふうな考えをたけてございまして。

しかしながらその後、御存じのとおり、今東中委員の方からお話があったように、それぞれの政党にはやはりそういうふうなことも事前承認の方がいいという方もいらっしゃるわけでございます。これは、この法案を修正しつづける場合に各党の意見をそれぞれ持ち寄りまして、それぞれ相談をいたしまして、よりこのシビリアンコントロールがいい方向に進んでいく、そういうふうな意味で私も、私もその政策の範囲内であるということでも今回この事前承認をこの修正案の中に盛り込んだわけでございます。

○東中委員 今の答弁は全く事実と違うということとを申し上げておきます。
といひますのは、昨年の百二十二国会の衆議院のこの委員会、民社党が国会の事前承認に関する修正案を出したでしよう。そのときに、自民党も公明党も反対して否決したじゃありませんか。要らぬと言ったことはないんじゃないこととをどうして言いますのや。出されたときに否定したじゃないですか。しかもこの委員会、当委員会です。そのように、総理大臣であると同じ時に自民党総裁である宮澤さんは、参加そのものがいわば条件つきになる、そういう不安定は避けたい、だから事前承認というのには反対なんだと言つて、そうやったのですよ。そうしたら今度は、それは前からいかにぬとは言つていたのじゃないんだ、シビリアンコントロールは必要だ、そんなばかなことを、大体この、当委員会の審議を何と思つておるのですか。本委員会です。参議院でひっくり返して、そしてあやあやと当たり前みたいなことを言つてゐる。全く言語道断だと思ふのです。

民社党に聞きたい。前国会においては、衆議院では事前承認について、実施計画についての事前承認を求める修正案を提案されました。そうしたら、自民党、公明党がああ強行採決の中でも反対をして、そして否決をされた。そういうことではこのPKO法案には賛成できぬ、反対という態度を示したのでしよう。ところが、今回出された修正案は、実施計画を国会承認条件とはしていない。実施計画は報告、実施について承認を得る。明らかに昨年の民社党が出した、そして否決された案と違う。実施計画の承認を求めるといふ案と違つた案で今出されてこれたのはなぜですか、民社党にお伺いしたい。

○田淵(哲)参議院議員 確かに衆議院で出した修正案は、実施計画について国会の承認を得ることになっておりました。しかし、その法案の内容で、実施計画の中に、法案第三号のイからへまでの業務、あるいはレに定めるこれに類する業務が含まれておる場合はというふうな条件がつ

いております。したがって、その趣旨は、イからへまでのいわゆるPKF本体の業務についての承認を求めるという趣旨であります。そして、今回の修正で、実施計画ではなくて、この業務、イからへまでの業務を行うことについて承認を求めることにしたというのは、実施計画にはそれ以外の業務、我々が本来国会承認の必要な事項ではなくて、それ以外のこともたくさん盛り込まれておるわけでありまして、実施計画についての承認よりもその特定のイからへまでの業務についての承認を求めた方がより正確である、これが第一点であります。

それから第二点は、法案全般の統一性を保つという観点から、衆議院の修正部分としまして、第六条の第十項にあります。これは二年を経過する日を超えて引き続き実施しようとするときは、その引き続き業務を行うことに対して承認を求めなければならぬ、これと平仄を合わせるという意味もあって、業務の実施についての承認を求めることにしたのであります。

なお、その業務の実施について国会の承認を求める際に、政府でつくられた実施計画は同時に報告されることになっておりますから、実施計画についての論議を国会で行い、その上でイからへまでの業務についての承認を行う、このようなことになっておるわけでありまして。

○東中委員 実施計画は閣議決定するから具体的に決まるんです。それを報告するだけでなしに、その承認を国会に求める、無条件に国会の承認がなければだめだというのが民社党の昨年の正式に出された案です。何の条件もついてない。ところが今度は、それに反対した自民党と公明党の意見を入れて、実施計画の承認じゃない、閣議決定の内容の承認じゃなくて、実施についての承認と、何のことかわからぬ。部隊の派遣についての承認でもない、計画についてでもない、実施についての承認というふうになっているんです。そして、不安定な状態が長く続いたら困るということ、官澤さんが本会議で答弁しておった趣旨があつ

て、七日以内に承認を求めなければならぬというやつを三党の案として出したんでしょう。余りにも露骨な憲法違反だから、それはできません。といって法制局から言われて、三党合意は「努めなければならぬ」という格好だったんでしょ。

実態はどうかといったら、国会の承認事項、防衛出動でも治安出動でも、国会が承認するというのは、あらゆる問題を見て国権の最高機関である国会が承認するんですよ、あるいは不承認になるんですよ。その国会の承認権について、七日以内だとか、あるいは何と何とかの基準に照らして、それも国連平和維持隊への参加という新しい概念を入れて、その基準に照らして国会は承認するかしないかを議決せい、こんな横暴なことがありますか。

民社党の当初の主張がゆがめられて、そして反対しておった自民党と公明党で、国会の議決権を制限するようになつていふものを出してきたんです。これこそまさに憲法上許されぬ。自衛隊の部隊としての海外派遣が憲法上許されないというだけではないんです。こういう承認事項についてさへ憲法の原則に反するようなことがこのうのとやられておる。こういうことは許されません。余りにもここでの論議、国会の論議が一体何なんだ、勝手に変えていくんじゃないか。

総理はそれは発議者に聞いてくれと言われました。そういう性質のものなんですか。総理自身が公に発表した見解と違つていふことになってきたら、なぜその違つていふんだということを言わなきゃいかぬじゃないですか。言わぬでもいいというのですか。はつきりしてください。

○宮澤内閣総理大臣 国会法の定めるところに従いまして、政府は政府の御提案いたしましたものを最善と考えておるわけでございますけれども、しかし、立法院におかれまして、国民全体をお考えのより高い立場から、国権の最高の機関としての御意見をお持ちになられるということであれば、政府はそれに対して謙虚でなければならな

い、こういうふうと考えておるわけでございませう。

○東中委員 自民党が提案をしたことについて、議院内閣の自民党総裁である総理大臣が本会議で答弁をしたそのこと自体を犠牲にする、そして自民党自身が否決をしたものを、今度は変わるについて、ただ三党合意であるから、これは通ります、これは通ります。

もう一つ申し上げましょう。時間がありませんが、そもそもの国連平和協力法が廃案になった後、九〇年の十一月九日の深夜に自公民三党の合意ができました。それは自衛隊とは別個に組織した、そういうPKF参加ということでありました。

このときに私たちは、この三党合意は自衛隊とは別個の組織と言っているけれども、それは自衛隊を派遣するための迂回行為だと、こういうふうな三党合意を批判しました。そのときに市川公明党書記長は、この別個の組織ということとは、自衛隊というのはだめだということだとテレビでも発言しましたね、別個の組織に自衛隊が入るといふことはだめなんだと。もし、その別個の組織に自衛隊が入ってくるというようなことを、政府がそういうことを言うてくるならば、これを粉砕するために断固闘うんだと公明党の委員長は発言したじゃありませんか。小沢幹事長もそのとき、自衛隊とは別個の組織なんだ、自衛隊じゃないんだという趣旨のこと、これもNHKテレビで発言をしています。

そのものが、この三党合意に基づいてやるんだと、自衛隊じゃないものにするんだと言っておつたのが、明けて一月二十五日、政府は、自衛隊はだめという、別個の組織でやるんだということ、施政方針演説で、一日も早く新たな国際協力のあり方について成果を得たい、こういうことを施政方針演説で言っています。だから合意の内容は自衛隊でない、自衛隊が入らない別個の組織なんだということだったんです。

くつて中間報告を出した。このときは、前の十一月のときの合意と明らかに内容が、同じ三党合意でも内容が変わつたのであります。ということは官澤総理大臣がちゃんと五月二十七日の参議院の審議の中で認めておられます。変わったわけですね。

変わったものが出てきたときに公明党は、中間報告は、これは自衛隊の使用が前提となつていてではないか、完全な別個の組織でないものを持つてきている、形式的に本部をつくつても実体は自衛隊というのではだめだ、新組織が実体を持つものにすべきである、自衛隊のこの案はだめだと言つておつたのです。これは公式に言つていたのですよ。ところが、こつと変わつてしまつて、この法律を認めた。法律賛成の側に立つた。批判がきつから、今度は凍結するんだというのでしよう。PKFについては凍結すると言つた。

そのPKFについての凍結が、凍結というのは法案になれば実施をしないと書いてあるのですね。実施をしないんだつたら、法案を成立させなければいいのです。削除すればいいのです……

○林委員長 東中君、お約束の時間が来ておりますので簡潔にやつてください。お願いいたします。

○東中委員 しかし、この削除はしないで凍結をする。凍結をしても、凍結ということとは、結局凍結するということでしょう。凍結するということとは、実施をするということじゃありませんか。

こういう変遷から見れば、そういう変遷から見ればこれは政府の公約にも反する。三党合意によつてやるんだという、そういう十一月の三党合意によつてやるという施政方針演説の公約ですね、にも反するし、公明党の変遷の中で出てきたものであつた。

私たちは、こういう国民を欺罔するような形で国の基本にかかわる、憲法の基本にかかわる問題を変えていく、こういうことは断じて許せぬ。凍結をして成立させる、こんな立法法にありませんか。断じて許せない。廃案にすべきだ。強く要求

第二類第九号 国際平和協力等に関する特別委員会議録第五号 平成四年六月十一日

務、國際的な平和協力業務という新しい任務に自

ります。ですから、法案の成立後の情勢を踏まえ

○林委員長 御静粛に願います。御静粛に願いま

す。

○岡野参議院議員 私どもは、人的貢献の必要性はかの湾岸紛争のときから切実に思っておりました。しかし、これは七千キロのかなたにある湾岸でございました。しかし、今回問題になっておりますのは、カンボジアの問題であります。

は、国連中心の平和主義であります。一つは、自由主義陣営のもので働くということであります。もう一つは、アジアの一員であるということであります。このカンボジアの U N T A C は、我がアジアの言いますならば友朋であります。いま一つ、民主的な国家をつくらうということでもあります。同時に、国連傘下の P K O であります。この U N T A C にぜひとも参画をしたいということでもありますならば、ぜひこの法律をつくり上げたいものだ。先生のおっしゃいますように、いろいろの御意見を聞いて、今回の結論ということで修正案を出させていただいた次第であります。

もう一点であります。先ほど、凍結をしている、それを解凍ができるだろうと。チンとやれば自然に解凍ができるのではありません。三年後、改めて法律で定めた日までであります。法律を定めた、先生方の御協力によりまして、法律の定めるその日までという意味であります。これは、やはり一つの民主主義の理論だと思っております。

以上でございます。よろしく御賛同を賜りますようお願いいたします。

私は確信をいたしております。

先ほどの御議論におきまして、公明党の判断が一年半で変化しているとの御指摘もありましたが、むしろ変化しない方がおかしいほど国際情勢も変化し、我が国の国際的立場や期待も高まってきたております。PKOの本質を勉強し、調査し、党内で活発な議論を重ねて、新しい法案、新しい対応を検討していくことはますます重要になってきていると思うのであります。また、午前の質疑の中で、石田委員長の発言も引かれての御批判がありましたが、我が党が党内議論を重ね、公開し、手続を踏んで、また各政党との協議を重ねて本法案作成に至ったことはこれまで御説明してきたところであります。

自衛隊は憲法違反である、したがって自衛隊の活用もまかりならぬ、この法案は憲法違反だと言うことは簡単であります。しかし、それでよいのか。そういう立場では協議ができない、入り口で行き詰まってしまうことになります。私は、今回の審議を通じて、野党第一党の社会党と真剣に協議し、一緒に法案づくりや国際貢献について話し合い、協力できなかつたことがまことに残念であります。我々の修正によつてPKO法案で、社会党などの主張も踏まえ、凍結、国会承認、見直し等を行ったのであります。したがいまして、社会党におかれても十分この点は御理解をいただけるのではないかと私は考えております。この法案に基づき、PKOが実際にカンボジアなどに派遣され実績を上げること確信いたしております。そうなれば、国民の支持、理解もますます深まり、アジア諸国民の心配も払拭されることは明らかであります。社会党の皆さんも御理解いただけると信じております。

私はこのPKO法案が、日本の新しい国際貢献の第一歩となる極めて意義ある法案であると考えております。戦争だとか武力行使だとか海外派兵だといった従来の冷戦型マイナス思考ではなく、平和、国際貢献をどうするかという論議を本格的に行うべきときに来ているとの感を深くいたした

しております。
(発言する者あり)

○林委員長 御静粛に願います。御静粛に願います。御静粛に願います。

○田渕(哲)参議院議員 和田委員の質問の中で述べられた、民主主義とはこうあるべきだという御趣旨は全く同感であります。民社党もこの法案につきましては、国会承認ということが、事前承認ということが法案に盛り込まれなかつたので衆議院では反対いたしました。こういう重要な法案は各党それぞれの立場から意見が異なることが多いと思いますけれども、私は、このような重要な法案は、できるならば、過半数があるからといって、少数の政党だけでなくて、できるだけ多くの国会派とか党の賛同を得て成立させるのが望ましい。そういう意味から、我々としては、国会承認のみならず凍結の問題も、また三年後の見直しも、できるだけ幅広い各会派の御理解を得られたらという願望のもとにこれを認めたわけであります。また、我が党の大内委員長も、社会党さん、公明党さん、また連合参議院、こういうところと協議を重ねまして、できるならば合意点を見出したという努力をしましたことは皆様方の御承知のとおりだと思います。

ただ、結果においては、この激しい対立の中で国会で処理をされるという状態に参議院はなりました。これは、厳しいところに派遣される自衛隊員やあるいはその他の協力隊員の方々が本当に苦勞されることを思いますと、やはり国民みんなが喜んで送り出してあげるといふような体制をつくるのが非常に重要だと思います。衆議院におきましてもいい形で成立をさせていただきますようにお願いをしまして、私の所信を述べさせていただきます。

○林委員長　ちよつと待ってください、和田さん。

大衆議場に傍聴人がたくさんおられますが、傍聴人の方は傍聴席のところの前の方までお下がりをお願いいたします。お下がりをお願いしたいと思います。議事の整理をさせていただきます。議事の

整理をさせていただきます。議事の整理をさせていただきますますから、どうぞそのところまでお下がりください。お下がりにください。議場整理の問題でございますから、委員長の方から各党の理事に御協力を願います。見ておりますと、社会党の先生方、非常に多いようでございますから、上原理事さん、串原理事さん、理事さん、お願いをいたしますから、ぜひ議場の整理に御協力をお願い申し上げます。御協力をお願い申し上げます。整理をしてください。（発言する者あり）御静粛に願います。御静粛に願います。私でも、発言者の言葉が聞き取れないぐらいでございますか聞き取れないのではないかと思います。したがしまして、私は……（発言する者あり）したがしまして、私は、もう少しお下がりにいただきたい。これをぜひ願います。

それでは、質疑を続行いたしましょう。和田一仁君。

○和田（一）委員　それでは、最後に総理にお尋ねをいたします。

世界情勢のこうした激変の中で、これからの日本の将来を左右するかじ取りの役をしておられる総理大臣におかれまして、この法律にかけた御決意と、そしてこれからの日本の方向についてどう日本を持っていかれようとしているか、総理の御所見、御決意を伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○宮澤内閣総理大臣 冷戦後の国際社会が新たな秩序を模索しております中で、我が国といたしまして、世界の平和と繁栄のために国際社会と協調しながら、財政的貢献だけでなく我が国憲法のもとでできる限りの人的貢献も最大限にいたしたいと考えております。貢献の道はいろいろございますが、御審議中のPKO法案は、国連の平和維持活動、人道的な国際救援活動に対して、我が国としてなし得る最大限の貢献を行う上で必要な体制を整備するものであると存じております。したがって、我が国の国際貢献の上で重要な意義を有

するものと考えております。

国会におきましても、長いことこの法案について御審議を重ねてこられましたが一、日も早い法案の成立を受けまして、我が国としてできる限りの国連の平和維持活動に対して協力をいたしたいと念願をいたしております。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

○和田(二)委員 ありがとうございます。これで終わります。

○林委員長 次に、榎崎弥之助君。

○榎崎委員 提案されておりますこの法案は、解釈改憲、憲法を変えないで解釈だけで憲法を逸脱する、そういう内容ですから、私は冒頭に、この法案は単純なる二分の一の賛成多数ではだめだ、三分の二以上の賛成がなくてはいけないという性格を持った法案である、このようにまず指摘をしておきます。

それから、昨日私は、昭和四十年二月十日予算委員会から始まりました三矢作戦計画のものを取り上げました。それは非常に論議は本質的には、質的には今行われておるものと同じなんです。シビリアンコントロールの問題、これがユニホームのコントロールになるのではないか。あるいは海外派兵問題で憲法違反の問題があるのではないかと。

ここを見渡してみますと、閣僚席で四十年のこの三矢作戦の審議を経験されたのは宮澤総理と渡辺外務大臣二人です。その次、塩川大臣が古いですが、四十二年ですものね。四十年のときおられなかった。だから、渡辺さんがおられないから閣僚では宮澤総理一人なんです。この経過を知っておられるのは、こちらの方で大方おじられましたが、この人たちがまだ若いから知らない。それで、提案者の岡野さん、あなたは五十八年に参議院に出てこられましたね。それから山崎さんと田淵さんは四十二年ですね、たしか。だから四十年当時おられなかった。公明党の皆さんは昭和四十二年に初めて衆議院にいられた。民社党の皆さんは、塚本さんにきのう確かめましたけれど

も、一番古いのは塚本さんで、四十年のときには塚本さんはバッジをつけておられませんでした。

それで、あのときの審議を知っておれば私はもう少しまじめな審議になり得たのではないかとこの感じがするのです。

それで、ちなみに防衛庁長官、きのうあなたは勉強するとか何とかおっしゃっていましたが、念のために言っておきますけれども、これは図上研究になっておるけれども、実際はそうではなかった。いいですか。それで、これはその四十年の五月二十七日、札幌地裁の憲法事件の証人として田中義男元陸将が出られた。この田中陸将という人がこの三矢作戦の統裁官になった。その人が証言をした、裁判所で。こう言っておる。「三矢研究を作成した目的は、自衛隊の防衛計画に資するためで、当然第二次防衛力整備計画や、それ以降の防衛計画に影響を与えるに足るものだ。また、アメリカや日本政府に研究内容の実施を期待する資料である。」まさにこれが今生きてきている。私はそれを言いたかったのです。それをです。ね、いや、あなたはまだ後からゆくり答弁させるから。それで、私は、本当に重要な段階だと思っております。

それで、外務大臣は大変残念です。早くよくなられるように祈りますが、総理が兼務されておるそうですからお伺いしておきますけれども、昭和五十八年十二月二日、条約が発効いたしました。こういう条約です。昭和五十七年の六月九日に批准されて五十八年の十二月二日に発効した条約、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがありと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約、いわゆる特定通常兵器条約と言っております。この内容を御存じでしょうか。——いや、総理兼外務大臣に聞いているのです。あなたが知っておるのは当たり前だよ。

○宮澤内閣総理大臣 政府委員からお答えいたします。

○榎崎委員 御存じないのですね。いいです、時

間がないから。御存じない。

○柳井政府委員 事実関係について……

○榎崎委員 いや、おかしいよ。こういう条約を御存じかどうかだけ知ればいいのです、私は。渡辺さんも御存じなかったのです。

そして、四月の何日ごろか忘れましたが、ある雑誌で、渡辺副総理兼外務大臣はインタビューに応じて、PKOを通さないか、カンボジアには数十万の地雷がある、この地雷除去のために自衛隊をぜひ派遣せないうか、こう言われた。それから金丸不信、不信じゃないか、金丸不信、済みません、副総裁も中国の江沢民総書記と会われたときに同じことを言われた。カンボジアに地雷がたくさんあるからPKOを通さないか、こう言われました。

ところが、これからよく聞いておってください、勉強のためになるから。この条約に地雷のことがあつたのです。この条約に地雷のことがあつた。

そしてまず、今度のPKO法案、それから国際緊急援助隊法ですが、それと自衛隊法改正、この三つの改正によつて自衛隊は完全にその性格が変わつた。もう名前から変えないけない。専守防衛であつたのが軍隊になつたんじゃないですか、文字どおり。それを裏づけたんでしよう、この前、五月二十一日に。ふんふんと言つたつてだめよ、あなた。五月二十一日の安保委員会、いいですか、この今の条約の第六条、これは日本は義務があります。守る義務がある。それで、この附属議定書がある。この附属議定書、「自国の軍隊に周知させるため自国の軍隊の教育の課目にこの条約及び当該附属議定書についての学習を取り入れることを約束する。」日本は約束しております。この六条の「軍隊」に自衛隊は該当しますかと。言ったら、そのとおりですと言われたでしよう。だから軍隊でしよう。そのとおりでしよう。

が。そう言っているのだから、政府側が。そして、いいですか、私があれに聞いた。宮下さん、覚えておるでしよう。地雷除去、除去とい

うけれども、カンボジアの地雷はどういうあれがあるか、種類は。そうしたら、こう言つた。旧ソ連製、米国製、中国製、四番目にカンボジア独特の地雷。この四番目が問題だ。これは何じゃと聞いたら、主として木製の地雷です。それで、私は聞いた。それを採知する能力は自衛隊にあるか。

七一式の地雷探知器で木製の地雷はできないでしようが。ふんと言ひよるけれども、そうでしょうが。あなた、地雷探知能力は自衛隊にないでしようが。それで、やつとことし、四年度予算に地雷原を処理する車をシステムとして購入するようになって、それがいいよ動き出すのが五年度、来年度からですよ。わかつておられますか。それで、こんなことも知らずによくも、地雷を除去するためにPKOを出すなんてよくも言えたものだ。

だから私は、失礼ながら、間違つておつたら後で謝罪をいたします。何か宮澤総理は、PKOのことについて江沢民総書記は余り御存じないのではないかということをお聞かせというのを新聞で読みました。何か後ではあれは謝罪されたようなこともちよつと聞いておりますが。実は、江沢民総書記が知らぬのじゃなしに、日本政府の首脳が知らぬのでしようが、こういう地雷のことについて。何で人の、よその国の、あなた、首脳に対してそんなことを言うあれがありますか。まず、その点からお聞きしておきますわ。

○林委員長 榎崎さん、だれに答弁ですか。

○榎崎委員 総理です。

○宮澤内閣総理大臣 地雷のことを余り、確かに私は詳しくごいません。

○榎崎委員 だから、余り御存じない方が、総理は正直ですけれども、御存じない方が知つたふりして、地雷を除去するために自衛隊やらないかぬなんていうようなことは今後言わないことですね。わかりましたか。

それから、もう一つ聞いておきますが、せつかく三方おられますから。

あなたの方の修正案の中に、我が国がPKFに参

行もくありません。とてもじゃない、できませんから。まずお席にお帰りください。（発言す

ん。そんな暴力には私は絶対に屈しません。絶対

ん。そんな暴力には私は絶対に屈しません。絶対にこんな暴力には、多数の暴力には絶対に屈しません。私は絶対に屈しません。（発言する者あり）絶対にそれは認められません。絶対にそんなことは認められません。（発言する者あり）私はこう

いったような形で委員会が開かれることは絶対に

いったような形で委員会が開かれることは絶対に困ります。あえて私から申し上げます。この状態を一体何と考えられますか。何と考えられますか。（発言する者あり）皆さん方、まずお席にお帰りください。お席に絶対お帰りください。こん

なことであつたら私は一切要求を聞くことはできません。要求を聞くことは絶対できません。なぜ

お帰りにならないんですか。(発言する者あり)
平穩に話をしようじゃありませんか。平穩に話をしようじゃありませんか。平穩に話をしようじゃ

ありませんか。話をしておるんですから……（發言する者あり）絶対にそんなことは認められませ

ん。困るじゃありませんか。社会党の皆さん方、共産党の皆さん方、一体何事ですか、これについ

ては。何事ですか、一体これは。（発言する者あり）これでも国会議員ですか。何ですか、一体こ

れは。嘆かわしい話ですよ。嘆かわしい話です。嘆かわしい話ですから。（発言する者あり）質問

は、きょうの日程は全部こなしたんです。こなたんですから、私は全部皆さん方が退場されるま

では一切応じません。(発言する者あり) 休憩—
ません。こんなことでは、こんなことでは私は国

會議員として恥ずかしいと思います。（発言する者あり）私は国会議員として恥ずかしいと思いま

す。ぜひ御退席ください。（発言する者あり）まず、まず席に着いてからです。まず席に着いてか

ら、まず席に着いてから。着かない前に……（発言する者あり）どうですか、どうですか、そんな

ことじゃありません。絶対に、絶対にこんなことは聞きません。こんな状態ではどうにもなりませんから。（発言する者あり）監視は入ってください。監視を入れてください。これではどうにもなりません。これは絶対に困ります。（発言する者あり）こんなものをたくさん出されて、一体何事ですか。これでも国会ですか。こんなもので国会ですか。一体、何事ですか。（発言する者あり）とんでもない話じゃないですか。とんでもない話じゃないですか。とんでもない話だ。とんでもない話です。（発言する者あり）ちよつと後ろまで下がってください。下がってください。下がって、下がって、下がって。（発言する者あり）見ますけれども、見ますけれども、そんなものも、大きなピラを出されてやられたんではどうにもなりません。（発言する者あり）私は絶対に困ります。私は絶対に困ります。私は絶対に皆さん方に負けません。どんな暴力でも負けませんよ。委員長の権威において、委員長の権威において、そんなものは取ってください。（発言する者あり）お席に入ってください。お席に入ってください。お席に、お席に帰ってください。（発言する者あり）席に帰ってください。皆さん、皆さん方、ちよつとお席にお帰りください。お席にお帰ってください。お席にお帰りください。そんなことでは……（発言する者あり）帰らない、帰らない、帰らなければ、帰らなければどうにもならないよ、どうにもならない。それでは……（発言する者あり）それは絶対だめだ。絶対だめだ。委員会では大変もうやったわけですから……（発言する者あり）絶対にやりません。そんなものだからだ。こんな状況では絶対できません。（発言する者あり）お下がりになっていただいて、お下がりになっていただいてから、それで決めましょう。お下がりになってから決めましょう。（発言する者あり）いや、とつても、とつてもじゃない、ちよつと、とつても、やらない、やらない、やらない。それはやらない。そんなことじゃ、とつて

午後五時三十七分散會

第六條第二項第二号中「協力隊の設置」を「派遣

に付議して、その承認を求めなければならない。

4 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

5 前二項の規定は、国会の承認を得て第三項の国際平和協力業務を継続した後、更に一年を超えて当該国際平和協力業務を引き続き行おうとする場合について準用する。

6 内閣総理大臣は、実施計画に定める国際平和協力業務が終了したときは、遅滞なく、当該国際平和協力業務の実施の結果を国会に報告しなければならない。

第八条第一項第六号中「第六条第十三項」を「第六条第七項」に改める。

第九条第一項中「協力隊」を「派遣隊」に改め、同条第二項中「協力隊の隊員」を「派遣隊の構成員たる協力隊の隊員」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に、「第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員（自衛隊法第二十五条に規定する隊員をいう。以下同じ）は、それぞれを」同項の海上保安庁の職員は」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 本部長は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務が行われる場合には、当該国際平和協力業務に係る実施要領の変更を適正に行うため、海上保安庁長官に対し、第四条第二項第三号に掲げる事務のうち海外において行われるものを委託するものとする。この場合には、海上保安庁長官は、当該国際平和協力業務を行う海上保安庁の職員を当該委託に係る事務に従事させるものとする。

第九条第六項を次のように改める。

6 第二項の規定は、前項の委託に係る事務に従事する海上保安庁の職員について準用する。

第九条第七項中「協力隊」を「派遣隊」に改める。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「隊員」を「任期制隊員」に改

め、同条第一項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第三号ロからルまで」に、「同号レ」を「同号ヲ」に、「隊員」を「協力隊の隊員（以下「隊員」という。）」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第三条第三号イからハまで」を「第三条第三号イ」に、「これらの業務を」これに、「同号レ」を「同号ヲ」に改め、同条第三項中「任用されるものとする」を「任用されるものとし、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する」に改め、同条第四項中「隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする」を「同項の期間中、自衛隊員としての身分を保有するが、自衛隊員の職務に従事しない」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「この条において」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者を」を「任用される隊員」に、「第十六条」を「第十四条」に、「所属するものとみなす」を「所属し、自衛隊員の職務に従事しているものとみなす」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「同項に規定する者」を「第四項の規定により任用される隊員」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第十一条とする。

第十三条を削る。

第十四条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第十五条から第十八条までを二条ずつ繰り上げる。

第十九条見出しを含む中「隊員」を「自衛隊派遣隊員」に、「協力隊」を「派遣隊」に改め、同条を第十七条とする。

第二十条第一項中「又は防衛庁長官」を削り、「第三条第三号ル」を「第三条第三号ヘ」に、「同号又からヨまで」を「同号ホからヌまで」に改め、同条第二項中「又は防衛庁長官」及び「又は自衛隊」を削り、同条を第十八条とする。

第二十一条を第十九条とする。

第二十二条の前の見出し中「小型武器」を「けん銃」に改め、同条中「隊員」を「派遣隊の構成員たる隊員」に、「政令で定める種類の小型武器」を「けん銃」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条第一項を次のように改める。

本部長は、第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により前条のけん銃が装備として実施計画に定められた場合において、第九条第一項の規定により派遣隊が派遣先国において行う国際平和協力業務に隊員に従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認めるときは、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条のけん銃を当該隊員に貸与することができ

る。

第二十三条第二項及び第三項中「小型武器」を「けん銃」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十四条の見出し中「武器」を「けん銃」に改め、同条第一項中「小型武器」を「けん銃」に改め、同条第二項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に、「第二十二條の政令で定める種類の小型武器」を「第二十条のけん銃」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「小型武器又は武器」を「けん銃」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、「第六項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項」を削り、「第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器」を「第一項及び第二項の規定によるけん銃」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第二十一条とする。

第四章中第二十五条を第二十三条とし、第五章中第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を第二十五条とする。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とする。

附則第四条中「国際平和協力業務」の下に「（当該国際平和協力業務に係る実施要領の変更を適正に行うため委託される事務を含む）」を加え、同条

を附則第三条とし、附則第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第八条を削る。

附則第九条のうち第一条第二項の改正規定中第五号を次のように改める。

五 国際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律（平成四年法律第 号）第十九条第五項に規定する自衛隊派遣隊員

附則第九条を附則第七条とする。

本修正の結果必要とする経費は、約五百億円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、約五百億円の

見込みである。

見込みである。

見込みである。

見込みである。

平成四年六月十七日印刷

平成四年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D